

目 次

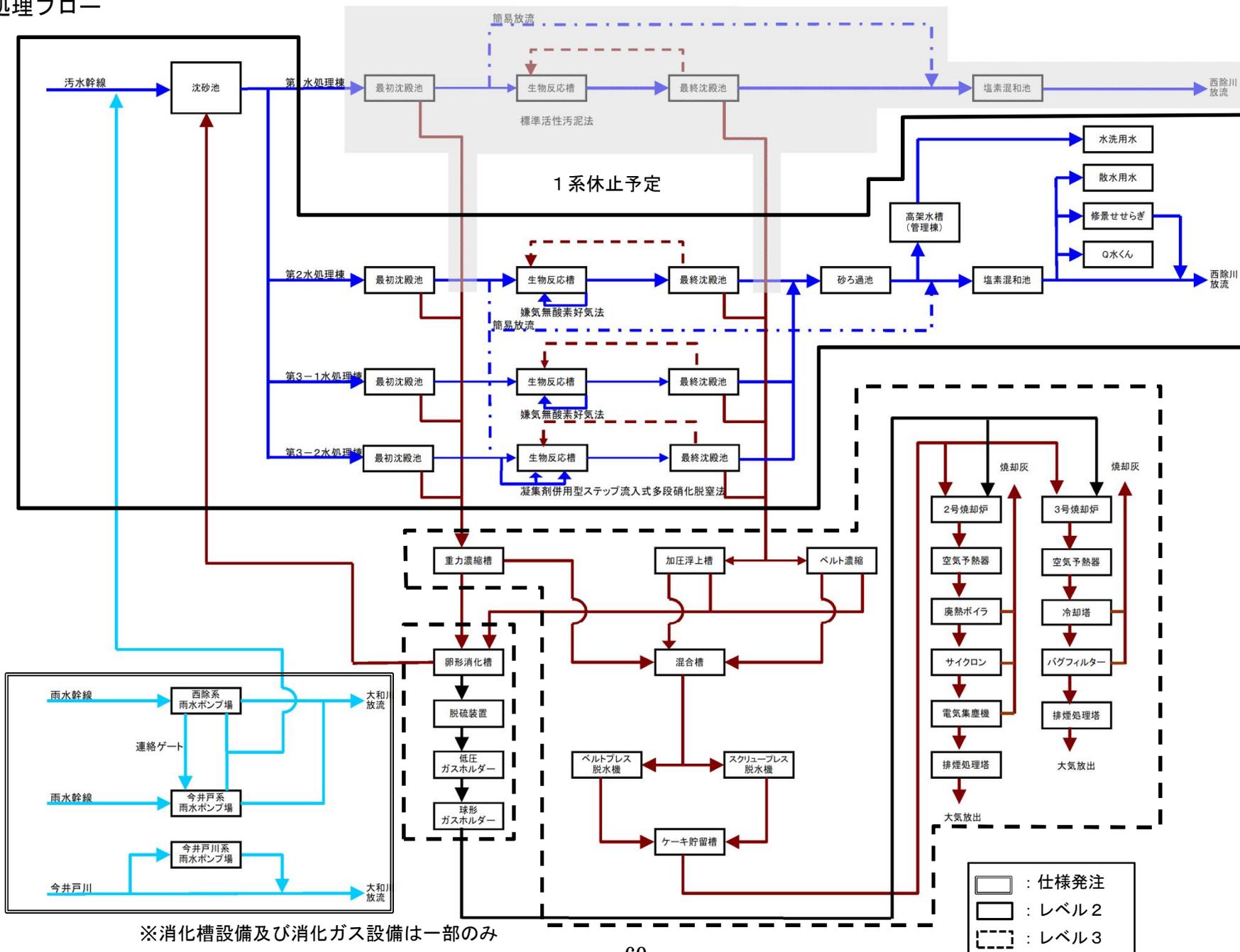
別紙 1 事業範囲区分表	59
別紙 2 処理フロー	60
別紙 3 主要機器一覧表	61
別紙 4 受注者の資格基準等	77
別紙 5 大阪府流域下水道水質試験実施要領	86
別紙 6 水質分析業務に関する要領	142
別紙 7 環境分析業務に関する要領	145
別紙 8 日常における試験項目と頻度（参考）	150
別紙 9 法定点検ほか業務	151
別紙 10 電気保安規程	190
別紙 11 小規模補修業務実施要領	215
別紙 12 規制基準値（放流水及び排ガスに係る基準）	218
別紙 13 雨天時マニュアル	220
別紙 14 雨水ポンプ場運転操作要領	221
別紙 15 既存埋蔵文化財調査	225
別紙 16 既存土質調査	226
別紙 17 既存設備との取合い	231
別紙 18 新炉建設予定地 撤去後用地図（参考図）	239

別紙1 事業範囲区分表

大項目	中項目	小項目	○:受注者 ●:発注者			
			汚泥処理設備 (レベル3)	水処理設備 (レベル2)	雨水排水設備 (仕様発注)	
運転管理ほか業務	運転操作監視業務	監視室における監視、操作、記録等の業務		○		
		現場における監視、操作等の業務		○		
		管理日報、運転日誌等の作成、計器の記録・故障報告等の業務		○		
		監視室内の整理、清掃等の作業		○		
		夜間休日巡回業務(年末年始を含む)		○		
		その他、運転操作監視に必要な業務		○		
		保守点検業務	日常巡視		○	
			日常点検		○	
			定期点検		○	
			臨時点検		○	
	定期自主点検			○		
	施設の故障履歴及び補修履歴の記録(AMDB、機器台帳等含む)			○		
	廃棄物管理			○		
	水質・汚泥管理及び水質分析・環境分析業務	水質・汚泥管理		○		
		水質分析・環境分析		○		
	事務業務	法定点検外業務の計画、実施、報告に関連した事務的業務		○		
		物品調達業務の計画、実施、在庫管理、支払、報告に関連した事務的業務		○		
		施設管理業務の計画、実施、報告に関連した事務的業務		○		
		小規模補修業務の計画、協議、実施、報告に関連した事務的業務		○		
		委託者が支給又は調達を行う燃料薬品類、部品・消耗品等の在庫管理業務	-	-	○	
		委託者が行う予算管理事務への協力		○		
		見学者案内業務		○		
	その他の業務	ケーキ(受入又は搬出)		○		
		しき、沈砂、焼却灰等の受け渡し		○		
		しき、沈砂、焼却灰等の運搬処分		●		
		管理棟を除く場内の単純清掃業務		○		
		保守点検等に係る必要個所の簡易な除草等		○		
		業務対象施設のゴミ清掃		○		
		側溝(人力で開放できない箇所を除く)及びピット等の清掃		○		
		電気マンホール・ハンドホールの排水清掃		○		
		稼働施設周辺、管廊、建物内、倉庫の整理、清掃		○		
		貸与居室の日常の整理、清掃		○		
		一般開放緑地門扉の開閉		○		
		国旗掲揚		○		
		産業廃棄物管理票の交付事務		○		
		機械設備点検整備業務の計画、調達、確認、支払、報告等に係る業務		○		
		電気設備点検整備業務の計画、調達、確認、支払、報告等に係る業務		○		
	ユーティリティ調達業務の計画、調達、支払、報告等に係る業務		○			
	汚泥処理施設における補修業務(部品調達等含む)の計画、実施、確認、支払、報告等に係る業務		○			
	法定点検ほか業務	クレーン施設保守点検業務		○		
		地下タンク設備点検業務		○		
		特殊建築物定期点検業務		○		
		貯水槽設備保守点検業務		○		
		エレベーター保守点検業務		○		
		脱臭用吸着剤取替業務		○		
消防設備点検業務			○			
防災管理点検業務			○			
業務用空調機設備定期点検業務			○			
管渠マンホール等点検業務			○			
マンホール蓋清掃点検業務			○			
管理棟外清掃業務			○			
場内緑地除草外業務			○			
機械設備点検整備業務		メーカー点検	○ ^{※3}	●	●	
電気設備点検整備業務		メーカー点検		○		
ユーティリティ(変動費対象)	重油、電気、薬品(次亜塩、消泡剤、苛性ソーダ、PAC、汚泥凝集剤)	○	○	● ^{※1}		
ユーティリティ(固定費対象)	水道		○			
ユーティリティ等の調達管理業務	機器類の定期交換部品(Vベルト等)		○	○ ^{※2}		
	水質試験に必要な試薬、消耗品・水質分析機器等に必要な交換部品等		○	○ ^{※2}		
	運転操作に必要な消耗品等(チャート紙、トナーカートリッジ等)		○	○ ^{※2}		
	潤滑油類(交換用のオイル・グリスなど)		○	○ ^{※2}		
	ユーティリティに含まない薬品類(清浄剤他)		○	○ ^{※2}		
	肥料他場内除草に必要な消耗品・薬剤等		○	○ ^{※2}		
	建築設備に係る電気・監視及び計装機器に必要な交換部品等		○	○ ^{※2}		
	運転管理に必要な消耗品類等(珪砂、耐圧ホース等)		○	○ ^{※2}		
	器具、及び消耗品等(固定費対象)	潤滑油類(補充用のオイル・グリスなど)		○		
		燃料(作業用、車両用)		○		
		塗料(軽微な部分補修用)		○		
		報告記録用紙		○		
		一般汎用什器、備品(損料・リース料)及び消耗品		○		
		フォークリフト、ダンプ、トラック		○		
		安全管理器具類		○		
補修業務	土木・建築、消化槽設備、消化ガス設備(1件当たり消費税込みで250万円以下の業務)		○	-		
	土木・建築、消化槽設備、消化ガス設備(1件当たり消費税込みで250万円を超える業務)		●	-		
	機械・電気設備、建築設備(金額の制限はなし)		○ ^{※4}	-		
	小規模補修業務		-	○ ^{※2}		
2号焼却炉更新業務	設計	事前調査業務(必要に応じて)		○	-	
		各種申請、届出等の業務(必要に応じて)		○	-	
		基本・詳細設計業務		○	-	
	建設	機械工事		○	-	
		電気工事		○	-	
		土木・建築工事		○	-	
		各種申請、届出等の業務(必要に応じて)		○	-	
		試運転、性能試験		○	-	

※1:雨水排水施設の運転に係るユーティリティは、実費精算とする。
 ※2:合計金額(消費税及び地方消費税を除く。)の上限は、37,000千円とする。
 ※3:消化槽設備及び消化ガス設備は一部のみ
 ※4:消化槽設備及び消化ガス設備は対象外

別紙2 処理フロー



※消化槽設備及び消化ガス設備は一部のみの

別紙3 主要機器一覧表

業務対象となる主要機器は次のとおりとする。

1. 管理棟

(1) 沈砂池設備

機器名称	仕様	数量
1) 沈砂池	(W4.0m×L42.0m×D4.8m)	3池
2) 着水井流入制水扉	(鑄鉄製自重降下式角型、W2,000mm×H2,500mm、後面四方止水方式、電動及び自重降下式)	2門
3) 沈砂池流入制水扉	(鑄鉄製油圧式角型、W2,000mm×H2,300mm、後面四方水密式、油圧シリンダー式)	4門
4) 油圧ユニット	(ベーンポンプ、18L/min×3.7kW×2台、オイルタンク300L)	1式
5) 沈砂池流出制水扉	(鋼板製手動角型、W2,000mm×H2,500mm、後面四方水密式)	4門
6) ポンプ井連絡制水扉	(鋼板製手動角型、W1,400mm×H1,400mm、後面四方水密式)	1門
7) 粗目スクリーン	(平鋼製バースクリーン、目幅100mm×取付角度70°)	4面
8) 粗目自動除塵機	(走行懸垂式、目幅100mm×取付角度70°×レーキ幅1,500mm、掻揚6.4m/min×1.5kW、走行6.4m/min×0.75kW、開閉0.75kW)	1台
9) し渣搬出機	(No.1 20° トラフローラー式コンベヤ、36m/min×2.2kW)	1台
	(No.2 20° トラフローラー式コンベヤ、24m/min×2.2kW)	1台
	(No.3,4,7 20° トラフローラー式コンベヤ、24m/min×1.5kW)	3台
	(No.5,6 30° トラフローラー式(ヒレ付)コンベヤ、24m/min×1.5kW)	2台
10) 細目自動除塵機	(レーキ反転型ダブルチェーンコンベヤ、目幅25mm×取付角度70°、4.0m ² /h×1.5kW)	4台
11) し渣洗浄機	(二重胴式、処理能力2.0m ³ /h×3.7kW)	1台
12) し渣脱水機	(スクリュースレス式、処理能力2.0m ³ /h×7.5kW、油圧ユニット0.4kW)	1台
13) し渣スキップホイスト	(揚程26m、バケット容量0.29m ³ 、3.7kW)	1基
14) し渣ホッパー	(鋼板製角型13m ³ 、油圧カットゲートφ100、油圧ユニット(沈砂ホッパーと兼用)、5.5kW×2台)	1基
15) 沈砂掻揚機	(Vバケット付ダブルチェーンコンベヤ、処理能力2.1m ³ /h×3.7kW)	3台
16) 沈砂・し渣洗浄機	(二重胴式、処理能力3.0m ³ /h×3.7kW)	1台
17) 沈砂搬出機	(スクリュース式、搬出能力3.0m ³ /h×3.7kW)	1台
18) 沈砂スキップホイスト	(揚程26m、バケット容量0.53m ³ 、7.5kW)	1台
19) 沈砂ホッパー	(鋼板製角型26m ³ 、油圧カットゲートφ160)	1台
20) スカム処理機	(脱水機構付ドラム状スクリーン、処理能力3.0m ³ /min、目幅3mm、1.1kW)	1台
21) 沈砂洗浄水ポンプ	(水中タービンポンプ、φ65×0.65m ³ /min×7.5kW)	2台
22) スカム洗浄水ポンプ	(水中タービンポンプ、φ32×0.1m ³ /min×2.2kW)	2台
23) 洗浄機洗浄ポンプ	(水中タービンポンプ、φ80×0.85m ³ /min×11kW)	2台
24) し渣スキップホイストピット排水ポンプ	(水中汚水ポンプ、φ40×0.11m ³ /min×0.4kW)	1台
25) 沈砂スキップホイストピット排水ポンプ	(水中汚水ポンプ、φ40×0.11m ³ /min×0.4kW)	1台

(2) 汚水ポンプ設備

機器名称	仕様	数量
1) 主ポンプ	(No.1 立軸斜流渦巻ポンプ φ500×30m ³ /min×200kW)	1台
	(No.2 立軸斜流渦巻ポンプ φ600×50m ³ /min×355kW)	1台
	(No.3 立軸斜流渦巻ポンプ φ600×50m ³ /min×315kW)	1台
	(No.4 立軸斜流渦巻ポンプ φ1,000×140m ³ /min×900kW)	1台
	(No.5,6 立軸斜流渦巻ポンプ φ1,000×140m ³ /min D/E)	2台
2) ポンプ用ディーゼル機関	(No.5,6ポンプ用、単動4サイクル無気直接噴射式、定格出力1,350PS、定格回転数900rpm)	2台
3) 主ポンプ用歯車減速機	(No.4,5,6ポンプ用歯車減速機、直交軸クラッチ内臓形歯車減速機、伝達動力1,350PSm、入力軸回転数900rpm、出力軸回転数330rpm)	3台
4) 冷却水ポンプ	(水中モーターポンプ、φ100×1.1m ³ /min×18.5kW)	5台
5) 洗浄水ポンプ	(加圧ポンプ、φ40×80mL/min)	2台
6) No.4,5,6主ポンプ用軸封水ポンプ	(加圧ポンプ、φ40×150mL/min)	2台
7) 空気圧縮機	(立形2段空冷式、69.5m ³ /h×11kW)	2台
8) 空気槽	(400L)	3台
9) クレーン	(普通形天井クレーン、主巻16t/補巻3.2t)	1基
10) 重油ストレージタンク	(鋼板溶接円筒形屋外埋設式、20kL)	1基
11) 重油移送ポンプ	(電動機直結歯車ポンプ、105L/min×3.7kW)	2台
12) 重油サービスタンク	(1,500L)	1基

(3) 脱臭設備

機器名称	仕様	数量
1) 脱臭ファン	(ターボファン、190m ³ /min × 18.5kW)	1台
2) 生物脱臭装置	(充填塔式生物脱臭装置、190m ³ /min)	1基
3) 活性炭吸着塔	(角型立置式)	1基
4) ミストセパレータ	(慣性衝突式、190m ³ /min)	1基

- (4) 給排気ファン 1式
(5) 中央監視室内監視盤、操作盤、データ処理設備 1式
(6) 電気室内受電、配電及びその他電気設備 1式
(7) 地区監視室内監視盤 1式
(8) 空調設備 1式
(9) 現場操作盤 1式
(10) その他建築附帯設備 1式

2. 第1水処理棟(40,000m³/日、標準活性汚泥法)

(1) 最初沈殿池設備(R4.6 3-2系供用開始後休止予定)

機器名称	仕様	数量
1) 最初沈殿池	(W6.6m × L19.1m × D3.5m)	8池
2) 最初沈殿池流入ゲート	(鑄鉄製角型外ネジ式、W800mm × H800mm、手動ベベルギア式)	8門
3) 初沈汚泥掻寄機	(クロス フライト付ダブルチェーンコンベヤ、0.4kW)	4台
	(メイン フライト付ダブルチェーンコンベヤ、0.75kW)	8台
4) 初沈スクラムスキマー	(電動回転式、φ250及びφ300 × 6.6m)	8台
5) 初沈スクラムポンプ	(破砕ポンプ、φ200/100 × 0.8m ³ /min × 22kW)	2台
6) 初沈汚泥引抜ポンプ	(無閉塞形 φ100 × 1.5m ³ /min × 0.75kW)	4台
7) 簡易放流可動堰	(鑄鉄製角型外ネジ式、W2,000mm × H400mm × 0.75kW)	4門
8) 散気装置	(初沈流入水路用、散気板定置式)	1式
9) 消泡ノズル	(直線スプレー形、10L/min)	45個

(2) 曝気槽(R4.6 3-2系供用開始後休止予定)

機器名称	仕様	数量
1) 曝気槽	(散気式旋回流方式 W6.65m × L42.2m × D5.6m × 2水路)	4池
2) 曝気槽流入ゲート	(鑄鉄製外ネジ可動堰、W800mm × H400mm、手動式)	4門
3) 曝気槽ステップゲート	(鑄鉄製外ネジ可動堰、W800mm × H400mm、手動ベベルギア式)	12門
4) 消泡水ポンプ	(片吸込渦巻ポンプ、φ125 × 1.5m ³ /min × 11kW)	3台
5) 送風機	(片吸込型多段ターボブロワ(5段) φ300/250 × 105m ³ /min × 160kW)	3台
6) 強制給油装置	油圧ポンプ(ギアポンプ、φ50 × 110L/min × 2.2kW × 2台)	1式
	集油槽(2,000L × 1槽)	
	油冷却器(シェルアンドチューブ式、12m ³ /h × 1台)	
	油ろ過器(二連式 × 1台)	
	高架油槽(1,000L × 1槽)	
7) ブロワ吸込電油弁	(電油操作式バタフライ弁、φ300 × 0.4kW)	3台
8) エアフィルター	(乾式、1,250mm × 3,200mm、風量315m ³ /min以上、0.1kW)	2台
9) 散気装置	(散気板定置式)	1式
10) 消泡ノズル	(直線スプレー形、10L/min)	256個
11) 塩化第一鉄液タンク	(10m ³)	1基
12) 塩化第一鉄液注入ポンプ	(ダイヤフラム式、φ15 × 720mL/min)	2台
13) クレーン	(天井クレーン、10t)	1基

(3) 最終沈殿池(R4.6 3-2系供用開始後休止予定)

機器名称	仕様	数量
1) 最終沈殿池	(W6.6m×L28.6m×D3.2m)	8池
2) 最終沈殿池流入ゲート	(鑄鉄製角型外ネジ式、W1,000mm×H500mm、手動ベベルギア式)	8門
3) 終沈汚泥掻寄機	(クロス フライト付ダブルチェーンコンベヤ、0.75kW)	4台
	(メイン フライト付ダブルチェーンコンベヤ、1.5kW)	8台
4) 終沈スカムスキマー	(電動回転式、φ250及びφ300×0.4kW)	8台
5) 終沈スカムポンプ	(水中汚水汚物ポンプ、φ100×1.0m ³ /min×5.5kW)	2台
6) 余剰汚泥ポンプ	(無閉塞形、φ100×1.0m ³ /min×7.5kW)	4台
7) 返送汚泥ポンプ	(無閉塞形、φ200×4.5m ³ /min×15kW)	6台
8) 塩素混和池流入ゲート	(鑄鉄製角型外ネジ式、W1,000mm×H1,000mm、手動ベベルギア式)	2門
9) 塩素混和池バイパスゲート	(鑄鉄製角型外ネジ式、W1,000mm×H800mm、手動ベベルギア式)	2門
10) 次亜塩素酸ソーダタンク	(10m ³)	1基
11) 次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	(ダイヤフラム式、φ15×0.842L/min×0.2kW)	1台
	(ダイヤフラム式、φ15×0.305L/min×0.2kW)	1台

(4) 用水設備

機器名称	仕様	数量
1) 高架水揚水ポンプ	(片吸込渦巻ポンプ、φ125×30m×1.6m ³ /min×15kW)	1台
	(片吸込渦巻ポンプ、φ125×24m×2.24m ³ /min×15kW)	1台
2) 給水ポンプ	(片吸込渦巻ポンプ、φ80×30.1m×1.5m ³ /min×11kW)	1台
	(片吸込渦巻ポンプ、φ80×27.5m×1.5m ³ /min×11kW)	1台
3) 砂ろ過水移送ポンプ	(横軸渦巻ポンプ、φ100×1.3m ³ /min×17m×7.5kW)	1台
	(横軸渦巻ポンプ、φ100×1.4m ³ /min×17m×7.5kW)	1台

(5) 吐口放流制水扉

機器名称	仕様	数量
1) 鋼製手動ローラーゲート	(W1,500mm×H1,500mm、後面四方ゴム水密式)	1門
	(W2,000mm×H2,000mm、後面四方ゴム水密式)	1門

(6) 脱臭設備(R4.6 3-2系供用開始後休止予定)

機器名称	仕様	数量
1) 脱臭ファン	(100m ³ /min×7.5kW)	2台
2) オゾン発生機	(水冷無声放電方式)	2台
3) 活性炭吸着塔	(角型立置式)	1基

(7) 給排気ファン

1式

(8) 電気室内受電、配電及びその他電気設備

1式

(9) 地区監視室内監視盤、その他操作盤

1式

(10) 空調設備(R4.6 3-2系供用開始後休止予定)

1式

(11) 現場操作盤

1式

(12) その他建築附帯設備

1式

3. 第2水処理棟(30,000m³/日、嫌気無酸素好気法)

(1) 最初沈殿池設備

機器名称	仕様	数量
1) 最初沈殿池	(2層式 W6.4m×L(上層30.3m、下層38.5m)×D3.0m)	2池
2) 最初沈殿池流入ゲート	(電動式可動堰、W1,500mm×H600mm、0.75kW)	4門
3) 初沈汚泥掻寄機	(チェーンフライト式、0.75kW)	4台
4) 初沈スカムスキマー	(電動パイプ式、φ350、0.4kW)	4台
5) 初沈スカム攪拌機	(水中ミキサー、5.7m ³ /min×2.4kW)	1台
6) 初沈スカム移送ポンプ	(自吸式無閉塞形 φ100×1.0m ³ /min×11Kw)	2台
7) 初沈汚泥引抜ポンプ	(横軸無閉塞形渦巻ポンプ φ100×1.0m ³ /min×7.5kW)	2台
8) 初沈バイパスゲート	(手動式鑄鉄製、W800mm×H800mm)	1門
9) 池排水ポンプ	(横軸無閉塞形、φ100×2.0m ³ /min×22kW)	1台

(2) 生物反応槽

機器名称	仕様	数量
1) 生物反応槽	(機械式旋回流方式 W6.4m × L84.0m × D9.0m)	4池
2) 生物反応槽流入可動堰	(角型電動式、W1,000mm × H600mm、0.75kW)	4門
3) 生物反応槽ステップ可動堰	(手動式、W500mm × H500mm)	8門
4) 循環ポンプ	(無閉塞スクリーインペラ形、φ300 × 12m ³ /min × 30kW)	3台
	(無閉塞スクリーイン付汚泥ポンプ、φ250 × 8m ³ /min × 11kW)	3台
5) 水中曝気機	(水中攪拌装置付曝気機 0~12N ³ /min × 11kW)	13台
	(水中攪拌装置付曝気機 0~12N ³ /min × 7.5kW)	12台
6) 消泡ノズル	(固定式、8L/min × 224個)	1式
7) 凝集剤タンク(PAC)	(10m ³)	1基
8) 凝集剤注入ポンプ(PAC)	(ダイヤフラム式、φ25 × 3.6L/min × 0.75kW)	3台
9) 苛性ソーダタンク	(10m ³)	1基
10) 苛性ソーダ注入ポンプ	(ダイヤフラム式、φ25 × 3.6L/min × 0.75kW)	3台
11) 次亜塩素酸ソーダタンク	(10m ³)	1基
12) 次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	(ダイヤフラム式、φ15 × 0.72L/min × 0.2kW)	2台
13) 生物反応槽バイパス可動堰	(角型電動可動堰、W1,500mm × H800mm、0.75kW)	4門

(3) 最終沈殿池

機器名称	仕様	数量
1) 最終沈殿池	(W6.5m × L47m × D3.2m)	8池
2) 最終沈殿池流入ゲート	(鑄鉄製角形、W800mm × H800mm、電動4門、手動4門)	8門
3) 終沈汚泥掻寄機	(フライト付ダブルチェーン式、0.4kW)	8台
4) 終沈スカムスキマー	(電動パイプ式、φ350 × 0.4kW)	8台
5) 終沈スカム攪拌機	(水中ミキサー、5.7m ³ /min × 2.4kW)	1台
6) 終沈スカム移送ポンプ	(自吸式無閉塞形、φ100 × 1.0m ³ /min × 11kW)	2台
7) 余剰汚泥ポンプ	(横軸無閉塞形、φ100 × 1.0m ³ /min × 5.5kW)	4台
8) 返送汚泥ポンプ	(無閉塞スクリーインペラ形 φ150 × 2.8m ³ /min × 5.5kW)	4台
	(無閉塞スクリーインペラ形 φ200 × 2.8m ³ /min × 7.5kW)	4台
	(無閉塞スクリーインペラ形 φ250/200 × 5.4m ³ /min × 15kW)	2台
9) 消泡剤注入ユニット	(タンク 1,000L × 1基、2,000L × 1基、ポンプ 70~760cc/min × 2台)	1組

(4) 用水設備

機器名称	仕様	数量
1) 冷却水ポンプ	(片吸込渦巻ポンプ、φ65 × 23m × 0.47m ³ /min × 3.7kW)	2台
2) 水処理用ろ過水ポンプ	(片吸込渦巻ポンプ、φ80 × 31m × 0.5m ³ /min × 5.5kW)	2台
3) 用水貯留槽揚水ポンプ	(横軸渦巻ポンプ、φ125 × 1.5m ³ /min × 15m × 7.5kW)	2台
4) ブロワ用ろ過水ポンプ	(片吸込渦巻ポンプ、φ80 × 30m × 0.6m ³ /min × 7.5kW)	2台
5) 消泡水ポンプ	(片吸込渦巻ポンプ、φ150 × 27m × 2.4m ³ /min × 15kW)	2台

(5) 吐口放流制水扉(2系、3系共通)

機器名称	仕様	数量
1) 鋼板製ローラーゲート	(W3,500mm × H2,500mm、後面四方水密式)	1門
2) 鋼板製スライドゲート	(W2,000mm × H2,000mm、後面四方水密式)	1門

(6) 脱臭設備(生反用)

機器名称	仕様	数量
1) 脱臭ファン	(125m ³ /min × 11kW)	1台
2) 生物脱臭装置	(充填塔式生物脱臭装置)	1基

(7) 脱臭設備(初沈、濃縮タンク棟用)

機器名称	仕様	数量
1) 脱臭ファン	(100m ³ /min × 5.5kW)	1台
2) 生物脱臭装置	(角形充填塔式生物脱臭塔)	1基

(8) 給排気ファン

1式

(9) 電気室内受電、配電及びその他電気設備

1式

(10) 現場操作盤

1式

(11) その他建築附帯設備

1式

4. 第3-1水処理棟 (68,000m³/日、嫌気無酸素好気法)

(1) 最初沈殿池設備

機器名称	仕様	数量
1) 最初沈殿池	(2層式 W4.0m×L(上層15.1m、下層21.9m)×D(上層3.0m~3.2m、下層6.3m~6.6m))	4池
2) 最初沈殿池流入ゲート	(W800mm×H400mm)	8門
3) 初沈汚泥掻寄機	(チェーンフライト式)	4台
	(モノレール式)	4台
4) 初沈スカムスキマー	(電動パイプ式、φ350)	8台
5) 初沈スカム移送ポンプ	(無閉塞形 φ100×1.0m ³ /min×7.5kW)	4台
6) 初沈汚泥引抜ポンプ	(無閉塞形 φ100×1.0m ³ /min×7.5kW)	2台
7) 初沈バイパスゲート	(W1,500mm×H1,500mm)	1門
8) 初沈バイパススクリーン	(自動スクリーン、W1,500mm×H4,800mm、目幅5mm)	1基
9) し渣破砕機	(二軸破砕機、7.5kW)	1基

(2) 生物反応槽

機器名称	仕様	数量
1) 生物反応槽	(W8.4m×L137.0m×D9.0m)	4池
2) 生物反応槽流入ゲート	(W1,000mm×H500mm)	4門
3) 循環ポンプ	(吸込スクリュウ付 φ400×15m ³ /min×22kW)	6台
4) 水中攪拌機	(嫌気槽攪拌機 1,292m ³ /min×15kW)	4台
	(無酸素槽攪拌機(曝気なし) 854m ³ /min×7.5kW)	8台
	(無酸素槽攪拌機(曝気あり) 854m ³ /min×7.5kW)	4台
5) 好気槽散気装置	(微細気泡型散気板、気泡径 260μm)	1式
6) PACタンク	(10m ³)	2基
7) PAC注入ポンプ	(ダイヤフラム式 φ15×1.3L/min×0.2kW)	2台
8) 生物反応槽バイパスゲート	(W12,000mm×H700mm)	2門

(3) 最終沈殿池

機器名称	仕様	数量
1) 最終沈殿池	(2層式 W4.0m×L(上層49.8m、下層64.4m)×D(上層3.5m~4.1m、下層6.5m~8.0m))	4池
2) 最終沈殿池流入ゲート	(W800mm×H600mm)	8門
3) 終沈汚泥掻寄機	(チェーンフライト式)	8台
4) 終沈スカムスキマー	(電動パイプ式、φ350)	8台
5) 終沈スカム移送ポンプ	(無閉塞形 φ100×1.0m ³ /min×7.5kW)	4台
6) 余剰汚泥ポンプ	(無閉塞形 φ150×1.5m ³ /min×11kW)	2台
7) 返送汚泥ポンプ	(吸込スクリュウ付 φ250×6m ³ /min×15kW)	8台

(4) 用水設備

機器名称	仕様	数量
1) 消泡水ポンプ	(片吸込渦巻ポンプ、φ150×30m×2.5m ³ /min×22kW)	3台

(5) 脱臭設備

機器名称	仕様	数量
1) 脱臭ファン	(260m ³ /min×22kW)	1台
	(200m ³ /min×15kW)	1台
2) 生物脱臭装置	(充填塔式生物脱臭装置)	2基

(6) 給排気ファン

1式

(7) 電気室内受電、配電及びその他電気設備

1式

(8) 現場操作盤

1式

(9) その他建築附帯設備

1式

5. 第3-2水処理棟(R4.6 供用開始予定、36,500m³/日、凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法、詳細仕様変更の可能性あり)

(1) 最初沈殿池設備

機器名称	仕様	数量
1) 最初沈殿池	(2層式 W4.0m×L(上層11.95m, 下層16.5m)×D(上層3.0m, 下層2.9m))	2池
2) 最初沈殿池流入ゲート	(W800mm×H400mm)	4門
3) 初沈汚泥掻寄機	(チェーンフライト式)または(モノレール式)	4台
4) 初沈スカムスキマー	(電動パイプ式、φ350)	4台
5) 初沈スカム移送ポンプ	(無閉塞形 φ100×1.0m ³ /min×7.5kW)	2台
6) 初沈汚泥引抜ポンプ	(無閉塞形 φ100×1.0m ³ /min×7.5kW)	2台
7) 初沈パイプゲート	(W1,500mm×H1,500mm×2.2kW)	1門

(2) 生物反応槽

機器名称	仕様	数量
1) 生物反応槽	(W8.4m×L132.8m×D7.48m)	2池
2) 生物反応槽パイパス可動堰	(W2,000mm×H700mm)	2門
3) 生物反応槽ステップ流入可動堰	(W500mm×H500mm)	6門
4) 水中攪拌機	無酸素槽(1)攪拌機 4.0kW	2台
	無酸素槽(2)攪拌機 5.5kW	2台
	無酸素槽(3)攪拌機 2.2kW	4台
5) 好気槽(1)散気装置	(高密度配置対応型散気板、気泡径 260μm)	2台
6) 好気槽(2)散気装置	(高密度配置対応型散気板、気泡径 260μm)	2台
7) 好気槽(3)散気装置	(高密度配置対応型散気板、気泡径 260μm)	2台
8) PACタンク	(10m ³)	2基
9) PAC注入ポンプ	(ダイヤフラム式 φ25×0.6~2.5L/min×0.4kW)	2台

(3) 最終沈殿池

機器名称	仕様	数量
1) 最終沈殿池	(2層式 W4.0m×L(上層54.45m, 下層68.4m)×D(上層3.5m, 下層3.4m))	2池
2) 最終沈殿池流入ゲート	(W800mm×H600mm)	4門
3) 終沈汚泥掻寄機	(チェーンフライト式)または(モノレール式)	4台
4) 終沈スカムスキマー	(電動パイプ式、φ350)	4台
5) 終沈スカム移送ポンプ	(無閉塞形 φ100×1.0m ³ /min×7.5kW)	2台
6) 余剰汚泥ポンプ	(無閉塞形 φ150×1.5m ³ /min×11kW)	2台
7) 返送汚泥ポンプ	(吸込スクリュウ付 φ250×7m ³ /min×22kW)	4台

(4) 脱臭設備

機器名称	仕様	数量
1) 脱臭ファン	(210m ³ /min×15kW)	1台
2) 生物脱臭装置	(充填塔式生物脱臭装置)	1基

(5) 給排気ファン

1式

(6) 現場操作盤

1式

(7) その他建築附帯設備

1式

6. 今井戸系雨水ポンプ場

(1) 今井戸系雨水ポンプ場設備

機器名称	仕様	数量
1) 沈砂池	(2,300㎡(5池合計) × TP-6.5~-2.6m)	5池
2) 雨水流入制水扉	(W2,000mm × H5,000mm)	5門
3) 雨水流出制水扉	(W2,500mm × H2,500mm)	10門
4) 粗目スクリーン	(W4,000mm × H6,900mm、目幅 100mm)	5面
5) 粗目除塵機	(走行式粗目除塵機)	1台
6) 細目自動除塵機	(固定ダブルチェーン式、目幅 40mm)	5台
7) し渣搬出機	(トラフ形ベルトコンベヤ)	4台
8) し渣スキップホイスト	(揚程 27.5m、バケット容量 0.9㎡)	1台
9) し渣ホッパー	(15㎡)	1基
10) 走行式沈砂掻揚機	(走行式Vバケット付ダブルチェーンコンベヤ)	1台
11) 沈砂搬出機	(フライトコンベヤ)	1台
	(3ローラ20° トラフ形ベルトコンベヤ)	1台
12) 沈砂スキップホイスト	(揚程 27.5m、バケット容量 1.1㎡)	1台
13) 沈砂ホッパー	(20㎡)	1基
14) ポンプ井排水ポンプ	(着脱式水中汚水ポンプ、φ 300mm × 9.6㎡/min × 75kW)	1台
15) 主ポンプ	(立軸斜流ポンプ φ 1,200mm × 200㎡/min、D/E)	2台
	(立軸斜流ポンプ φ 2,200mm × 670㎡/min、D/E)	3台
16) 重油地下タンク	(35kL)	2基
17) クレーン	(クラブトロリ式天井クレーン、主巻50t/補巻10t)	1基

- (2) 放流渠吐口 (W4,000mm × H4,000mm、西除系雨水ポンプ場と共通) 2門
- (3) 給排気ファン 1式
- (4) 操作室内監視盤、その他操作盤(西除系雨水ポンプ場と共通) 1式
- (5) 電気室内受電、配電及びその他電気設備 1式
- (6) 現場操作盤 1式
- (7) その他建築附帯設備 1式

7. 西除系雨水ポンプ場

(1) 西除系雨水ポンプ場設備

機器名称	仕様	数量
1) 沈砂池	(1,400㎡(4池合計) × TP0.4~3.9m)	4池
2) 雨水流入制水扉	(W2,000mm × H4,000mm)	4門
3) 雨水流出制水扉	(W2,000mm × H2,500mm)	8門
4) 連絡ゲート	(W3,000mm × H4,000mm)	1門
5) 粗目スクリーン	(W3,500mm × H5,600mm、目幅 100mm)	4面
6) 粗目除塵機	(台車走行式間欠除塵機)	1台
7) 細目除塵機	(固定形ダブルチェーン式、目幅 25mm)	4台
8) し渣搬出機	(トラフ形ベルトコンベヤ)	3台
9) し渣スキップホイスト	(揚程 20m、バケット容量 0.9㎡)	1台
10) し渣ホッパー	(10㎡)	1基
11) し渣コンテナ吊上装置	(走行式電動チェーンブロック、1.0t × 12m)	1台
	(チェーンブロック、1.0t × 6m)	1台
12) 沈砂掻揚機	(走行式バケットコンベヤ昇降式、処理能力 2.56㎡/h)	1台
13) 沈砂搬出機	(トラフ形ベルトコンベヤ)	1台
14) 沈砂分離機	(スクリューコンベヤ、処理能力 2.16㎡/h)	1台
15) 沈砂スキップホイスト	(揚程20m、バケット容量 0.67㎡)	1台
16) 沈砂ホッパー	(15㎡)	1基
17) ポンプ井排水ポンプ	(着脱式水中排水ポンプ、φ 200mm × 5.0㎡/min × 30kW)	1台
18) 主ポンプ	(立軸斜流ポンプ φ 1,200mm × 250㎡/min、D/E)	1台
	(立軸斜流ポンプ φ 1,650mm × 470㎡/min、D/E)	3台
19) 重油地下タンク	(30kL)	1基
20) クレーン	(クラブトロリ式天井クレーン、主巻32t/補巻8t)	1基

- (2) 給排気ファン 1式
- (3) 配電盤、制御盤及びその他電気設備 1式
- (4) 現場操作盤 1式
- (5) その他建築附帯設備 1式

8. 送風機棟

(1) 送風機設備

機器名称	仕様	数量
1) 送風機	(片吸込形多段ブロワ、 $\phi 300/250\text{mm} \times 75\text{m}^3/\text{min} \times 132\text{kW}$)	1台
	(片吸込形多段ブロワ、 $\phi 350/300\text{mm} \times 150\text{m}^3/\text{min} \times 250\text{kW}$)	1台
	(片吸込形多段ブロワ、 $\phi 500/450\text{mm} \times 320\text{m}^3/\text{min} \times 440\text{kW}$)	3台
2) 空気ろ過器	(乾式ろ過再生式(一連式)、 $700\text{m}^3/\text{min} \times 0.1\text{kW}$)	3台
3) 潤滑油タンク	(2.0m^3)	1基
4) 潤滑油ポンプ	(ギヤーポンプ、 $\phi 50 \times 180\text{L}/\text{min} \times 3.7\text{kW}$)	2台
5) 潤滑油ヘッドタンク	(1.0m^3)	1基
6) 潤滑油冷却器	(水冷式、 $\phi 50 \times 180\text{L}/\text{min}$)	2台

- (2) 給排気ファン 1式
- (3) 電気室内受電、配電及びその他電気設備 1式
- (4) 現場操作盤 1式
- (5) その他建築附帯設備 1式

9. 汚泥処理棟

(1) 重力濃縮設備

機器名称	仕様	数量
1) 重力式濃縮槽	($W11.0\text{m} \times L11.0\text{m} \times D3.0\text{m}$)	4槽
2) 汚泥掻寄せ機	(中心駆動センターポスト式、 $\phi 10.7\text{m}$)	4台
3) 重力濃縮汚泥引抜ポンプ	($\phi 100 \times 1.0\text{m}^3/\text{min} \times 8\text{m} \times 5.5\text{kW}$)	2台
4) 重力濃縮汚泥貯留槽	(122m^3) (立形パドル式、 7.5kW)	1槽
5) 重力濃縮汚泥投入ポンプ	(一軸ネジ式汚泥ポンプ(消化タンク棟送り)、 $\phi 150 \times 0.7\text{m}^3/\text{min} \times 60\text{m} \times 22\text{kW}$)	2台
6) No.1 重力濃縮汚泥移送ポンプ	(吸込スクリーウ式汚泥ポンプ(混合槽送り)、 $\phi 200 \times 1.0\text{m}^3/\text{min} \times 15\text{m} \times 7.5\text{kW}$)	1台
7) No.2 重力濃縮汚泥移送ポンプ	(吸込スクリーウ付汚泥ポンプ(混合槽送り)、 $\phi 100 \times 1.0\text{m}^3/\text{min} \times 15\text{m} \times 5.5\text{kW}$)	1台
8) 床排水ポンプ	(水中汚水汚物ポンプ、 $\phi 150 \times 3.6\text{m}^3/\text{min} \times 16\text{m} \times 15\text{kW}$)	2台
9) 初沈汚泥破砕機	(自動刃圧調整機能付破砕機 $3\text{m}^3/\text{min} \times 3.0\text{kW}$)	2台
10) 重力濃縮分離液槽	($W3.1 \times L3.1 \times D7.3\text{m}$)	1槽
11) 重力濃縮分離液移送ポンプ	(水中汚水汚物ポンプ、 $\phi 150 \times 3.6\text{m}^3/\text{min} \times 16\text{m} \times 18.5\text{kW}$)	2台
12) 重力濃縮分離液槽攪拌機	(水中ミキサー、容量 17m^3 、羽根径 $\phi 190$)	1台
13) 汚泥分配槽	($W4.0 \times L2.4 \times D1.4\text{m}$: 土木躯体)内1槽は将来	4槽

(2) ベルトプレス脱水設備

機器名称	仕様	数量
1) ベルトプレス脱水機	(ベルト幅 3m)	3台
2) ろ布洗浄水ポンプ	(横軸多段渦巻ポンプ、 $\phi 100 \times 0.8\text{m}^3/\text{min} \times 70\text{m} \times 22\text{kW}$)	3台
3) 高分子定量供給機	(エア一圧送式、 $0.3\text{m}^3 \times 0.25 \sim 2.5\text{L}/\text{min} \times 0.4\text{kW}$)	2台
4) 高分子溶解タンク	(10m^3 、攪拌機 5.5kW)	2基
5) 高分子溶解供給ポンプ	(一軸ネジ式ポンプ、 $\phi 50 \times 0.3 \sim 3.0\text{m}^3/\text{h} \times 15\text{m} \times 2.2\text{kW}$)	3台
6) ケーキコンベヤ	(3ローラ 20° トラフ形、 $10\text{t}/\text{h} \times 1.5\text{kW}$)	1台
	(3ローラ 20° トラフ形、 $10\text{t}/\text{h} \times 0.75\text{kW}$)	1台
7) 混生汚泥供給ポンプ	(一軸ネジ式ポンプ、 $\phi 100 \times 2.0 \sim 20.0\text{m}^3/\text{h} \times 30\text{m} \times 11\text{kW}$)	3台
8) ベルトプレス汚泥供給ポンプ	(一軸ネジ式ポンプ、 $\phi 100 \times 2.0 \sim 20.0\text{m}^3/\text{h} \times 25\text{m} \times 7.5\text{kW}$)	2台
9) No.2用水貯留槽	(126m^3)	1槽

(3) スクリュープレス脱水設備

機器名称	仕様	数量
1) スクリュープレス脱水機	(圧入式スクリュープレス脱水機、 $\phi 900 \times 5.9\text{kW}$)	2台
2) 汚泥供給ポンプ	(一軸ネジ式ポンプ、 $\phi 125 \times 7.0 \sim 21.0\text{m}^3/\text{h} \times 30\text{m} \times 7.5\text{kW}$)	2台
3) No.1用水貯留槽	(126m^3)	1槽
4) 洗浄水ポンプ	(横軸渦巻ポンプ、 $\phi 40 \times 0.15\text{m}^3/\text{min} \times 60\text{m} \times 3.7\text{kW}$)	2台
5) 高分子定量供給機	(可変連続定量供給機、 $0.3\text{m}^3 \times 3.0\text{L}/\text{min} \times 0.4\text{kW}$)	2台
6) 高分子溶解タンク	(17m^3 、攪拌機 11kW)	2基
7) 高分子溶解供給ポンプ	(一軸ネジ式ポンプ、 $\phi 50 \times 1.4 \sim 4.2\text{m}^3/\text{h} \times 10\text{m} \times 1.5\text{kW}$)	2台
8) ケーキコンベヤ	(3ローラ20° トラフ形、 $10\text{t}/\text{h} \times 1.5\text{kW}$)	1台
	(3ローラ20° トラフ形、 $10\text{t}/\text{h} \times 0.75\text{kW}$)	1台

(4) 脱水共通設備

機器名称	仕様	数量
1) 混合槽	(No.1混合槽、 $W5.8\text{m} \times L6.0\text{m} \times D7.0\text{m}$)	1槽
	(No.2混合槽、 $W5.65\text{m} \times L5.75\text{m} \times D4.55\text{m}$)	1槽
2) 混合汚泥貯留槽攪拌機	(立軸/パドル式、7.5kW)	4台
3) 消化汚泥貯留槽	($W11.0\text{m} \times L11.0\text{m} \times D3.0\text{m}$)	1槽
4) 消化汚泥移送ポンプ	(一軸ネジ式ポンプ、 $\phi 100 \times 2.0 \sim 20.0\text{m}^3/\text{h} \times 25\text{m} \times 7.5\text{kW}$)	2台
5) クレーン	(クラブ式天井クレーン、10t)	1基

(5) 排水設備等

機器名称	仕様	数量
1) 排水槽	(330m^3)	1槽
2) 排水返送ポンプ	(横型汚水ポンプ、 $\phi 250/200 \times 7.0\text{m}^3/\text{min} \times 15\text{m} \times 37\text{kW}$)	2台
3) 返流水槽	(363m^3)	1槽
4) 返流水ポンプ	(吸込スクリー付汚泥ポンプ、 $\phi 100 \times 1.6\text{m}^3/\text{min} \times 15\text{m} \times 11\text{kW}$)	3台
	(吸込スクリー付汚泥ポンプ、 $\phi 100 \times 1.5\text{m}^3/\text{min} \times 15\text{m} \times 11\text{kW}$)	1台

(6) 脱臭設備

機器名称	仕様	数量
1) 脱臭ファン	($260\text{m}^3/\text{min} \times 22\text{kW}$)	1台
2) 生物脱臭装置	(充填塔式生物脱臭装置)	1基
3) 活性炭吸着塔	(立型カートリッジ式)	1基

- (7) 給排気ファン 1式
- (8) 地区操作室内監視盤、その他操作盤 1式
- (9) 電気室内受電、配電及びその他電気設備 1式
- (10) 空調設備 1式
- (11) 現場操作盤 1式
- (12) その他建築附帯設備 1式

10. 濃縮タンク棟

(1) 加圧浮上濃縮設備

機器名称	仕様	数量
1) 余剰汚泥貯留槽	(W4.5m×L6.5m×D5.7m)	1槽
2) 加圧浮上濃縮汚泥槽	(W4.5m×L15.0m×D4.5m)	1槽
3) 濃縮汚泥貯留槽	(27m ³ 、攪拌機 2.4kW)	
4) 濃縮汚泥投入ポンプ	(一軸ネジ式ポンプ、φ150×0.9m ³ /min×60m×30kW)	3台
5) 加圧浮上濃縮汚泥ポンプ	(一軸ネジ式ポンプ、φ150×15~60m ³ /h×20m×15kW)	2台
6) 加圧水循環ポンプ	(吸込スクリー付汚泥ポンプ、φ80×2m ³ /min×30m×45kW)	3台
7) 分離液移送ポンプ	(無閉塞形汚泥ポンプ、φ100×1.2m ³ /min×15m×11kW)	2台
8) 循環水槽	(W4.5m×L5.7m×D5.7m)	1槽
9) 沈殿汚泥引抜ポンプ	(一軸ネジ式ポンプ、φ150×15~60m ³ /h×20m×15kW)	2台
10) フロス掻取機	(台車走行式掻取機、0.5m ³ /min)	2台
11) 沈殿汚泥掻取機	(チェーンフライト式、0.25~1.0m ³ /min)	2台
12) 加圧水タンク	(3.5m ³)	2基
13) 空気圧縮機	(オイルフリーベピコン 850L/min×7.5kW)	2台
14) 高分子供給機	(100~400cc/min×0.1kW)	2台
15) 高分子溶解タンク	(3m ³)	2基
16) 高分子供給ポンプ	(一軸ネジ式ポンプ、φ50×0.27~0.88m ³ /min×15m×15kW)	3台
17) 余剰汚泥供給ポンプ	(一軸ネジ式ポンプ、φ150×0.9m ³ /min×20m×15kW)	2台

- (2) 給排気ファン 1式
 (3) 配電盤、制御盤及びその他電気設備 1式
 (4) 現場操作盤 1式
 (5) その他建築附帯設備 1式

11. 機械濃縮棟

(1) ベルト濃縮設備

機器名称	仕様	数量
1) ベルト濃縮機	(ベルト型ろ過濃縮機、処理量 40m ³ /h×6.15kW)	2台
2) 洗浄水ポンプ	(ステンレス製多段渦巻ポンプ、φ40×200L/min×40m×3.7kW)	2台
3) 余剰汚泥貯留槽	(W7.5m×L8.0m×D4.1m)	2槽
4) 余剰汚泥供給ポンプ	(一軸ネジ式ポンプ、φ150×20~60m ³ /h×10m×15kW)	2台
5) 濃縮汚泥貯留槽	(W3.625m×L8.0m×D4.125m)	2槽
6) 濃縮汚泥移送ポンプ	(一軸ネジ式ポンプ、φ150×32m ³ /h×15m×11kW)	2台
7) 分離液貯留槽	(W8.75m×L7.0m×D4.1m)	1槽
8) 分離液返送ポンプ	(吸込スクリー付汚泥ポンプ、φ200×1.7m ³ /h×15m×15kW)	2台
9) 高分子供給機	(最大1,000cc/min×0.2kW)	2台
10) 高分子溶解タンク	(3m ³)	2基
11) 高分子供給ポンプ	(一軸ネジ式ポンプ、φ20×0.247~0.72m ³ /h×10m×0.4kW)	2台
12) 洗浄ポンプ	(片吸込渦巻ポンプ、φ40×20m×0.21m ³ /min×1.5kW)	4台
13) 給水ポンプ	(片吸込渦巻ポンプ、φ50×30m×0.3m ³ /min×3.7kW)	2台

(2) 脱臭設備

機器名称	仕様	数量
1) 脱臭ファン	(30m ³ /min×3.7kW)	1台
2) 生物脱臭装置	(充填塔式生物脱臭装置)	1基
3) 活性炭吸着塔	(立型カートリッジ式)	1基

- (3) 給排気ファン 1式
 (4) 現場操作盤 1式
 (5) その他建築附帯設備 1式

12. 消化タンク棟

(1) 卵形消化槽設備

機器名称	仕様	数量
1) 卵形消化槽	(間接加温機械攪拌方式、5,600m ³)	2槽
2) 汚泥消化槽攪拌機	(上下向流式スクリー形、3500m ³ /h × 30kW)	2台
3) 汚泥循環ポンプ	(吸込スクリー付汚泥ポンプ、φ200 × 4.6m ³ /min × 28m × 37kW)	2台
4) 汚泥熱交換器	(スパイラル式熱交換器)	2台
5) 温水循環タンク	(14m ³)	1基
6) 温水循環ポンプ	(ラインポンプ、φ80 × 1.3m ³ /min × 12m × 5.5kW)	2台
7) 温水発生器	(ラインヒータ、温水側100A × 蒸気側125A)	2組
8) 空気圧縮機	(オイルフリーペビコン 150L/min × 1.5kW)	2台

- (2) 給排気ファン 1式
 (3) 配電盤、制御盤及びその他電気設備 1式
 (4) 現場操作盤 1式
 (5) その他建築附帯設備 1式

13. ガスコンプレッサー室(ガス処理設備)

(1) ガス処理設備

機器名称	仕様	数量
1) ガス圧縮機	(給油式圧縮機、38m ³ /min × 30kW、(アンロード用圧縮機 2台))	2台
2) 湿式脱硫器	(向流式立型水洗塔、φ1,200mm × H5000mm)	2基
3) 湿式脱硫器循環水ポンプ	(着脱式水中ポンプ、φ100 × 1.0m ³ /min × 21m × 7.5kW)	2台
4) 脱硫用水ポンプ	(片吸込渦巻ポンプ、φ80 × 0.85m ³ /min × 8m × 2.2kW)	2台
5) 乾式脱硫器	(立型円筒式脱硫材充填塔、φ1,700 × H8,600mm)	2基
6) 乾式脱硫器散水ポンプ	(着脱式水中ポンプ、φ50 × 0.1m ³ /min × 20m × 1.5kW)	2台
7) ガス貯留タンク	(球形タンク、φ12m)	1基
8) 非常燃焼バーナー装置	(外燃式 600m ³ /h)	1基
9) 低圧ガスホルダー	(乾式低圧ガス貯留タンク、φ9,690 × H9,195mm)	1基

- (2) 給排気ファン 1式
 (3) 現場操作盤 1式
 (4) その他建築附帯設備 1式

14. 2号流動焼却炉棟

(1) 焼却設備

機器名称	仕様	数量
1) 2号焼却炉	(流動床焼却炉、85t/日)	1基
2) ケーキ移送ポンプ	(フィーダ式一軸ネジ式、 $\phi 200 \times 6.0\text{m}^3/\text{h} \times 1.6\text{MPa}$ 、ポンプ 22kW \times 2台、フィーダ 11kW \times 1台)	1組
3) ケーキ定量フィーダ	(角型下部スクリー式、 $70\text{m}^3 \times 6\text{t}/\text{h}$ 、切出スクリー 11kW \times 1台、掻寄スクリー 5.5kW \times 2台)	1基
4) ケーキ投入ポンプ	(フィーダ式一軸ネジ式、 $\phi 150 \times 2.1\text{m}^3/\text{h} \times 1.6\text{MPa}$ 、ポンプ 11kW \times 2台、フィーダ 7.5kW \times 1台)	2組
5) 受入ケーキホッパー	(角型下部スクリー式、 10m^3 、切出スクリー 5.5kW \times 1台、掻寄スクリー 5.5kW \times 1台、蓋開閉 0.75kW \times 1台)	1基
6) 受入ケーキ移送ポンプ	(フィーダ付一軸ネジ式、 $\phi 200 \times 6.0\text{m}^3/\text{h} \times 1.6\text{MPa}$ 、ポンプ 22kW \times 1台、フィーダ 11kW \times 1台)	1組
7) し渣受入ホッパー	(角型下部スクリー式、 4m^3 、切出スクリー 1.5kW、蓋開閉 0.4kW)	1基
8) し渣破砕機	(ロータリーカッター式、破砕量 0.8t/h、1段目 7.5kW、2段目 3.7kW)	1台
9) し渣移送コンベヤ	(ケースコンベヤ、0.8t/h \times 2.2kW)	1台
10) し渣定量フィーダ	(角型下部スクリー式、 $7\text{m}^3 \times$ 吐出量 0.7t/h、切出スクリー 3.7kW)	1基
11) し渣投入コンベヤ	(ケースコンベヤ、0.8t/h \times 2.2kW)	1台
12) 混合機	(スクリー式、 $2.1\text{t}/\text{h} \times 3.7\text{kW}$)	1台
13) ケーキ投入機	(間接水冷スクリー式、 $2.1\text{t}/\text{h} \times 3.7\text{kW}$)	2台
14) バーナーブロウ	(ターボファン、 $65\text{m}^3/\text{min} \times 11\text{kW} \times 400\text{mmH}_2\text{O}$)	1台
15) 砂冷却コンベヤ	(間接水冷スクリー式、 $1\text{t}/\text{h} \times 3.7\text{kW}$)	1基
16) 砂ふるい機	(振動式、 $1.5\text{t}/\text{h}$ 、0.75kW \times 2台)	1組
17) 砂返送コンベヤ	(ケースコンベヤ、 $1.5\text{t}/\text{h} \times 3.7\text{kW}$)	1基
18) 砂貯留ホッパー	(円筒下部コーン型、 6m^3 、ロータリーバルブ 0.75kW)	1基
19) 砂投入コンベヤ	(ケースコンベヤ、 $2\text{t}/\text{h} \times 3.7\text{kW}$)	1台
20) 砂投入ホッパー	(円筒下部コーン型、 0.5m^3)	1基
21) 流動ブロウ	(多段ターボブロウ、 $120\text{m}^3/\text{min} \times 150\text{kW} \times 3,700\text{mmH}_2\text{O}$)	1台
22) 蒸気タービン	(1段背圧タービン、42kW)	1基
23) 空気予熱器	(シェルアンドチューブ式、交換熱量 $100 \times 10^4\text{kcal}/\text{h}$ 二重ダンパ 0.2kW、鋼玉自動搬出装置 19.0kW)	1基
24) 廃熱ボイラ	(自然循環水管式、交換熱量 $75 \times 10^4\text{kcal}/\text{h}$ 、定格蒸気量 $1250\text{kg}/\text{h} \times 18\text{kgf}/\text{cm}^2\text{G}$ 、スートブロウ 0.4kW \times 4台、二重ダンパ 0.4kW \times 3台)	1基
25) ボイラ灰搬出機	(スクリー式、 $0.5\text{t}/\text{h} \times 0.75\text{kW}$)	1台
26) ボイラ給水ポンプ	(多段渦巻ポンプ、 $\phi 25/32 \times 45\text{L}/\text{min} \times 3\text{kW}$)	2台
27) ボイラ薬注装置	(ブランチャーポンプ、 $\phi 10 \times 0.2 \sim 2\text{L}/\text{h} \times 0.2\text{kW}$)	2台
28) グランド蒸気復水器	(シェルアンドチューブ式、交換熱量 $1.3 \times 10^4\text{kcal}/\text{h}$)	1基
29) タービン復水器	(シェルアンドチューブ式、交換熱量 $64.5 \times 10^4\text{kcal}/\text{h}$)	1基
30) 高圧復水器	(シェルアンドチューブ式、交換熱量 $100 \times 10^4\text{kcal}/\text{h}$)	1基
31) 復水タンク	(0.5m^3)	1基
32) 復水循環ポンプ	(多段渦巻ポンプ、 $\phi 65/40 \times 45\text{L}/\text{min} \times 15\text{kW}$)	2台
33) 蓄圧タンク	(0.3m^3)	1基
34) 低圧復水器	(シェルアンドチューブ式、交換熱量 $87 \times 10^4\text{kcal}/\text{h}$)	1基
35) 低圧復水タンク	(0.5m^3)	1基
36) 硬水軟化器	(自動再生イオン交換式、 $2.5\text{m}^3/\text{h}$ 、攪拌機 0.1kW)	2基
37) 軟水タンク	(2m^3)	1基
38) 軟水補給ポンプ	(渦巻ポンプ、 $\phi 40/32 \times 45\text{L}/\text{min} \times 1.5\text{kW}$)	2台
39) 白煙防止予熱器	(フィンチューブ式、交換熱量 $13 \times 10^4\text{kcal}/\text{h}$)	1基
40) 白煙防止ブロウ	(ターボファン、 $60\text{m}^3/\text{min} \times 3.7\text{kW} \times 200\text{mmH}_2\text{O}$)	1台
41) サイクロン	(2筒式、 $300\text{m}^3/\text{min}$ 、ダブルダンパ 0.2kW \times 2台)	1基
42) サイクロン搬出機	(間接水冷スクリー式、 $0.5\text{t}/\text{h} \times 1.5\text{kW}$)	1台
43) 乾式電気集塵機	(水平流式、処理ガス量 $350\text{m}^3/\text{min}$)	1基
44) EP灰取出コンベヤ	(スクリー式、 $0.2\text{t}/\text{h}$ 、コンベヤ 0.75kW、ロータリーバルブ 0.4kW)	1台
45) 灰移送コンベヤ	(ケースコンベヤ、 $1.0\text{t}/\text{h} \times 1.5\text{kW}$)	2台
46) 灰ホッパー	(円筒下部コーン型、 24m^3 、ロータリーバルブ 1.5kW、集塵装置排風機 2.2kW集塵装置ロータリーバルブ 0.4kW)	1基
47) 灰加湿機	(2軸ロッド式、処理量 $10\text{t}/\text{h}$ 、灰加湿機 11kW、除塵ローダ 0.75kW)	1台
48) 排煙処理塔	(円筒立型スクラバー、 $360\text{m}^3/\text{min}$)	1基

機器名称	仕様	数量
49) 排煙処理搭循環ポンプ	(渦巻ポンプ、1.3m ³ /min × 22kW × 35mH ₂ O)	2台
50) 苛性ソーダタンク	(15m ³)	1基
51) 苛性ソーダ注入ポンプ	(ダイヤフラム式、2.5L/min × 0.4kW)	2台
52) 誘引ファン	(プレートファン、200m ³ /min × 110kW × 1,300mmH ₂ O)	2台
53) 煙突	(自立式、40m)	1基
54) 重油ストレージタンク	(地下貯蔵式、50kL)	1基
55) 重油移送ポンプ	(ギヤーポンプ、41.7L/min × 1.5kW)	2台
56) 重油サーピスタンク	(420L)	1基
57) 重油供給ポンプ	(歯車ポンプユニット、700L/h × 0.4kW × 2台)	1基
58) 空気圧縮機	(水冷型スクリー式、9m ³ /min × 55kW)	2台
59) 除湿機	(冷凍式、12m ³ /min × 0.75kW)	1台
60) 空気槽	(4m ³)	1槽
61) 原水タンク	(3m ³)	1槽
62) 原水ポンプ	(渦巻ポンプ、45L/min × 2.2kW × 40mH ₂ O)	2台
63) 砂ろ過水槽	(68m ³) (76m ³)	1槽 1槽
64) 砂ろ過水供給ポンプ	(渦巻ポンプ、1.3m ³ /min × 18.5kW)	2台
65) 砂ろ過水給水ユニット	(圧力タンク式給水ユニット、0.3m ³ /min × 7.5kW × 2台)	1式
66) 排ガス冷却水ポンプ	(渦巻ポンプ、1.7kW × 30kW)	2台
67) 排水槽	(170m ³)	1槽
68) 排水ポンプ	(片吸込渦巻ポンプ(無閉塞形)、3.0m ³ /min × 15kW)	2台

(2) 脱臭設備

機器名称	仕様	数量
1) 脱臭ファン	(60m ³ /min × 7.5kW)	1台
2) 活性炭吸着塔	(カートリッジ充填式)	1基

(3) 給排気ファン

1式

(4) 配電盤、制御盤及びその他電気設備

1式

(5) 現場操作盤

1式

(6) その他建築附帯設備

1式

15. 3号流動床焼却炉棟

(1) 焼却設備

機器名称	仕様	数量
1) 3号焼却炉	(流動床焼却炉、90t/日、ケーキ投入機 3.7kW × 2台、砂切出機 0.4kW × 1台)	1基
2) ケーキ受入コンベヤ	(トラフ型ベルトコンベヤ(ベルトプレス用)、1.5kW × 12.5m ³ /h) (トラフ型ベルトコンベヤ(スクリーブプレス用)、1.5kW × 12.5m ³ /h)	1台 1台
3) ケーキ受入ホッパー	(鋼製ケーキホッパー下部スクリー式、30m ³ 、6t/h × 2ヶ所、切出スクリー 11kW × 2台、スライドゲート 3.7kW × 2台)	1基
4) ケーキ移送ポンプ	(フィーダ付一軸ネジ式、6.0m ³ /h × 2.4MPa、ポンプ 22kW × 2台、フィーダ 7.5kW × 2台)	1組
5) ケーキ定量フィーダ	(鋼製ケーキホッパー下部スクリー式、70m ³ × 4t/h、切出スクリー 11kW × 2台、スライドゲート 0.75kW × 2台)	1基
6) ケーキ投入ポンプ	(フィーダ付一軸ネジ式、2.0m ³ /h × 1.6MPa、ポンプ 7.5kW × 2台、フィーダ 3.7kW × 2台)	2組
7) 受入ケーキホッパー	(鋼製ケーキホッパー下部スクリー式、13m ³ 、切出スクリー 7.5kW × 1台、蓋開閉 0.75kW × 1台)	1基
8) 受入ケーキ移送ポンプ	(フィーダ付一軸ネジ式、4.0m ³ /h × 1.6MPa、ポンプ 22kW × 1台、フィーダ 7.5kW × 1台)	1組
9) し渣受入ホッパー	(定量払出し/多軸スクリー式、4m ³ 、切出スクリー 1.5kW × 1台、蓋開閉 0.75kW × 1台)	1基
10) し渣破碎機	(2軸カッター式、破碎量 0.4t/h、1段目 5.5kW、2段目 5.5kW)	1台
11) し渣投入コンベヤ	(チェーン式ケースコンベヤ、0.4t/h × 1.5kW) (チェーン式ケースコンベヤ、0.4t/h × 0.75kW)	1台 1台
12) 混合機	(スクリーブコンベヤ、2.0t/h × 3.7kW)	1台
13) 流動ブロウ	(多段ターボブロウ、165m ³ /min × 160kW × 33kPa)	1台

機器名称	仕様	数量
14) バーナファン	(ターボファン、105m ³ /min × 18.5kW × 4.5kPa)	1台
15) 砂冷却コンベヤ	(水冷ジャケット式スクリュウコンベヤ、1.5t/h × 3.7kW)	1台
16) 砂ふるい機	(振動式、1.5t/h × 2.2kW)	1台
17) 砂返送コンベヤ	(チェーン式ケースコンベヤ、1.5t/h × 1.5kW)	1台
18) 砂貯留ホッパ	(鋼板製貯留槽、6m ³ × 2t/h、ロータリーバルブ 0.75kW)	1台
19) 砂投入コンベヤ	(空気輸送式、2t/h、輸送空気源 22.5kW)	1台
20) 砂投入ホッパ	(鋼板製貯留槽、0.5m ³ 、ロータリーバルブ 0.75kW)	1台
21) 空気予熱器	(シェルアンドチューブ式、交換熱量 5,371MJ/h)	1基
22) 白煙防止予熱器	(シェルアンドチューブ式、交換熱量 3,593MJ/h)	1基
23) 白煙防止ファン	(ターボファン、185m ³ /min × 5.5kW × 37kPa)	1台
24) 冷却塔	(立型円筒スプレー式、12477m ³ /h、冷却水昇圧ポンプ 1.5kW、灰掻寄機 0.75kW、ヒータ 8kW、灰搬出ダンパ 0.4kW、パージ空気ファン 0.75kW)	1基
25) バグフィルタ	(パルスエア式、14367m ³ /h、灰搬出コンベヤ 0.75kW、灰搬出ダンパ 0.4kW、ヒータ(上部、下部) 28kW)	1基
26) 排煙処理塔	(立型円筒形(スプレー塔式)、14447m ³ /h)	1基
27) 排煙処理塔循環ポンプ	(片吸込渦巻ポンプ、1.7kW/min × 22kW × 44mH ₂ O)	2台
28) 誘引ファン	(プレートファン、230m ³ /min × 110kW × 13kPa)	1台
29) 誘引ファン用ミストセパレータ	(慣性衝突式、230m ³ /min)	1台
30) 煙突	(鋼製自立型煙突、30m)	1基
31) 灰移送コンベヤ	(チェーン式ケースコンベヤ、0.5t/h × 3.7kW)	1台
32) 灰ホッパー	(鋼板製貯留槽、30m ³ 、灰切出機 1.5kW、集塵装置用ファン 2.2kW、集塵装置用シェーキング機 0.2kW)	1基
33) 灰加湿機	(パンミキサー式、10t/h × 37kW)	1台
34) 塩化第一鉄液タンク	(3.5m ³)	1基
35) 塩化第一鉄液注入ポンプ	(ダイヤフラム式、5L/min × 0.75kW)	2台
36) 苛性ソーダタンク	(15m ³)	1基
37) 苛性ソーダ注入ポンプ	(ダイヤフラム式、3.5L/min × 0.4kW)	2台
38) 重油ストレージタンク	(地下貯蔵式、30kL)	1基
39) 重油移送ポンプ	(ギヤーポンプ、3,000L/h × 2.2kW)	2台
40) 重油サーピスタタンク	(1,000L)	1基
41) 重油供給ポンプ	(ギヤーポンプ、700L/h × 0.75kW ×)	2台
42) 空気圧縮機	(固定式(スクリュウ式)、18.1m ³ /min × 100kW)	2台
43) 除湿機	(冷凍式、23m ³ /min × 2.2kW)	1台
44) 空気槽	(4.0m ³)	1槽
45) 砂ろ過水槽	(68m ³)	1槽
46) 砂ろ過水供給ポンプ	(片吸込渦巻ポンプ、2.3m ³ /min × 30kW)	2台
47) 砂ろ過水給水ユニット	(圧力タンク式給水ユニット、0.3m ³ /min × 5.5kW 2台)	1式
48) 排水槽	(106m ³)	1槽
49) 排水ポンプ	(片吸込渦巻ポンプ(無閉塞形)、2.3m ³ /min × 15kW)	2台

(2) 脱臭設備

機器名称	仕様	数量
1) 脱臭ファン	(60m ³ /min × 7.5kW)	1台
2) 活性炭吸着塔	(カートリッジ充填式、60m ³ /min)	1基
3) ミストセパレータ	(慣性衝突式、60m ³ /min)	1台

(3) 給排気ファン

1式

(4) 配電盤、制御盤及びその他電気設備

1式

(5) 現場操作盤

1式

(6) その他建築附帯設備

1式

16. 砂ろ過棟

(1) 砂ろ過設備

機器名称	仕様	数量
1) 砂ろ過池	(重力式下降流、W6.0m×L13.0m×D6.7m)	6池
2) 揚水ポンプ井流入ゲート	(鑄鉄製手動ゲート、W1,500mm×H1,500mm)	2門
3) 揚水ポンプ井流出ゲート	(鑄鉄製手動ゲート、W1,500mm×H1,500mm)	2門
4) 砂ろ過池流入ゲート	(鑄鉄製電動ゲート(2門手動)、W600mm×H500mm、0.2kW)	8門
5) 排水ゲート	(鑄鉄製電動ゲート(2門手動)、W800mm×H1,200mm、1.5kW)	8門
6) 中間排水ゲート	(鑄鉄製電動ゲート、W450mm×H300mm、0.2kW)	12門
7) 塩素接触槽流入ゲート	(鑄鉄製電動ゲート、W1,500mm×H2,500mm)	1門
8) 砂ろ過池バイパスゲート	(鑄鉄製電動ゲート、W1,500mm×H1,500mm)	1門
9) バイパス放流ゲート	(鑄鉄製電動ゲート、W1,500mm×H1,500mm)	1門
10) 塩素接触槽バイパスゲート	(鑄鉄製電動ゲート、W1,500mm×H1,500mm)	1門
11) 流出弁	(電動バタフライ弁、φ500×0.2kW)	6台
12) 逆洗流量制御弁(1)	(電動バタフライ弁、φ1000×1.5kW)	1台
13) 逆洗流量制御弁(2)	(電動バタフライ弁、φ450×0.2kW)	1台
14) 逆洗弁	(電動バタフライ弁、φ1000×1.5kW)	6台
15) 逆洗弁	(電動仕切弁、φ300×0.75kW)	6台
16) 放風弁	(電動バタフライ弁、φ250×0.2kW)	1台
17) 揚水ポンプ吐出弁	(電動バタフライ弁、φ700×0.4kW)	3台
18) 逆洗弁元弁	(手動バタフライ弁、φ1000)	8台
19) 逆洗排水槽流出弁	(電動仕切弁、φ350×0.75kW)	2台
20) 逆洗水貯槽流出弁	(手動バタフライ弁、φ1000)	3台
21) 揚水ポンプ吸込弁	(手動バタフライ弁、φ700)	3台
22) 揚水ポンプ逆止弁	(スイング式逆止弁、φ700)	3台
23) 手動仕切弁	(φ400)	2台
24) 揚水ポンプ	(両吸込渦巻ポンプ、φ700×9m×70m ³ /min×160kW)	3台
25) 逆洗ポンプ	(渦巻斜流ポンプ、φ300×8m×12m ³ /min×30kW)	2台
26) 逆洗移送ポンプ	(片吸込渦巻ポンプ、φ200/150×20m×6m ³ /min×30kW)	2台
27) 排泥ポンプ	(片吸込渦巻ポンプ、φ150×15m×2.5m ³ /min×11kW)	1台
28) ろ過水移送ポンプ	(片吸込渦巻ポンプ、φ200×18m×9.3m ³ /min×37kW)	3台
29) 逆洗ブロウ	(ルーツブロウ、φ250×78m ³ /min×4,000mmAq×90kW)	2台
30) 次亜塩素酸ソーダタンク	(15m ³)	3基
31) 前次亜塩注入ポンプ	(ダイヤフラム式、φ25×2L/min×0.4kW)	2台
32) 後次亜塩注入ポンプ	(ダイヤフラム式、φ25×3L/min×0.4kW)	2台
33) 処理水移送ポンプユニット	(渦巻ポンプ、φ150×35m×2.4m ³ /min×22kW×2台、圧力タンク付)	1式
34) 揚水ポンプ井	(460m ³)	2槽
35) 塩素混和池	(1,370m ³)	
36) 逆洗排水槽	(No.1逆洗排水槽 1.950m ³ 、No.2逆洗排水槽 1.270m ³)	2槽
37) 逆洗水貯槽	(662m ³)	2槽
38) クレーン	(テルハ、5t)	1基

- (2) 給排気ファン 1式
 (3) 電気室内受電、配電及びその他電気設備 1式
 (4) 現場操作盤 1式
 (5) その他建築附帯設備 1式

17. 今井戸川系雨水ポンプ場

(1) 今井戸川系雨水ポンプ場設備

機器名称	仕様	数量
1) 雨水流入制水扉	(W2,000mm×H4,000mm)	4門
2) バイパス制水扉	(W2,000mm×H4,000mm)	1門
3) 粗目スクリーン	(W4,100mm×H6,000mm、目幅 200mm)	4台
4) 走行式粗目除塵機	(チェーンラック式間欠形)	1台
5) 細目除塵機	(ダブルチェーン式前面掻揚形)	4台
6) し渣搬出機	(3ローラ式ベルトコンベヤ)	2台
7) し渣スキップホイスト	(ワイヤーロープ式)	1台
8) し渣ホッパー	(10m ³ 電動シリンダー式)	1台
9) 主ポンプ	立軸斜流ポンプ、φ1,350mm×255m ³ /min、エンジンポンプ)	4台
10) 重油地下タンク	(25kL)	1基
11) クレーン	(クラブトロリ式天井クレーン、20t)	1基

(2) 放流渠吐口	(W4,000mm×H4,000mm)	1門
(3) 給排気ファン		1式
(4) 操作室内監視盤、その他操作盤		1式
(5) 電気室内受電、配電及びその他電気設備		1式
(6) 現場操作盤		1式
(7) その他建築附帯設備		1式

18. 自家発電棟

(1) 自家発電設備

機器名称	仕様	数量
1) 非常用自家発電設備	(横軸突極回転界磁自己通風開放保護形、2,000kVA)	1台
	(突極回転界磁形、3,000kVA)	1台
2) 原動機	(4サイクル単動ディーゼル機関、2,400PS×900rpm)	1台
	(立形単動4サイクル直接噴射式ディーゼル機関、3,600PS×720rpm)	1台
3) 重油地下タンク	(20kL)	2基
4) 燃料小出槽	(1,950L)	1基
5) 空気圧縮機	(空冷2段圧縮式、3.7kW×30kg/cm ²)	2台
6) 燃料移送ポンプ	(0.75kW×55L/min)	3台
7) 冷却水ポンプ	(15kW×140m ³ /h×23.5m)	3台
8) 空気槽	(300L)	2槽
9) 熱交換器	(プレート式熱交換器、容量 1,230,000kcal/h)	1基
	(プレート式熱交換器、容量 1,860,000kcal/h)	1基

(2) 高圧配電盤及びその他電気設備		1式
(3) 給排気ファン		1式
(4) 現場操作盤		1式
(5) その他建築附帯設備		1式

19. 特高棟

(1) 特高受電盤	(電圧 77kV)	2面
(2) 特高主変圧器	(5,000kVA)	2台
(3) 高圧配電盤及びその他電気設備		1式
(4) 給排気ファン		1式
(5) 現場操作盤		1式
(6) その他建築附帯設備		1式

20. 開閉所棟

(1) 引込開閉所受電盤	(電圧 77kV)	2面
(2) その他建築附帯設備		1式

別紙 4 受注者の資格基準等

1. 企業に求める資格基準

(1) 機械設備工事を実施する者

本事業のうち設計建設業務において構成企業として機械設備工事を実施する者は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、水道施設工事業又は機械器具設置工事業について特定建設業の許可を受けていること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が、分担する業務について、当該要件を満たしていること。

(イ) この入札に参加する本店又は営業所で水道施設工事業又は機械器具設置工事業を営んでいること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が、分担する業務について、当該要件を満たしていること。

(ウ) 令和3・4・5年度大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格登録者名簿のうち、「水道施設工事業」又は「機械器具設置工事業」に登録されていること。ただし、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が、分担する業務について、当該要件を満たしていること。

(エ) 開札日における経営事項審査の結果の総合評定値（以下「経営事項審査点数」という。）が、水道施設工事業で850点以上または機械器具設置工事業で800点以上であること。

(オ) 平成18年4月1日から入札参加申請期限までに、我が国又は効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域において、元請として次の要件を満たす工事であって公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事であるものに係る請負契約（外国におけるこれに相当する請負契約を含む。）を単体企業で履行した実績（共同企業体の構成員としての実績にあつては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）を有すること。

下水終末処理場における1炉当たり処理能力が脱水ケーキ45t/日以上又はゴミ焼却施設における1炉当たり処理能力が90t/日以上の流動焼却炉の製作を含む流動焼却炉設備工事

ただし、製作は次のいずれかに限る。

- ・設計、製造及び検査を自ら行う場合
- ・設計及び検査を自ら行い、製造のみを外注に付す場合

また、機械設備工事を複数企業によって実施する場合は、主担当企業（業務の主たる部分

を担当する企業。以下同じ。)を定めること。

(2) 機械設備工事以外を実施する者

本事業のうち設計建設業務において構成企業として機械工事以外の工事を実施する者は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、担当する建設工事の種類について特定建設業の許可を受けていること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が、分担する業務について、当該要件を満たしていること。

(イ) この入札に参加する本店又は営業所で(ア)で許可を受けた建設業を営んでいること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が、分担する業務について、当該要件を満たしていること。

(ウ) 令和3・4年度大阪府建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格登録者名簿のうち、(ア)で許可を受けた建設業に登録されていること。ただし、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が、分担する業務について、当該要件を満たしていること。

(3) 運転管理業務を実施する者

本事業のうち運転管理ほか業務において構成企業として運転管理業務を実施する者は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(ア) 令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿のうち、「下水道施設運転操作管理(種目コード090)」に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。

(イ) 運転管理業務を単体企業で行う場合は、次のa)からc)に掲げる全ての業務について締結した契約について、平成23年4月1日から参加表明書を提出する前日までの間に、通算3年以上の期間について、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が50%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。

a) 水処理施設(オキシデーションディッチ法、回分式活性汚泥法及び生物膜法によるものを除く。以下同じ。)における処理能力65,000m³/日以上のもを有する下水終末処理場の運転管理業務(運転操作及び保守点検を含む。)。ただし、汚泥処理施設(流動焼却炉設備を有するものに限る。以下同じ。)を有する下水終末処理場に限る。

b) 1台当り排水能力5.5m³/秒以上の雨水ポンプを有する下水ポンプ場(下水終末処理場

内下水ポンプ場を含む。以下同じ。)の運転管理業務。

c) 雨水総排水量 **11.0m³/秒**以上の下水ポンプ場の運転管理業務。

(ウ) 運転管理業務を複数の構成企業で行う場合は、以下の **1)**及び **2)**の要件を満たすこと。
また、**1)**を満たす構成企業より運転管理ほか業務の主担当企業を定めること。

1) 次の(i)及び(ii)に掲げる要件について、運転管理業務を行う構成企業により全て満足すること。なお、複数の構成企業で満足する場合及び1つの構成企業で両方を満足する場合のどちらも認めるものとする。

(i) 次の **a)** 又は **b)** のいずれかの業務について締結した契約について、平成 **23** 年 4 月 1 日から参加表明書を提出する前日までの間に、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、**a)** については、コリンズ登録を行っている工事について、平成 **18** 年 4 月 1 日から参加表明書を提出する前日までに完成、引渡しが完了しているものも有効とする。また、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が **20%**以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。

a) 下水終末処理場における脱水ケーキ 1 日当たり **45t/基**以上の流動焼却炉設備の新規設置又は更新を含む工事(元請としての施工実績に限る。)

b) 下水終末処理場における脱水ケーキ 1 日当たり **45t/基**以上の汚泥処理施設の運転管理業務(通算 3 年以上の履行実績に限る。)

(ii) 次の **a)** から **c)** に掲げる全ての業務について締結した契約について、平成 **23** 年 4 月 1 日から参加表明書を提出する前日までの間に、通算 3 年以上の期間について、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が **50%**以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。

a) 水処理施設(オキシデーションディッチ法、回分式活性汚泥法及び生物膜法によるものを除く。)における処理能力 **65,000m³/日**以上のものを有する下水終末処理場の運転管理業務(運転操作及び保守点検を含む。)

b) 1 台当り排水能力 **5.5m³/秒**以上の雨水ポンプを有する下水ポンプ場(下水終末処理場内下水ポンプ場を含む。)の運転管理業務。

c) 雨水総排水量 **11.0m³/秒**以上の下水ポンプ場の運転管理業務。

2) 運転管理業務を行う構成企業のうち、**1)**の要件を満たさない者は、次の **a)**の業務について締結した契約について、平成 **23** 年 4 月 1 日から参加表明書を提出する前日までの間に、通算 3 年以上の期間、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が **20%**以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。

a) 水処理施設(オキシデーションディッチ法、回分式活性汚泥法及び生物膜法によるものを除く。)を有する下水終末処理場の運転管理業務。ただし、処理能力は問わない。

2. 配置技術者に求める資格基準

(1) 業務全般

1) 事業総括責任者

構成企業のうち運転管理業務または機械設備工事を行う企業（運転管理業務又は機械設備工事を複数企業で行う場合はいずれかの主担当企業）より、以下の（ア）～（オ）全ての要件を満たす技術者を事業総括責任者として SPC に籍を置かせ、本事業期間中において選任し配置しなければならない。なお、現場への常駐は求めない。

また、当該技術者は維持管理業務総括責任者又は設計業務総括責任者又は建設業務総括責任者のいずれかを兼ねることができるものとする。ただし、設計又は工場製作のみが行われている期間（※）については、当該技術者は設計業務総括責任者及び建設業務総括責任者の両方を兼ねることができるものとする。

なお、当該技術者が維持管理業務総括責任者を兼ねる場合については、運転管理業務総括責任者を兼ねることができるものとし、設計業務総括責任者を兼ねる場合については、システム設計技術者を兼ねることができるものとし、建設業務総括責任者を兼ねる場合については、SPC から発注される建設工事における配置技術者（主任技術者・監理技術者）を兼ねることができるものとする。

（※）工場製作のみが行われている期間とは、機器等を調達する期間であり、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）とする。

（ア）「別紙 1 業務範囲区分表」に示す本事業に係る各業務を一元的に統括管理し、本事業を取りまとめることができる者であること。

（イ）各業務について内容を理解しており、発注者との窓口となり、業務を管理する能力がある者であること。

（ウ）現場で生じる各種課題や発注者からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定が可能となるよう努めることができる者であること。

（エ）事業総括責任者の必要な資格要件は特に定めない。

（オ）入札参加申請時点において直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であること。

(2) 運転管理ほか業務

1) 維持管理業務総括責任者

構成企業のうち運転管理業務を行う企業（運転管理業務を複数の構成企業で行う場合は、その主担当企業）より、以下の（ア）～（エ）全ての要件を満たす技術者を維持管理業務総括責任者として SPC に籍を置かせ、運転管理ほか業務期間中において専任で配置し、現場へ常駐させなければならない。

また、当該技術者は運転管理業務総括責任者を兼ねることができるものとする。

（ア）下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に規定する資格を有する者

（イ）副総括以上として下水終末処理場の運転管理業務の実務経験を1年以上有する者

（ウ）次のaからdまでのいずれかに該当する者

a. 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し5年以上実務の経験を有する者

b. 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれに相当するものを卒業し

- た後、下水終末処理場の運転管理業務に関し7年以上実務の経験を有する者
- c. 学校教育法による高等学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し9年以上実務の経験を有する者
 - d. 下水終末処理場の運転管理業務に関し12年以上実務の経験を有する者
- (エ) 入札参加申請時点において直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であること。

2) 運転管理業務総括責任者

運転管理業務総括責任者は、構成企業のうち運転管理業務を行う企業（運転管理業務を複数の構成企業で行う場合は、その主担当企業）より選任するものとし、以下の全ての要件を満足し、かつ運転管理ほか業務開始時点において直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者とする。

- (ア) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に規定する資格を有する者
- (イ) 副総括以上として下水終末処理場の運転管理業務の実務経験を1年以上有する者
- (ウ) 次のaからdまでのいずれかに該当する者
 - a. 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し5年以上実務の経験を有する者
 - b. 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し7年以上実務の経験を有する者
 - c. 学校教育法による高等学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し9年以上実務の経験を有する者
 - d. 下水終末処理場の運転管理業務に関し12年以上実務の経験を有する者

3) 副総括

副総括は、運転管理ほか業務を担当する者それぞれから1名ずつ選任するものとし、それぞれ以下の全ての要件を満足すること。

- (ア) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に規定する資格を有する者
- (イ) 次のaからdまでのいずれかに該当する者
 - a. 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し4年以上実務の経験を有する者
 - b. 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し6年以上実務の経験を有する者
 - c. 学校教育法による高等学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し8年以上実務の経験を有する者
 - d. 下水終末処理場の運転管理業務に関し11年以上実務の経験を有する者
- (ウ) 運転管理開始時点において直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であること。

4) 技術責任者

技術責任者は、水処理施設、汚泥処理施設、雨水排水施設、電気施設のそれぞれについて、運転管理ほか業務を担当する者から選任するものとし、それぞれが以下の全ての要件を満足すること。

(ア) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に規定する資格を有する者

(イ) 次のaからdまでのいずれかに該当する者

a. 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場またはポンプ場の運転管理業務に関し3年以上実務の経験を有する者

b. 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場又はポンプ場の運転管理業務に関し5年以上実務の経験を有する者

c. 学校教育法による高等学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場又はポンプ場の運転管理業務に関し7年以上実務の経験を有する者

d. 下水終末処理場又はポンプ場の運転管理業務に関し10年以上実務の経験を有する者

(ウ) 運転管理開始時点において直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であること。

(3) 設計建設業務

1) 設計業務総括責任者

構成企業のうち機械設備工事を行う企業（機械設備工事を複数の構成企業で行う場合は、その主担当企業）より、以下の（ア）及び（イ）の要件を満たす技術者を設計業務総括責任者としてSPCに籍を置かせ、設計建設期間中において選任し配置しなければならない。なお、現場への常駐は求めない。

当該技術者の設計建設期間の途中での交代は原則認めないが、当該技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合は、発注者へ「理由書」を提出して発注者の承諾を得た後、参加資格に記載された要件を満たす者と途中交代することができるものとする。また、当該技術者はシステム設計技術者（※1）を兼ねることができるものとする。

(ア) 以下に示すいずれかの資格を有する者であること。

a. 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士のうち、その登録を受けた技術部門が上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理（廃棄物・資源循環）」とするものに限る。）、機械部門、又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの又は衛生工学部門（「水質管理」若しくは「廃棄物管理（廃棄物・資源循環）」）、又は機械部門に係るものに限る。）である者

b. a と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

(イ) 入札参加申請の時点において直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であること。

- (※1) システム設計技術者とは、工場製作期間及び現場工事期間を通して、当該工事における機器単体及びプラントシステムの機能確保のためのシステム設計管理(※2)業務を行う責任者である。
- (※2) システム設計管理とは、一連の機器がシステムとしての機能を適正に発揮するため、設計図、設計計算、製作仕様、試運転等の確認及び個別装置の設計検証、性能検証等を行うことをいう。

2) 建設業務総括責任者

構成企業のうち機械設備工事を行う企業（機械設備工事を複数の構成企業で行う場合は、その主担当企業）より、以下の（ア）及び（イ）の要件を満たす技術者を建設業務総括責任者として SPC に籍を置かせ、建設期間中において専任で配置し、現場へ常駐させなければならない。ただし、工場製作のみが行われている期間については、当該技術者の配置について「常駐」を免除することができるとともに設計業務総括責任者が当該技術者を兼ねることができるものとする。

当該技術者の建設期間の途中での交代は原則認めないが、当該技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、以下の場合等において、発注者へ「理由書」を提出して発注者の承諾を得た後、参加資格に記載された要件を満たす者と途中交代することができるものとする。

- ・受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- ・工場製作を含む工事であって、工場のみから現地へ工事現場が移行する時点
- ・現地での現場着手後、工事期間中に改めて工場製作のみの期間となると、現地から工場へ工事現場が移行する時点。

また、当該技術者は SPC から発注される建設工事における配置技術者（主任技術者・監理技術者）を兼ねることができるものとする。

（ア）以下に示すいずれかの資格を有する者であること。

（i）1（1）（エ）で水道施設工事を満たす場合

- a. 一級土木施工管理技士の資格を有する者
- b. 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士のうち、その登録を受けた技術部門が上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理（廃棄物・資源循環）」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの又は衛生工学部門（「水質管理」若しくは「廃棄物管理（廃棄物・資源循環）」）に係るものに限る。）である者
- c. a 又は b に掲げる者と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
- d. 「水道施設工事」に関する監理技術者資格証を有する者

（ii）1（1）（エ）で機械器具設置工事を満たす場合

- a. 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士のうち、その登録を受けた技術部門が機械部門、又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものに限る。）である者
- b. a に掲げる者と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
- c. 「機械器具設置工事」に関する監理技術者資格証を有する者

(イ) 入札参加申請の時点において直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であること。

3) システム設計技術者

システム設計技術者は、機械設備工事を行う企業（機械設備工事を複数の構成企業で行う場合は、その主担当企業）から選任するものとし、以下の全ての要件を満足すること。

(ア) 以下に示すいずれかの資格を有する者であること。

(i) 1 (1) (エ) で水道施設工事を満たす場合

- a. 一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士(種別を「土木」とするものに限る。)の資格を有する者
 - b. 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士のうち、その登録を受けた技術部門が上下水道部門、衛生工学部門(選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理(廃棄物・資源循環)」とするものに限る。)、又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道部門に係るもの又は衛生工学部門(「水質管理」若しくは「廃棄物管理(廃棄物・資源循環)」)に係るものに限る。)である者
 - c. a又はbに掲げる者と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
 - d. 「水道施設工事」について、(A)設計業務の実務経験を有する者(※)又は(B)建設業法第26条に定める主任技術者となるために必要な要件と同等の内容を満たす者
- (※) 設計業務の実務経験を有する者とは、大学、高等専門学校の指定学科卒業後では3年以上、高等学校の指定学科卒業後では5年以上、その他は10年以上の経験年数を有する者とする。

(ii) 1 (1) (エ) で機械器具設置工事を満たす場合

- a. 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士のうち、その登録を受けた技術部門が機械部門、又は総合技術監理部門(選択科目を機械部門に係るものに限る。)である者
 - b. ①に掲げる者と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
 - c. 「機械器具設置工事」について、(A)設計業務の実務経験を有する者(※)又は(B)建設業法第26条に定める主任技術者となるために必要な要件と同等の内容を満たす者
- (※) 設計業務の実務経験を有する者とは、大学、高等専門学校の指定学科卒業後では3年以上、高等学校の指定学科卒業後では5年以上、その他は10年以上の経験年数を有する者とする。

(イ) 社内の設計部門に所属している者

(ウ) 入札参加申請の時点において直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であること。

(エ) システム設計技術者は、SPCから発注される建設工事における配置技術者(主任技術者・監理技術者)を兼ねることはできないものとする。

ただし、設計業務及び工場製作のみが行われている期間に限り、システム設計技術者はSPCから発注される建設工事の配置技術者(主任技術者・監理技術者)を兼ねることができるものとする。

当該技術者の設計建設期間の途中で交代は原則認めないが、当該技術者の死亡、

疾病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合は、資格要件を満たす者と途中交代することができるものとする。

大阪府流域下水道
水質試験実施要領

平成 21年 4月

大阪府都市整備部下水道室

令和2年4月 一部改訂

第1章 要領の目的と適用

この要領は大阪府流域下水道の維持管理や建設・更新のために必要な、水質データ等の共通性や有用性を高めることを目的として作成した。

従って、この要領で定めたことは、水質や汚泥並びに排ガスに関する各種分析試験の内容（項目、頻度、分析方法等）の標準的なものであり各管理センターに於いては、個々の実情に応じて維持管理上必要な試験を独自に実施する必要がある。

なお、今回の改訂では排ガスや臭気分析に関する分析試験の内容を追加することで、各センターより排出される物質に関する試験実施要領として充実させた。

以上のような要件を満たすために、2章以下各章では次に示す内容のことについて言及している。

<第2章> 試験の目的と頻度

<第3章> 試料の名称・試料採取方法

<第4章> 分析方法と定量下限値

- ・ P R T R 法等で検出下限値の取り扱いが必要となったため今回の要領から追加する。

<第5章> 分析値等の取り扱い

- ・ 月報・年報データの共通性を図るため有効数字、平均値の取り方等について定める。

<第6章> 運転管理指標の計算式

<第7章> 規制基準値

<第8章> 化学物質管理計画のモニタリング方法とP R T R届出の計算方法

第2章 試験の目的と頻度

1. 試験の種類

- ① 法定試験 : 法令に基づいて行う試験を言う。
- 「精密試験」
 - 「再利用水試験」
 - 「雨天時放流水質試験」
 - 「排ガス測定」
 - 「臭気測定」
 - 「ダイオキシン類測定」
 - 「騒音・振動測定」
 - 「産廃等試験」
- ② 管理のための試験 : 水処理施設、汚泥処理施設等を適切に維持管理するための水質（汚泥を含む）試験を言う。
- 「中間試験」
 - 「日常試験」
 - 「生物反応槽試験」
 - 「汚泥試験」
- ③ 監視のための試験 : 水処理施設及び汚泥処理施設の機能に悪影響をおよぼす恐れのある下水の流入を監視するものである。
- 「ポンプ場試験」

○水質試験・汚泥試験

	種類	目的	対象
水 質 試 験	①精密試験	放流水の水質が、定められた基準値を満たすものであるかどうかを判定するために実施する試験 ○根拠法令：「水質汚濁防止法」 「下水道法」	流入下水 放流水
	②中間試験	流入下水や処理水の総合的な水質を把握するために実施する試験	流入下水 最初沈殿池流入水 生物反応槽流入水 最終沈殿池流出水 放流水
	③日常試験	水処理施設の日常管理のために実施する試験	流入下水 最初沈殿池流入水 生物反応槽流入水 最終沈殿池流出水 放流水
	④再利用水試験	再利用水の水質を把握するために再利用水質基準等マニュアルに基づき実施する試験 ○根拠法令：「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」平成17年4月策定	せせらぎ等 Q水くん
生 物 反 応 槽 試 験	⑤生物反応槽試験	生物反応槽の状態を把握するために行う。	嫌気槽 無酸素槽 好気槽 生物反応槽流出水 返送汚泥
汚 泥 試 験	⑥汚泥試験	汚泥処理の日常管理のために実施する試験 ・汚泥処理工程毎に試験を行う。 ・系統の異なる処理を行っている場合は 系統ごとに採取する	初沈引抜汚泥 機械濃縮機投入 重力濃縮槽投入 機械濃縮機分離液 重力濃縮槽分離液 機械濃縮汚泥 重力沈濃縮汚泥 脱水機投入汚泥 脱水ろ液 脱水ケーキ 焼却灰 場内返流水
ポン プ 場 試 験	⑦ポンプ場試験	ポンプ場に流入する下水の水質を把握するために実施する試験	ポンプ場流入水
雨 天 時 試 験	⑧雨天時放流水質試験	「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル」に基づき合流下水の水みらいセンター・ポンプ場で実施する試験 ○根拠法令：「下水道法」 下水道法施行令第12条第3項 平成16年4月1日施行	処理水 簡易処理水 雨水（水みらいセンター） 雨水（ポンプ場）
河 川 試 験	⑨河川試験	放流先河川の水質状況を把握するために実施する試験	放流河川

○排ガス測定

種類	目的	対象
①排ガス測定	排ガス中のNO _x 、SO _x 濃度並びに有害物質濃度の測定を行い、定められた基準値を満たすものであるかどうかを判定するために実施する試験 ○根拠法令：「大気汚染防止法」 「大阪府生活環境の保全に関する条例」	焼却炉煙突出口

○臭気測定

種類	目的	対象
①1号規制 (敷地境界線)	敷地境界線の臭気指数・特定悪臭物質濃度の測定を行い、定められた基準値を満たすものであるかどうかを判定するために実施する試験 ○根拠法令：「悪臭防止法」	敷地境界
②2号規制 (排出口)	排ガス・脱臭設備等の排出口の臭気指数・特定悪臭物質の測定を行い、定められた基準値を満たすものであるかどうかを判定するために実施する試験 ○根拠法令：「悪臭防止法」	焼却炉煙突出口 脱臭設備出口 排気ファン出口
③3号規制 (排水)	排水の特定悪臭物質の測定を行い、定められた基準値を満たすものであるかどうかを判定するために実施する試験 ○根拠法令：「悪臭防止法」	放流水
④脱臭設備性能確認	脱臭設備は、悪臭防止法を遵守しなければならないため、機能確認を行うための試験 ○根拠：設計の手引き	脱臭設備機器 入口・出口

○ダイオキシン類測定

種類	目的	対象
①ダイオキシン類	放流水、灰、ダスト、排ガス中のダイオキシン類の測定並びに、排ガス処理施設から排出される排水のダイオキシン類濃度の測定を行い、定められた基準値を満たすものであるかどうかを判定するために実施する試験 ○根拠法令：「ダイオキシン類対策特別措置法」	*流入下水 放流水 排ガス 焼却灰 ダスト *スラグ

*流入下水・スラグの法的測定義務はありません。

○作業環境測定

種類	目的	対象
①ダイオキシン類 作業環境測定	<p>廃棄物の焼却施設における焼却炉の運転、点検作業に従事する労働者のダイオキシン類によるばく露を防止するため、空気中のダイオキシン類濃度を測定する。</p> <p>○根拠法令 : 「労働安全衛生法」 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露対策要綱」</p>	廃棄物焼却施設内作業場所

○騒音・振動測定

種類	目的	対象
①騒音測定	<p>下水処理施設から発生する騒音を測定する。 参考：特定施設－空気圧縮機・送風機 －原動機の定格出力が7.5kw以上</p> <p>○根拠法令 : 「騒音規制法」</p>	敷地境界
②振動測定	<p>下水処理施設から発生する振動を測定する。 参考：特定施設－圧縮機 －原動機の定格出力が7.5kw以上</p> <p>○根拠法令 : 「振動規制法」</p>	敷地境界

○廃棄物試験

種類	目的	対象
①溶出試験	<p>廃棄物としての法令に基づき測定する</p> <p>○根拠法令 : 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 「土壤汚染対策法」</p>	<p>焼却灰 沈砂しさ スラグ ダスト 脱水ケーキ</p>
②含有試験	<p>廃棄する対象物の性状を把握するため行う。 ダイオキシン類に関しては測定義務あり。</p> <p>○根拠法令 : 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 「土壤汚染対策法」</p>	<p>焼却灰 沈砂しさ スラグ ダスト 脱水ケーキ</p>

2. 各種調査箇所における対象別の調査目的および試験概要

	調査目的	試験項目
流入下水	<ul style="list-style-type: none"> 流入下水水質、負荷量の把握 水質負荷量の時間変動の把握 雨天時の流入負荷量（BOD）の把握 	pH、透視度、BOD、COD、 SS、全窒素、全りん、重金属、 その他
最初沈殿池	<ul style="list-style-type: none"> 除去効果の把握（水面積負荷、越流負荷）との関係 流入水量の各池への均等化 汚泥引抜き方法の適正化 	pH、透視度、BOD、COD、 SS、全窒素、全りん 引抜汚泥濃度、 アルカリ度、その他
生物反応槽	<ul style="list-style-type: none"> 運転状況の調査（MLSS、SVI、BOD-SS負荷、BOD容積負荷、送気倍率、汚泥日令等の運転管理指標） 各槽への流入水量の均等化 各槽、各セクションのDO分布及び時間変動 生物学的りん除去効果の把握 窒素除去効果の把握（硝化、脱窒状況） 活性汚泥の把握 薬品の選定と薬注量の適正化 	水温、pH、 MLSS、MLVSS、SV SVI、MLDO、酸素利用速度、全りん、 りん酸態りん、全窒素、 硝酸性窒素、亜硝酸性窒素 アンモニア性窒素、アルカリ度 生物相、 その他
最終沈殿池	<ul style="list-style-type: none"> 除去効果の把握（水面積負荷、越流負荷）との関係 流入水量の各池への均等化 引抜き汚泥の適正化 	pH、透視度、BOD、COD、SS、 引抜汚泥濃度、全りん、全窒素 RSSS、その他
砂ろ過	<ul style="list-style-type: none"> 除去効果の把握（ろ過速度、逆洗時間）との関係 	透視度、BOD、COD、SS、その他
放流水	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守 処理状況の把握 雨天時の排出負荷量（BOD）の把握 	pH、透視度、BOD、COD、 SS、全窒素、全りん、重金属、 その他
再利用施設	<ul style="list-style-type: none"> 再利用水、環境用水としての適合性の確認 	pH、透視度、BOD、SS、 大腸菌、大腸菌群数、残留塩素、 濁度、色度、臭気、外観、その他

	調査目的	試験項目
重力濃縮槽	<ul style="list-style-type: none"> 水面積負荷、固形物負荷、汚泥滞留時間、回収率等の関係 (SS、全りん、窒素) 投入、引抜汚泥時間、汚泥濃度、汚泥界面の状況の把握 汚泥の沈降性の把握 	pH、SS、含水率、VSS、アルカリ度、全りん、全窒素、沈降速度
消化槽	<ul style="list-style-type: none"> ガス発生量、有機物負荷、消化日数、消化率等の運転実態の把握 汚泥投入、引抜の適正化 槽内汚泥濃度の分布状況の把握 エネルギー効率の検討 	水温、pH、SS、含水率 VSS、アルカリ度、全りん 全窒素、ガス組成 有機酸、 溶解性窒素、溶解性りん その他
機械濃縮機	<ul style="list-style-type: none"> 投入、濃縮汚泥量、濃度、運転条件、回収率の把握 薬注量の適正化 (遠心濃縮機・ベルト濃縮機・加圧浮上濃縮設備) 	SS、含水率、全りん、全窒素、その他
脱水設備	<ul style="list-style-type: none"> 脱水供給量、薬注凝集、脱水性、回収率、運転条件の把握 薬品の選定と薬注量の適正化 	pH、SS、含水率、VSS、アルカリ度 全りん、全窒素、有機分、発熱量 薬品濃度、組成、その他
焼却・熔融設備	<ul style="list-style-type: none"> 投入ケキ、焼却灰、熔融スラグの性状、焼却・熔融状態等の運転状況の把握 焼却・熔融炉排水および排ガスの性状把握 エネルギー収支の把握 	含水率、有機分、排水 pH SS、CN、全りん、全窒素、重金属、組成 その他
脱臭設備	<ul style="list-style-type: none"> 発生悪臭物質の把握 脱臭効率 活性炭の劣化状況の把握 脱臭薬注量の適正化 消臭剤添加量の適正化 	悪臭成分の分析 臭気濃度

3. 試験項目及び頻度

○：1回/月
 ◎：2回/月
 ☆：1回/3ヵ月

①精密試験

番号	項目	単位	流入下水	放流水
1	気温	℃	◎	◎
2	水温	℃	◎	◎
3	透視度	度	◎	◎
4	色相		◎	◎
5	臭気		◎	◎
6	pH		◎	◎
7	蒸発残留物	mg/L	◎	◎
8	強熱残留物	mg/L	◎	◎
9	強熱減量	mg/L	*計算により求める	*計算により求める
10	溶解性物質	mg/L	*計算により求める	*計算により求める
11	浮遊物質 (SS)	mg/L	◎	◎
12	DO	mg/L	—	◎
13	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	◎	◎
14	生物化学的酸素要求量 (C-BOD)	mg/L	—	必要に応じて行う
15	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	◎	◎
16	全窒素 (T-N)	mg/L	◎	◎
17	アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	mg/L	◎	◎
18	亜硝酸性窒素 (NO ₂ -N)	mg/L	◎	◎
19	硝酸性窒素 (NO ₃ -N)	mg/L	◎	◎
20	アンモニア性窒素等	mg/L	*計算により求める	*計算により求める
21	全りん (T-P)	mg/L	◎	◎
22	りん酸態りん	mg/L	◎	◎
23	塩化物イオン	mg/L	必要に応じて行う	必要に応じて行う
24	よう素消費量	mg/L	必要に応じて行う	必要に応じて行う
25	ホルマリン抽出物質	mg/L	○	◎
26	陰イオン界面活性剤	mg/L	必要に応じて行う	必要に応じて行う
27	フェノール類	mg/L	○	○
28	シアン化合物	mg/L	○	○
29	アルキル水銀	mg/L	○	◎
30	有機りん	mg/L	☆	☆
31	カドミウム	mg/L	○	◎
32	鉛	mg/L	○	◎
33	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	☆	☆
34	六価クロム	mg/L	○	○
35	砒素	mg/L	○	◎
36	総水銀	mg/L	○	◎
37	クロム	mg/L	○	○
38	銅	mg/L	○	◎
39	亜鉛	mg/L	○	◎
40	鉄 (溶解性)	mg/L	○	◎
41	マンガン (溶解性)	mg/L	○	◎
42	ふっ素	mg/L	○	◎
43	ほう素	mg/L	○	◎
44	セレン及びその化合物	mg/L	○	◎
45	トリクロロエチレン (TCE)	mg/L	○	◎
46	テトラクロロエチレン (PCE)	mg/L	○	◎
47	ジクロロメタン	mg/L	○	◎
48	四塩化炭素	mg/L	○	◎
49	1,2-ジクロロエタン	mg/L	○	◎
50	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	○	◎
51	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	○	◎
52	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	○	◎
53	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	○	◎
54	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	○	◎
55	チウラム	mg/L	☆	☆
56	シマジン	mg/L	☆	☆
57	チオベンカルブ	mg/L	☆	☆
58	ベンゼン	mg/L	○	◎
59	1,4-ジオキサン	mg/L	○	◎
60	ニッケル	mg/L	○	◎
61	大腸菌群数	個/cm ³	◎	◎
62	残留塩素	mg/L	—	◎

参考 アンモニア性窒素等=アンモニア性窒素×0.4+硝酸性窒素+亜硝酸性窒素

②中間試験

◎：2回/月

番号	項目	単位	流入下水	最初沈殿池 流入水	生物反応槽 流入水	最終沈殿池 流出水	放流水
1	気温	℃	◎	◎	◎	◎	◎
2	水温	℃	◎	◎	◎	◎	◎
3	透視度	度	◎	◎	◎	◎	◎
4	色相		◎	◎	◎	◎	◎
5	臭気		◎	◎	◎	◎	◎
6	pH		◎	◎	◎	◎	◎
7	蒸発残留物	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
8	強熱残留物	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
9	強熱減量	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
10	溶解性物質	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
11	浮遊物質 (SS)	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
12	DO	mg/L	—	—	—	◎	—
13	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
14	生物化学的酸素要求量 (C-BOD)	mg/L	—	—	—	◎	◎
15	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
16	全窒素 (T-N)	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
17	アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
18	亜硝酸性窒素 (NO ₂ -N)	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
19	硝酸性窒素 (NO ₃ -N)	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
20	全りん (T-P)	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎

③日常試験

△：1回/日

□：必要に応じて数回/週

番号	項目	単位	流入下水	最初沈殿池 流入水	生物反応槽 流入水	最終沈殿池 流出水	放流水
1	気温	℃	△	△	△	△	△
2	水温	℃	△	△	△	△	△
3	透視度	度	△	△	△	△	△
4	色相		△	△	△	△	△
5	臭気		△	△	△	△	△
6	pH		△	△	△	△	△
7	浮遊物質 (SS)	mg/L	□	□	□	□	□
8	DO	mg/L	—	—	—	□	—
9	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	□	□	□	□	□
10	生物化学的酸素要求量 (C-BOD)	mg/L	—	—	—	□	□
11	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	□	□	□	□	□
12	全窒素 (T-N)	mg/L	□	□	□	□	□
13	アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	mg/L	□	□	□	□	□
14	亜硝酸性窒素 (NO ₂ -N)	mg/L	□	□	□	□	□
15	硝酸性窒素 (NO ₃ -N)	mg/L	□	□	□	□	□
16	全りん (T-P)	mg/L	□	□	□	□	□

④再利用水試験

△：1回/日

□：1回/週

○：1回/月

番号	項目	単位	水洗用水・散水用水	修景用水	親水用水
1	大腸菌	不検出・検出	○	—	○
2	大腸菌群数	CFU/100ml	—	○	—
3	濁度	度	□	□	□
4	pH		□	□	□
5	外観		△	△	△
6	色度	度	—	□	□
7	臭気		△	△	△
8	残留塩素（遊離又は結合）	mg/L	□	—	□

⑤生物反応槽試験

（生物反応槽流出水）

▲：必要に応じて数回/週

番号	項目	単位	○号タンク
1	水温	℃	▲
2	pH		▲
3	MLSS	mg/L	▲
4	MLVSS	mg/L	▲
5	SV	%	▲
6	SVI		計算により求める
7	MLDO	mg/L	▲
8	生物相		▲
9	全りん	mg/L	▲
10	全窒素	mg/L	▲

*生物反応槽の処理方法及び系列が異なる場合は、個々に測定を行う。

*目的により生物反応槽各工程（ステップ）毎の測定を行う。

⑥汚泥試験

○：必要に応じて数回／月

●：必要に応じて行う

番号	項目	単位	初沈引抜汚泥	余剰汚泥	重力濃縮汚泥	機械濃縮汚泥	消化汚泥	洗浄汚泥
1	汚泥温度	℃	●	●	●	●	●	●
2	pH		○	○	○	○	○	○
3	含水率（汚泥濃度）	%	○	○	○	○	○	○
4	有機分	%	○	○	○	○	○	○
5	無機分	%	○	○	○	○	○	○
6	アルカリ度	mg/L	●	●	○	○	○	○
7	揮発性有機酸	mg/L	●	●	●	●	●	—
8	全窒素	mg/L	●	●	●	●	●	●
9	全りん	mg/L	●	●	●	●	●	●
10	繊維状物（100メッシュ）	%	●	●	○	○	○	○
11	ガス組成	—	—	—	—	—	●	—

番号	項目	単位	場内返流水	重力濃縮分離液	機械濃縮分離液	消化槽脱離液	洗浄槽分離液	脱水ろ液
1	水温	℃	●	●	●	●	●	●
2	pH		○	○	○	○	○	○
3	蒸発残留物	mg/L	○	○	○	○	○	○
4	強熱減量	mg/L	○	○	○	○	○	○
5	SS	mg/L	○	○	○	○	○	○
6	溶解性物質	mg/L	○	○	○	○	○	○
7	BOD	mg/L	●	●	●	●	●	●
8	COD	mg/L	●	●	●	●	●	●
9	揮発性有機酸	mg/L	—	●	●	—	—	—
10	全窒素	mg/L	●	●	●	●	●	●
11	アンモニア性窒素	mg/L	●	●	●	●	●	●
12	全りん	mg/L	●	●	●	●	●	●

番号	項目	単位	脱水機投入汚泥	脱水ケーキ	焼却灰
1	汚泥温度	℃	●	—	—
2	pH		○	—	—
3	含水率（汚泥濃度）	%	○	○	○
4	有機分	%	○	○	○
5	無機分	%	○	○	○
6	アルカリ度	mg/L	○	—	—
7	揮発性有機酸	mg/L	—	—	—
8	全窒素	mg/L	●	●	—
9	全りん	mg/L	●	●	●
10	繊維状物（100メッシュ）	%	○	—	—

⑦ポンプ場試験

○：1回/月

番号	項目	単位	Aポンプ場	Bポンプ場
1	気温	℃	○	○
2	水温	℃	○	○
3	透視度	度	○	○
4	色相		○	○
5	臭気		○	○
6	pH		○	○
7	蒸発残留物	mg/L	○	○
8	強熱残留物	mg/L	○	○
9	強熱減量	mg/L	○	○
10	溶解性物質	mg/L	○	○
11	浮遊物質 (SS)	mg/L	○	○
12	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	○	○
13	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	○	○
14	全窒素 (T-N)	mg/L	○	○
15	全りん (T-P)	mg/L	○	○

*ポンプ場毎に流入水質を測定する。

⑧雨天時放流水質試験

◇：1回/年

◆：必要に応じて行う

番号	項目	単位	処理水	簡易処理水	雨水 (処理場)	雨水 (ポンプ場)
1	気温	℃	◆	◆	◆	◆
2	水温	℃	◆	◆	◆	◆
3	透視度	度	◆	◆	◆	◆
4	色相		◆	◆	◆	◆
5	臭気		◆	◆	◆	◆
6	pH		◆	◆	◆	◆
7	浮遊物質 (SS)	mg/L	◆	◆	◆	◆
8	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	◇	◇	◇	◇
9	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	◆	◆	◆	◆

⑨河川試験

◆：1回/6ヵ月 程度

番号	項目	単位	○○川 上流	○○川 下流
1	気温	℃	◆	◆
2	水温	℃	◆	◆
3	透視度	度	◆	◆
4	色相		◆	◆
5	臭気		◆	◆
6	pH		◆	◆
7	蒸発残留物	mg/L	◆	◆
8	強熱残留物	mg/L	◆	◆
9	強熱減量	mg/L	◆	◆
10	溶解性物質	mg/L	◆	◆
11	浮遊物質 (SS)	mg/L	◆	◆
12	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	◆	◆
13	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	◆	◆
14	全窒素 (T-N)	mg/L	◆	◆
15	全りん (T-P)	mg/L	◆	◆

⑩排ガス測定

番号	項目	単位	届出 対象 物質	ガス量：4万m ³ /Hr以上の炉 *ばいじんに関しては 焼却能力4t/時以上	ガス量：4万m ³ /Hr未満の炉 *ばいじんに関しては 焼却能力4t/時未満
				煙突出口	煙突出口
1	排ガス温度	℃		○	△
2	水分量	%		○	△
3	酸素濃度	%		○	△
4	ガス量	m ³ /h		○	△
5	ばいじん	g/m ³	○	○	△
6	硫黄酸化物	ppm	○	○	△
7	窒素酸化物	ppm	○	○	△
8	塩化水素	mg/m ³ N	○	○	△
9	水銀及びその化合物		○	●	△
10	アニシジン	mg/m ³ N			×
11	アンチモン及びその化合物（アンチモンとして）	mg/m ³ N	○		▲
12	N-エチルアニリン	mg/m ³ N			×
13	塩素	mg/m ³ N	○		▲
14	カドミウム及びその化合物（カドミウムとして）	mg/m ³ N	○		▲
15	クロロニトロベンゼン	mg/m ³ N			×
16	臭素	mg/m ³ N	○		▲
17	銅及びその化合物（銅として）	mg/m ³ N	○		▲
18	鉛及びその化合物（鉛として）	mg/m ³ N	○		▲
19	バナジウム及びその化合物（五酸化バナジウムとして）	mg/m ³ N	○		▲
20	ベリリウム及びその化合物（ベリリウムとして）	mg/m ³ N	○		▲
21	ホスゲン	mg/m ³ N			×
22	ホルムアルデヒド	mg/m ³ N	○		▲
23	マンガン及びその化合物（マンガンとして）	mg/m ³ N	○		▲
24	N-メチルアニリン	mg/m ³ N			×
25	亜鉛及びその化合物	mg/m ³ N		P R T R 法により測定が必要な水みらいセンターは測定を行う。	
26	クロロエチレン	mg/m ³ N		府条例で設備基準による規制があるが測定は不要	
27	ニッケル化合物	mg/m ³ N	○		
28	砒素及びその化合物	mg/m ³ N	○		
29	ベンゼン	mg/m ³ N			
30	六価クロム化合物	mg/m ³ N	○		
31	エチレンオキシド	mg/m ³ N			

- 大気汚染防止法 1回/2ヵ月
- 大気汚染防止法 1回/4ヵ月
- △ 大気汚染防止法 1回/6ヵ月
- ▲ 大阪府生活環境の保全に関する条例 1回/6ヵ月 (注1)
- × 測定、報告不要

注1 対象23物質について届出の項目（測定項目、測定頻度）について環境管理室と協議を行い

（2009年11月25日環境管理室より回答）運用方針が示された。測定対象項目は10物質

10物質：アンチモン、塩素、カドミウム、臭素、銅、鉛、バナジウム、ベリリウム、ホルムアルデヒド、マンガン

・対象23物質の内、設備基準の6物質は測定不要（大防法の規制対象につき塩化水素、水銀は府条例対象外）

注2 硫黄酸化物に関しては、測定根拠法令が異なるが、窒素酸化物測定時に測定を行う。

⑪臭気測定

◇必要に応じて行う

番号	項目	単位	大阪府1号 濃度規制項目	大阪府2号 濃度規制項目	大阪府3号 濃度規制項目	脱臭設備 性能確認
1	アンモニア	ppm	◇	◇	—	◇
2	メチルメルカプタン	ppm	◇	—	◇	◇
3	硫化水素	ppm	◇	◇	◇	◇
4	硫化メチル	ppm	◇	—	◇	◇
5	二硫化メチル	ppm	◇	—	◇	◇
6	トリメチルアミン	ppm	◇	◇	—	—
7	アセトアルデヒド	ppm	◇	—	—	—
8	プロピオンアルデヒド	ppm	◇	◇	—	—
9	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	◇	◇	—	—
10	イソブチルアルデヒド	ppm	◇	◇	—	—
11	ノルマルバレールアルデヒド	ppm	◇	◇	—	—
12	イソバレールアルデヒド	ppm	◇	◇	—	—
13	イソブタノール	ppm	◇	◇	—	—
14	酢酸エチル	ppm	◇	◇	—	—
15	メチルイソブチルケトン	ppm	◇	◇	—	—
16	トルエン	ppm	◇	◇	—	—
17	スチレン	ppm	◇	—	—	—
18	キシレン	ppm	◇	◇	—	—
19	プロピオン酸	ppm	◇	—	—	—
20	ノルマル酪酸	ppm	◇	—	—	—
21	ノルマル吉草酸	ppm	◇	—	—	—
22	イソ吉草酸	ppm	◇	—	—	—
23	臭気濃度・指数	—	◇	◇	◇	◇
24	臭気強度	—	◇	◇	◇	—
25	ガス流量	—	—	◇	◇	◇

⑫ダイオキシン類測定

◆：1回／年

○ダイオキシン類

*：法律に基づいて行う

	対象	測定回数
水質	流入水	必要に応じて行う
	放流水	◆ *
排ガス	排ガス	◆ *
廃棄物	焼却灰	◆ *
	スラグ等	◆

○ダイオキシン類（作業環境）

◇：1回／6ヵ月

	対象	測定回数
作業環境	焼却炉内・炉周辺	◇
	灰搬出施設等	◇

* ダイオキシン類濃度は過去のD値を使用して推定することができる。

この場合、ダイオキシン類の濃度測定は行わなくてよい。

⑬騒音測定・振動測定

	対象	測定回数
騒音	敷地境界	必要に応じて行う。
振動	敷地境界	必要に応じて行う。

⑭産業廃棄物等の試験

	対象	測定回数
溶出試験	灰・ダスト・汚泥・沈砂・しさ・脱水ケーキ	必要に応じて行う。
含有試験	灰・ダスト・汚泥・沈砂・しさ・脱水ケーキ	必要に応じて行う。

⑮製品検査

○：1回／1ヶ月

	対象	測定回数
溶出試験	スラグ	○
含有試験	スラグ	○

第3章 試料の名称・試料採取方法

○試料採取の方法

採取の方法には次の方法があるが、それぞれ利点があるため、その目的に応じて使い分ける。

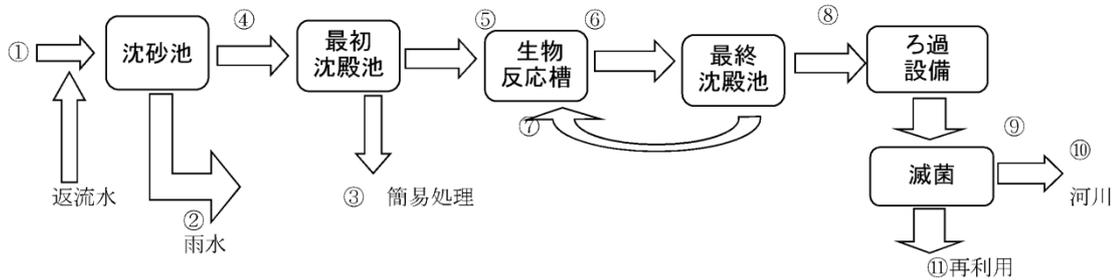
- ①人力による試料採取 「スポット採水」
- ②自動採水器による試料採取 「コンポジット採水」 水質の時間変動の大きい流入水等に適している。

○採取位置の選定

試料の採取位置としては、各施設の流入口、放流水等の代表試料を採取できる場所を選ぶ。
また、混合が十分である位置及び安全に採取できる位置を選ぶことが必要。

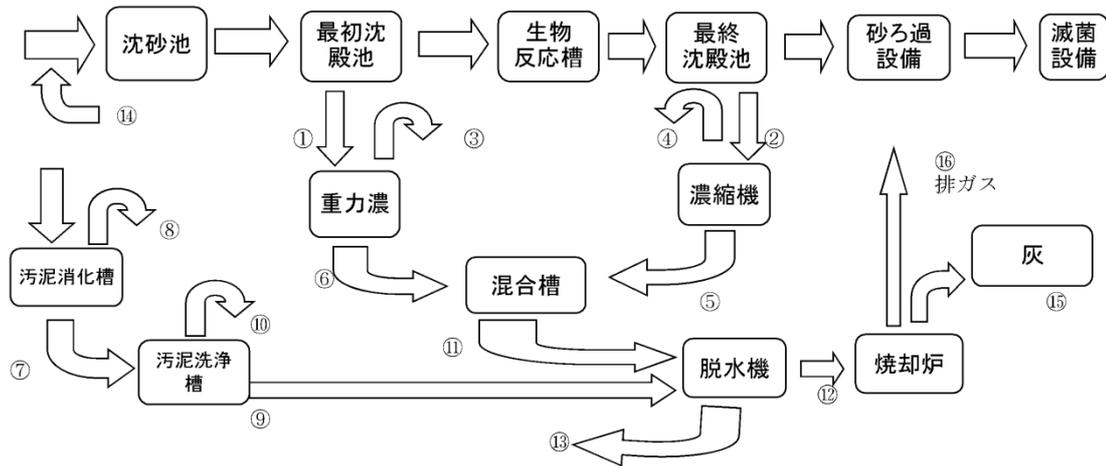
1. 水処理

試料の名称	採取位置	採取方法・採取条件	備考
①流入下水	・沈砂池流入前の下水 ・場内返流水の影響のない所	・表層・下層ではなく管断面の中層から採取するのが望ましい ・流入幹線が異なり水質に差がある場合は、その箇所毎に採取する ・降雨時は採取しない	下水道維持管理指針
②雨水	・雨水吐出井 又は雨水ポンプ稼働中の流入水		
③簡易処理水	・簡易処理水路		
④最初沈殿池流入水 (初沈入口)	・最初沈殿池流入水路 ・最初沈殿池流入ぜきの真上 ・最初沈殿池流入ます	・全体を代表する位置で採取する ・降雨時は採取しない	
⑤生物反応槽流入水 (初沈出口) (簡易処理水) (一次処理水)	・生物反応槽流入水路	・降雨時は採取しない	
⑥生物反応槽流出水	・生物反応槽流出端		
⑦返送汚泥	・返送汚泥水路 ・返送汚泥ポンプ		
⑧生物処理水	・最終沈殿池流出水 ・消毒設備の接触タンク入口 ・ろ過設備入口 ・DOについては上澄水を採取する。	・降雨時は採取しない	
⑨ろ過処理水	・ろ過設備出口 ・消毒設備接触タンク入口	・降雨時は採取しない	
⑩放流水	・消毒設備接触タンク出口 ・放流ゲート付近 ・簡易放流水が混ざる場合は採水しない	・降雨時は採取しない	
⑪再利用水	・再生処理施設出口	・滅菌後の用水を採取する	



2 汚泥処理

試料の名称	採取位置	採取方法・採取条件	備考
① 最初沈殿池引抜汚泥 重力濃縮槽投入汚泥	・初沈引き抜きポンプ ・重力濃縮槽流入口	濃度が変化するので、数点採取して混合する	
② 機械濃縮機投入汚泥 (余剰汚泥)	・濃縮機投入汚泥 遠心濃縮・ベルト濃縮・加圧浮上等の濃縮機投入汚泥	投入直後は避ける	
③ 重力濃縮槽分離液	・重力濃縮槽オーバーフロー水	越流開始時は避ける	
④ 機械濃縮機分離液	・濃縮機分離液	運転開始時は避ける	
⑤ 機械濃縮汚泥	・濃縮機出口	濃度変化に注意	
⑥ 重力濃縮汚泥	・重力濃縮槽出口	濃度変化に注意	
⑦ 消化汚泥	・消化槽引抜	引抜き開始時は避けて平均的な汚泥を採泥する	
⑧ 消化槽脱離液	・消化槽脱離液	運転開始時・停止時は避けて採取する	
⑨ 洗浄汚泥	・洗浄槽引抜	運転開始時・停止時は避けて平均的な汚泥を採泥する	
⑩ 洗浄槽分離液	・洗浄槽排水	運転開始時・停止時は避けて採取する	
⑪ 脱水機投入汚泥 (凝集剤添加前)	・脱水機投入前の汚泥 ・凝集剤添加前	運転開始時は避ける	
⑫ 脱水ケーキ	・脱水機出口	運転開始時は避ける 採取位置による違いに注意	
⑬ 脱水ろ液	・脱水機から採取	運転開始時は避ける	
⑭ 場内返流水	・場内返流最終端	返流箇所が複数ある場合は箇所毎に採取	
⑮ 焼却灰・スラグ	・灰搬出時に採取	何箇所から採取し混合する	
⑯ 排ガス	・汚泥焼却炉の煙道出口	焼却炉の安定運転時に採取を行う	



3. ポンプ場

試料の名称	採取位置	採取方法・採取条件
①ポンプ場流入水	・ポンプ場流入水を採取	・平均的な汚水ポンプ運転時に採取する ・降雨時は採取しない

4. 河川

試料の名称	採取位置	採取方法・採取条件
①河川水	・水みらいセンターの吐き口の上流・下流河川水 ・流れの中心部で採取する	・感潮河川の場合上流から下流へ流れているときに採取する ・降雨の影響があるときは避ける

5. 臭気

試料の名称	採取位置	採取方法・採取条件
①1号規制 (敷地境界線)	・敷地境界 (風下・風上)	・風速2 m/S以上の条件で採取する ・草刈作業等特別な作業時は行わない ・強風の場合は採取を行わない
②2号規制 (排出口)	・焼却炉煙突出口 ・脱臭設備出口 ・排気ファン出口	・安定運転時に採取
③3号規制 (排水水)	・放流水	・降雨の影響があるときは採取しない

6. 騒音測定・振動測定

試料の名称	採取位置	採取方法・採取条件
①騒音レベル	・敷地境界	・朝・昼間・夕・夜間で規制が異なるため別に測定する
②振動レベル	・敷地境界	・昼間・夜間で規制が異なるため別に測定する

第4章 分析方法と定量下限値

1. 水質分析

番号	項目	分析方法	定量下限値	検出下限値	P.R.T.R 対象物質	単位
1	気温	下水試験方法				℃
2	水温	下水試験方法	少数1位			℃
3	色	下水試験方法				
4	濁度	下水試験方法 国土交通省告示第334号 下水道法施行規則第四条の2に基づき 国土交通大臣が定める方法	1			度
5	透視度	下水試験方法	2桁			度
6	臭気	下水試験方法				
7	水素イオン濃度(pH)	JIS K0102 12.1(ガラス電極法)	少数1位			
8	蒸発残留物	下水試験方法	1			mg/L
9	強熱残留物	下水試験方法	1			mg/L
10	強熱減量	下水試験方法	-			mg/L
11	溶解性物質	下水試験方法	-			mg/L
12	浮遊物質量	昭和46年環境庁告示第59号 付表	1			mg/L
13	DO	JIS K0102 32	0.4			mg/L
14	生物化学的酸素要求量	JIS K0102 21	1.0			mg/L
15	生物化学的酸素要求量(C-BOD)	JIS K0102 21	1.0			mg/L
16	化学的酸素要求量	JIS K0102 17(100℃過マンガン酸カリウム消費量)	1.0			mg/L
17	窒素含有量	JIS K0102 45.1(総和法) JIS K0102 45.2(紫外吸光度法)	0.20			mg/L
18	アンモニア性窒素	JIS K0102 42.2 (インドフェノール吸光度法) JIS K0102 42.3 (中和滴定法) JIS K0102 42.5 (イソクロマトグラフ法)	0.20			mg/L
19	亜硝酸性窒素	JIS K0102 43.1	0.010			mg/L
20	硝酸性窒素	JIS K0102 43.2.5 (イソクロマトグラフ法)	0.10			mg/L
21	りん含有量	JIS K0102 46.3	0.10			mg/L
22	塩化物イオン	JIS K0102 35.3 (イソクロマトグラフ法)	0.1			mg/L
23	よう素消費量	下水試験方法	1			mg/L
24	ノルマルヘキサン抽出物質 ノルマルヘキサン抽出物質(動・植物油分離定量)	昭和49年環境庁告示第64号 JIS K0102 付属書1(参考) 補足 II	1 1			mg/L mg/L
25	陰イオン界面活性剤	JIS K0102 30.1	0.08			mg/L
26	フェノール類	JIS K0102 28.1 (4-アミノアンチリン吸光度法)	0.05			mg/L
27	シアン化合物	JIS K0102 38.1.2 38.2(ピリジン-ピラゾロン吸光度法) JIS K0102 38.1.2 38.3(4-ピリジンカルボン酸-ピラゾロン吸光度法)	0.05	0.02	○	mg/L
28	アルキル水銀化合物	昭和46年環境庁告示第59号 付表 昭和49年環境庁告示第64号 付表	0.0005			mg/L
29	有機りん化合物	昭和49年環境庁告示第64号 付表 (カスクロマトグラフ法) JIS K0102 31.1.3 (ナフチルエチレンジアミン吸光度法) JIS K0102 31.1.4 (p-ニトロフェノール吸光度法)	0.1	0.03	○	mg/L
30	カドミウム及びその化合物	JIS K0102 55.1(フLEM原子吸光法) JIS K0102 55.2(電気加熱原子吸光法) JIS K0102 55.3(ICP発光分光分析法) JIS K0102 55.4(ICP質量分析法)	0.003	0.001	○	mg/L
31	鉛及びその化合物	JIS K0102 54.1(フLEM原子吸光法) JIS K0102 54.2(電気加熱原子吸光法) JIS K0102 54.3(ICP発光分光分析法) JIS K0102 54.4(ICP質量分析法)	0.01	0.003	○	mg/L
32	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	昭和46年環境庁告示第59号 付表 JIS K0093 5 (カスクロマトグラフ法) JIS K0093 6 (カスクロマトグラフ質量分析法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
33	六価クロム化合物	JIS K0102 65.2.1(ジフェニルピコリン酸銀吸光度法) (着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、規格65の備考11のb) (第一段を除く。)及び規格65.1に定める方法)	0.04	0.01	○	mg/L
34	砒素及びその化合物	JIS K0102 61.1(ジエチルジチオカルバート酸銀吸光度法) JIS K0102 61.2(水素化物発生原子吸光法) JIS K0102 61.3(水素化物発生ICP発光分光分析法) JIS K0102 61.4(ICP質量分析法)	0.001	0.0003	○	mg/L
35	水銀及び有機水銀その他の水銀化合物	昭和46年環境庁告示第59号 付表 JIS K0102 66.1.1(還元気化原子吸光法) JIS K0102 66.1.2(加熱気化原子吸光法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
36	クロム及びその化合物	JIS K0102 65.1.1(ジフェニルピコリン酸銀吸光度法) JIS K0102 65.1.2(フLEM原子吸光法) JIS K0102 65.1.3(電気加熱原子吸光法) JIS K0102 65.1.4(ICP発光分光分析法) JIS K0102 65.1.5(ICP質量分析法)	0.02	0.007	○	mg/L
37	銅及びその化合物	JIS K0102 52.2(フLEM原子吸光法) JIS K0102 52.3(電気加熱原子吸光法) JIS K0102 52.4(ICP発光分光分析法) JIS K0102 52.5(ICP質量分析法)	0.02	0.007	○	mg/L
38	亜鉛及びその化合物	JIS K0102 53.1(フLEM原子吸光法) JIS K0102 53.2(電気加熱原子吸光法) JIS K0102 53.3(ICP発光分光分析法) JIS K0102 53.4(ICP質量分析法)	0.01	0.003	○	mg/L
39	鉄及びその化合物(溶解性)	JIS K0102 57.2(フLEM原子吸光法) JIS K0102 57.3(電気加熱原子吸光法) JIS K0102 57.4(ICP発光分光分析法)	0.1			mg/L

番号	項目	分析方法	定量下限値	検出下限値	P R T R 対象物質	単位
40	マンガン及びその化合物(溶解性)	JIS K0102 56.2(フール原子吸光法) JIS K0102 56.3(電気加熱原子吸光法) JIS K0102 56.4(I C P 発光分光分析法) JIS K0102 56.5(I C P 質量分析法)	0.1	0.03	○	mg/L
41	ふっ素及びその化合物	JIS K0102 34.1(テトラメチルリンコパレキソ吸光光度法) JIS K0102 34.2(イオン電極法) JIS K0102 34.3(イオンクロマトグラフ法)	0.1	0.03	○	mg/L
42	ほう素及びその化合物	JIS K0102 47.1(メチルブルー吸光光度法) JIS K0102 47.2(アゾメチン吸光光度法) JIS K0102 47.3(I C P 発光分光分析法) JIS K0102 47.4(I C P 質量分析法)	0.02	0.007	○	mg/L
43	セレン及びその化合物	JIS K0102 67.1(3,3-ジアジニベンジリ吸光光度法) JIS K0102 67.2(水素化物発生原子吸光法) JIS K0102 67.3(水素化物発生 I C P 発光分光分析法) JIS K0102 67.4(I C P 質量分析法)	0.001	0.0003	○	mg/L
44	トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FID ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.5 (溶媒抽出 ガスクロマトグラフ法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
45	テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FID ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.5 (溶媒抽出 ガスクロマトグラフ法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
46	ジクロロメタン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FID ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法)	0.001	0.0003	○	mg/L
47	四塩化炭素	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FID ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.5 (溶媒抽出 ガスクロマトグラフ法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
48	1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FID ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法)	0.001	0.0003	○	mg/L
49	1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FID ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
50	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FID ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
51	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FID ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.5 (溶媒抽出 ガスクロマトグラフ法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
52	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FID ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.5 (溶媒抽出 ガスクロマトグラフ法)	0.001	0.0003	○	mg/L
53	1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FID ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法)	0.001	0.0003	○	mg/L
54	チウラム	昭和46年環境庁告示第59号 付表 (高速液体クロマトグラフ法)	0.0006	0.0002	○	mg/L
55	シマジン	昭和46年環境庁告示第59号 付表 (ガスクロマトグラフ質量分析法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
56	チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号 付表 (ガスクロマトグラフ質量分析法) 昭和46年環境庁告示第59号 付表 (ガスクロマトグラフ法)	0.0003	0.0001	○	mg/L
57	ベンゼン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FID ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.2 (H S FID ガスクロマトグラフ法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
58	1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号 付表	0.05	0.02	○	mg/L
59	ニッケル及びその化合物	JIS K0102 59.2 (フール原子吸光法) JIS K0102 59.3 (I C P 発光分光分析法) JIS K0102 59.4 (I C P 質量分析法)	0.06	0.02	△	mg/L
60	大腸菌	上水試験方法に定める特定酵素基質培地法 国土交通省告示第334号 下水道法施行規則第四条の2に基づき 国土交通大臣が定める方法	(定性試験)			検出・不検出
61	大腸菌群数	下水試験方法(デソキシコロール酸塩培地法) *0の場合0個と記載する。 (再利用水) MF-エンドウ培地法	1			個/cm ³
62	大腸菌群及び大腸菌	下水試験方法 特定酵素基質培地法	1			CFU/100ml
63	0-157	ホスピツを添加したmEC培地、ペロ毒素産生性試験	(定性試験)			陽性・陰性
64	レジオネラ属菌	上水試験方法 BCYE法	10			CFU/100ml
65	遊離残留塩素	下水試験方法	0.05			mg/L
66	残留塩素	下水試験方法	0.05			mg/L

*分析方法は「下水の水質の検定方法等に関する省令」に基づき作成した。省令にない項目はJIS又は下水試験方法とした。
*各管理センターの水質試験項目については、下水試験方法による分析も可とする。

2. 排ガス分析

	項目	分析方法	定量下限	単位
1	排ガス量	JIS Z 8808	10	m ³ /h
2	水分量	JIS Z 8808	0.1	%
3	オルザットガス組成	JIS K0301(オルザットガス分析法)	0.1	%
4	ばいじん (ダスト濃度)	JIS Z 8808	0.002	g/m ³
5	硫黄酸化物	JIS K 0103	0.5	ppm
6	窒素酸化物	JIS K 0104	10	ppm
7	塩化水素	JIS K 0107	1	mg/m ³
8	全水銀 (ガス状+粒子状)	環境省告示第94号 平成28年9月26日	ガス状	0.1 μg/m ³
			粒子状	0.01 μg/m ³
9	アニシジン	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.1	mg/m ³
10	アンチモン及びその化合物 (アンチモンとして)	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.005	mg/m ³
11	N-エチルアニリン	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.1	mg/m ³
12	塩素	JIS K 0106	0.1	mg/m ³
13	カドミウム及びその化合物 (カドミウムとして)	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.01	mg/m ³
14	クロロニトロベンゼン	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.1	mg/m ³
15	臭素	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.2	mg/m ³
16	銅及びその化合物 (銅として)	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.01	mg/m ³
17	鉛及びその化合物 (鉛として)	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.01	mg/m ³
18	バナジウム及びその化合物 (五酸化バナジウムとして)	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.01	mg/m ³
19	ベリリウム及びその化合物 (ベリリウムとして)	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.01	mg/m ³
20	ホスゲン	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.5	mg/m ³
21	ホルムアルデヒド	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.01	mg/m ³
22	マンガン及びその化合物 (マンガンとして)	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.01	mg/m ³
23	N-メチルアニリン	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.1	mg/m ³
24	亜鉛及びその化合物	JIS K 0083に準拠	0.01	mg/m ³
25	一酸化炭素	JIS K 0098	10	ppm
26	一酸化二窒素	ガスクロマトグラフ (ECD) 法	0.5	ppm
27	ニッケル及びその化合物	JIS K 0083	0.01	mg/m ³

消化ガス測定

組成分析 (CH ₄ , CO ₂)	下水試験方法	0.1	%
---	--------	-----	---

3. 臭気物質分析

1号規制(ガス状)項目	分析方法	規制基準	定量下限	単位
アンモニア	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	1	0.1	ppm
メチルメルカプタン	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.002	0.0002	ppm
硫化水素	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.02	0.002	ppm
硫化メチル	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.01	0.001	ppm
二硫化メチル	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.009	0.0009	ppm
トリメチルアミン	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.005	0.0005	ppm
アセトアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.05	0.005	ppm
プロピオンアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.05	0.005	ppm
ホルムアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.009	0.0009	ppm
イソブチルアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.02	0.002	ppm
ホルムアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.009	0.0009	ppm
イソバレールアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.003	0.0003	ppm
イソブタノール	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.9	0.09	ppm
酢酸エチル	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	3	0.3	ppm
メチルイソブチルケトン	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	1	0.1	ppm
トルエン	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	10	1	ppm
スチレン	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.4	0.04	ppm
キシレン	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	1	0.1	ppm
プロピオン酸	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.03	0.003	ppm
ノルマル酪酸	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.001	0.0001	ppm
ノルマル吉草酸	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.0009	0.00009	ppm
イソ吉草酸	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.001	0.0001	ppm
臭気濃度・指数	平成7年環境庁告示 第63号	10	10	-

2号規制(ガス状)項目	分析方法	規制基準	定量下限	単位
アンモニア	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	1	0.1	ppm
メチルメルカプタン	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	-	0.004	ppm
硫化水素	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.02	0.002	ppm
硫化メチル	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	-	0.005	ppm
二硫化メチル	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	-	0.0009	ppm
トリメチルアミン	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.005	0.0005	ppm
アセトアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	-	0.005	ppm
プロピオンアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.05	0.005	ppm
ホルムアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.009	0.0009	ppm
イソブチルアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.02	0.002	ppm
ホルムアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.009	0.0009	ppm
イソバレールアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.003	0.0003	ppm
イソブタノール	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.9	0.09	ppm
酢酸エチル	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	3	0.3	ppm
メチルイソブチルケトン	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	1	0.1	ppm
トルエン	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	10	1	ppm
スチレン	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	-	0.04	ppm
キシレン	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	1	0.1	ppm
プロピオン酸	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	-	0.003	ppm
ノルマル酪酸	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	-	0.0001	ppm
ノルマル吉草酸	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	-	0.00009	ppm
イソ吉草酸	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	-	0.0001	ppm
臭気濃度・指数	平成7年環境庁告示 第63号	10	10	-
ガス流量	JIS Z 8808 (ピトー管法)			

3号規制(水)項目	分析方法	規制基準	定量下限(案)	単位
メチルメルカプタン	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.002	0.002	ppm
硫化水素	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.0052	0.001	ppm
硫化メチル	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.014	0.004	ppm
二硫化メチル	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.026	0.007	ppm
臭気濃度・指数	平成7年環境庁告示 第63号	26	10	-

4. ダイオキシン類分析

項目	分析方法
水質	J I S K 0 3 1 2 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法
排ガス	J I S K 0 3 1 1 排ガス中のダイオキシン類の測定方法
焼却灰	平成4年7月3日厚生省告示第192号 (特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法) 平成16年12月27日環境省告示80号 (ダイオキシン類特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法)
作業環境中のダイオキシン類	基発第401号 平成13年4月25日 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
土壌	平成11年12月27日環境省告示第68条 別表 (ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準)

5. 産業廃棄物等の分析（含有試験）

対象	項目	分析方法	定量下限	単位	
脱水ケーキ 焼却灰 沈砂しき スラグ ダスト類	熱しゃく減量	昭和52年環整第95号別紙2. II	0.01	%	
	含水率	昭和52年環整第95号別紙2. II	0.1	%	
	油分	環境庁告示第64号 付表 準拠	0.1	%	
	単位容積重量（または見かけ比重）	昭和52年環整第95号別紙2. I	0.01	Kg/m ³	
	アルキル水銀	平成24年環水大発第120725002号（底質調査方法）準拠	0.001	mg/DSkg	
	水銀又はその化合物	平成24年環水大発第120725002号（底質調査方法）準拠	0.01	mg/DSkg	
	カドミウム又はその化合物	平成24年環水大発第120725002号（底質調査方法）準拠	0.05	mg/DSkg	
	鉛又はその化合物	平成24年環水大発第120725002号（底質調査方法）準拠	0.5	mg/DSkg	
	有機りん化合物	昭和49年環境庁告示第64号 付表 準拠	0.1	mg/DSkg	
	六価クロム化合物	下水試験方法準拠	0.3	mg/DSkg	
	砒素又はその化合物	下水試験方法準拠	0.05	mg/DSkg	
	シアン化合物	下水試験方法準拠	0.1	mg/DSkg	
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	下水試験方法準拠	0.01	mg/DSkg	
	セレン又はその化合物	下水試験方法準拠	0.05	mg/DSkg	
	発熱量	下水試験方法準拠	160	kJ/DSkg	
			40	kcal/DSkg	
	元素分析 (C, H, N, O)	炭素 JIS M 8813 準拠	C.H.N分析法	0.1	W/W dry%
		水素 JIS M 8813 準拠	C.H.N分析法	0.1	W/W dry%
		窒素 JIS M 8813 準拠	C.H.N分析法	0.1	W/W dry%
		酸素 JIS M 8813 準拠	計算法	0.01	W/W dry%
	全硫黄	下水試験方法準拠	0.01	W/W dry%	
	Al ₂ O ₃	下水試験方法準拠	5	mg/DSkg	
	CaO	下水試験方法準拠	5	mg/DSkg	
	Cr ₂ O ₃	下水試験方法準拠	1	mg/DSkg	
	MgO	下水試験方法準拠	5	mg/DSkg	
	MnO ₂	下水試験方法準拠	0.2	mg/DSkg	
	P ₂ O ₅	下水試験方法準拠	5	mg/DSkg	
	K ₂ O	下水試験方法準拠	5	mg/DSkg	
	SiO ₂	下水試験方法準拠	0.05	mg/DSkg	
	Fe ₂ O ₃	下水試験方法準拠	2	mg/DSkg	
	クロム及びその化合物	平成24年環水大発第120725002号（底質調査方法）準拠	1.0	mg/DSkg	
	銅及びその化合物	平成24年環水大発第120725002号（底質調査方法）準拠	1.0	mg/DSkg	
	亜鉛及びその化合物	平成24年環水大発第120725002号（底質調査方法）準拠	0.5	mg/DSkg	
鉄及びその化合物	平成24年環水大発第120725002号（底質調査方法）準拠	5.0	mg/DSkg		
マンガン及びその化合物	平成24年環水大発第120725002号（底質調査方法）準拠	5.0	mg/DSkg		
ニッケル及びその化合物	平成24年環水大発第120725002号（底質調査方法）準拠	5.0	mg/DSkg		
全窒素	平成24年環水大発第120725002号（底質調査方法）準拠	0.1	W/W dry%		
全りん	平成24年環水大発第120725002号（底質調査方法）準拠	0.01	W/W dry%		
ダイオキシン類	平成16年12月27日環境省告示第80号		ng-TEQ/DSkg		

6. 産業廃棄物等の分析（溶出試験）

	項目	分析方法	定量下限	単位
焼却灰	熱しゃく減量	厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知の2のII	0.01	%
採取砂	含水率	厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知の2のII	0.1	%
沈砂しき	油分（n-ヘキサン抽出物質）	昭和49年9月環境庁告示第64号 付表	0.1	mg/DSkg
ダスト類	溶出試料液作成	昭和48年2月環境庁告示第13号（海面埋立処分）		
汚泥	アルキル水銀化合物	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表 昭和49年9月環境庁告示第64号 付表	0.0005	mg/L
脱ホケキ	水銀又はその化合物	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0005	mg/L
	カドミウム又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 5.	0.001	mg/L
	鉛又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 4.	0.01	mg/L
	有機りん化合物	昭和49年9月環境庁告示第64号 付表	0.1	mg/L
	六価クロム化合物	昭和48年2月環境庁告示第13号 別表1 J I S K 0 1 0 2 6 5. 2	0.04	mg/L
	砒素又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 6 1.	0.001	mg/L
	シアン化合物	J I S K 0 1 0 2 3 8.（3 8. 1. 1を除く）	0.05	mg/L
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0005	mg/L
	トリクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5	0.0005	mg/L
	テトラクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5	0.0005	mg/L
	ジクロロメタン	J I S K 0 1 2 5	0.001	mg/L
	四塩化炭素	J I S K 0 1 2 5	0.0005	mg/L
	1,2-ジクロロエタン	J I S K 0 1 2 5	0.001	mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5	0.0005	mg/L
	シス-1,2-ジクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5	0.0005	mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	J I S K 0 1 2 5	0.0005	mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	J I S K 0 1 2 5	0.001	mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	J I S K 0 1 2 5	0.001	mg/L
	チウラム	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0006	mg/L
	シマジン	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0005	mg/L
	チオベンカルブ	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0003	mg/L
	ベンゼン	J I S K 0 1 2 5	0.0005	mg/L
	セレン又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 6 7.	0.001	mg/L
	ダイオキシン類	平成16年12月27日環境省告示第80号		pg-TEQ/L
	クロム及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 6 5. 1	0.02	mg/L
	銅及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 2.	0.02	mg/L
	亜鉛及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 3.	0.01	mg/L
	鉄及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 7.	0.1	mg/L
	マンガン及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 6.	0.1	mg/L
	ニッケル及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 9.	0.06	mg/L
	ふっ素及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 3 4.	0.1	mg/L
	ほう素及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 4 7.	0.02	mg/L

5-2. 含有試験（土壌汚染対策法に基づく分析）

項目	分析方法	定量下限	単位
検液作成	平成15年3月6日環境省告示第19号		
水銀又はその化合物	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.15	mg/DSKg
カドミウム又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 5	1.5	mg/DSKg
鉛又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 4	1.5	mg/DSKg
六価クロム化合物	J I S K 0 1 0 2 6 5. 2	2.5	mg/DSKg
砒素又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 6 1	1.5	mg/DSKg
シアン化合物	J I S K 0 1 0 2 3 8 (3 8. 1を除く)	0.5	mg/DSKg
セレン又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 6 7. 2、6 7. 3、6 7. 4	1.5	mg/DSKg
ふっ素及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 3 4. 1 J I S K 0 1 0 2 3 4. 1c) ((6)第3文を除く)及び昭和46年12月 環境庁告示第59号 付表	40	mg/DSKg
ほう素及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 4 7. 1、4 7. 3、4 7. 4	40	mg/DSKg
ダイオキシン類	平成11年12月27日環境省告示第68条 別表		pg-TEQ/DSg

6-2. 溶出試験（土壌汚染対策法に基づく分析）

項目	分析方法	定量下限	単位
溶出試料液作成	平成15年3月6日環境省告示第18号		
アルキル水銀化合物	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表 昭和49年9月環境庁告示第64号 付表	0.0005	mg/L
水銀又はその化合物	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0005	mg/L
カドミウム又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 5	0.001	mg/L
鉛又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 4	0.002	mg/L
有機りん化合物	昭和49年9月環境庁告示第64号 付表	0.1	mg/L
六価クロム化合物	J I S K 0 1 0 2 6 5. 2	0.01	mg/L
砒素又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 6 1	0.001	mg/L
シアン化合物	J I S K 0 1 0 2 3 8 (3 8. 1. 1を除く)	0.05	mg/L
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0005	mg/L
トリクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1、5. 5	0.0005	mg/L
テトラクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1、5. 5	0.0005	mg/L
ジクロロメタン	J I S K 0 1 2 5 5. 1、5. 2、5. 3. 2	0.001	mg/L
四塩化炭素	J I S K 0 1 2 5 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1、5. 5	0.0005	mg/L
1,2-ジクロロエタン	J I S K 0 1 2 5 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 3. 2	0.001	mg/L
1,1-ジクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5 5. 1、5. 2、5. 3. 2	0.0005	mg/L
1,2-ジクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5 5. 1、5. 2、5. 3. 2	0.0005	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	J I S K 0 1 2 5 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1、5. 5	0.0005	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	J I S K 0 1 2 5 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1、5. 5	0.001	mg/L
1,3-ジクロロプロペン	J I S K 0 1 2 5 5. 1、5. 2、5. 3. 1	0.001	mg/L
チウラム	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0006	mg/L
シマジン	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0005	mg/L
チオベンカルブ	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0003	mg/L
ベンゼン	J I S K 0 1 2 5 5. 1、5. 2、5. 3. 2	0.0005	mg/L
セレン又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 6 7. 2、6 7. 3、6 7. 4	0.001	mg/L
ふっ素及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 3 4. 1	0.1	mg/L
ほう素及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 4 7	0.02	mg/L
クロロエチレン	平成9年環境庁告示第10号 付表	0.0002	mg/L

分析方法と定量下限値

7. 製品検査

7-1. 含有試験（スラグ）

	項 目	分析方法	定量下限	単位
1	水銀又はその化合物	JIS K0058-2	0.15	mg/DSKg
2	カドミウム又はその化合物	JIS K0058-2	1.5	mg/DSKg
3	鉛又はその化合物	JIS K0058-2	1.5	mg/DSKg
4	六価クロム化合物	JIS K0058-2	2.5	mg/DSKg
5	砒素又はその化合物	JIS K0058-2	1.5	mg/DSKg
6	セレン又はその化合物	JIS K0058-2	1.5	mg/DSKg
7	ふっ素及びその化合物	JIS K0058-2	40	mg/DSKg
8	ほう素及びその化合物	JIS K0058-2	40	mg/DSKg

7-2. 溶出試験（スラグ）

	項 目	分析方法	定量下限	単位
1	溶出試料液作成	JIS K0058-1		
2	水銀又はその化合物	JIS K0058-1	0.0005	mg/L
3	カドミウム又はその化合物	JIS K0058-1	0.001	mg/L
4	鉛又はその化合物	JIS K0058-1	0.01	mg/L
5	六価クロム化合物	JIS K0058-1	0.04	mg/L
6	砒素又はその化合物	JIS K0058-1	0.001	mg/L
7	セレン又はその化合物	JIS K0058-1	0.001	mg/L
8	ふっ素及びその化合物	JIS K0058-1	0.08	mg/L
9	ほう素及びその化合物	JIS K0058-1	0.1	mg/L
10	pH	JIS K0058-1		

測定理由

下水汚泥溶融スラグの品質管理について（下第2516号平成18年4月3日）

7. 活性汚泥及び一般汚泥分析

	項目	分析方法	定量下限	表示桁	単位
活性汚泥	SV	下水試験方法	—	整数	%
	SS	下水試験方法	—	3	mg/L
	VSS	下水試験方法	—	3	mg/L
	SVI	下水試験方法	—	2	
	DO	下水試験方法	—	小数1位	mg/L
一般汚泥	SS	下水試験方法	—	3	mg/L
	乾燥試料中の強熱減量	下水試験方法	—	2	%
	pH	下水試験方法	—	小数1位	
	アルカリ度	下水試験方法	—	2	mg/L
	揮発性有機酸	下水試験方法	—	2	mg/L
	繊維状物 (100メッシュ)	機械設備標準仕様書(日本下水道事業団) 準拠	—	小数1位	%
	TS	下水試験方法	—	3	mg/L
活性汚泥ならびに一般汚泥	全窒素	下水試験方法	10	2	mg/DSkg
		JIS K0102 45.1	0.1	2	mg/L
		JIS K0102 45.2	0.1	2	mg/L
	全りん	下水試験方法	5	2	mg/DSkg
		JIS K0102 46.3	0.1	2	mg/L
	シアン化合物	平成24年環水大発第120725002号 (底質調査方法) 準拠	0.2	2	mg/L
	総水銀	平成24年環水大発第120725003号 (底質調査方法) 準拠	0.01	2	mg/L
	カドミウム及びその化合物	下水試験方法	0.5	2	mg/L
	鉛及びその化合物	下水試験方法	10	2	mg/L
	クロム及びその化合物	下水試験方法	5	2	mg/L
	銅及びその化合物	下水試験方法	5	2	mg/L
	亜鉛及びその化合物	下水試験方法	5	2	mg/L
	鉄及びその化合物	下水試験方法	5	2	mg/L
	マンガン及びその化合物	下水試験方法	5	2	mg/L
	ニッケル及びその化合物	下水試験方法	5	2	mg/L
	砒素及びその化合物	下水試験方法	0.5	2	mg/L
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	下水試験方法	0.01	2	mg/L	
セレン及びその化合物	下水試験方法	0.5	2	mg/L	

8. 再利用水検査方法

項目	検査方法
大腸菌	<p>上水試験方法に定める特定酵素基質培地法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ONPG法MMO-MUG培地 ・IPTG添加ONPG-MUG培地 ・XGal法XGal培地 ・ピルビン酸添加XGal-MUG培地 <p>上記4培地があるが、特に指定しない。 市販されている測定キットを使用してもよい。</p>
大腸菌群数	<p><u>MF-エンドウ培地法</u></p> <p>菌数が少ない試料に対して適しており、測定操作が簡単である理由から、 下水処理水の修景・親水利用水質検討マニュアル（H2.3）にて指定されている。</p>
濁度	下水試験方法に定められた方法とする。
pH	下水試験方法に定められた方法とする。
外観	下水試験方法に定められた方法とし、 不快でないことを、必ず人が確認する。
色度	下水試験方法に定められた方法とする。
臭気	下水試験方法に定められた方法とし、 不快でないことを、必ず人が確認する。
残留塩素	下水試験方法に定められた方法とする。

* 下水処理水の再利用水質基準等マニュアルの運用方針 平成18年4月3日
大阪府都市整備部下水道課

第5章 分析値等の取り扱い

○ 月報・年報データの共通性を図るため有効数字、平均値の取り方並びに用語の定義について定める。

1. 分析データの取り扱い

有効数字	<ul style="list-style-type: none"> ・有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。 ・報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。 (例) 定量下限値 0. 2 mg/Lの場合 実験値 0. 3 6 mg/L 小数2桁目を切り捨て 0. 3 mg/Lとする ・pHについては、小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。 ・SS, 蒸発残留物は整数表示とする。整数未満の桁は切り捨てる。 *ただし次の項目については、報告下限値を下回る桁がある場合切り捨てないで有効数字2桁までとする。 (BOD, COD, T-N, 硝酸性窒素, 亜硝酸性窒素, アンモニア性窒素, T-P) *アンモニア性窒素等についてはまず(アンモニア性窒素×0. 4+硝酸性窒素+亜硝酸性窒素)の合計値を求めた後に上記の桁数処理を行う。 ただし、アンモニア性窒素, 硝酸性窒素, 亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が定量下限値未満の場合は、その定量下限値に代えて“0”を測定値として扱う。
報告下限値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定量下限値を報告下限値とする。
定量下限値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定量下限値は<第4章>の表参照 ・ 定量下限値未満の値は不等号を用いて <定量下限値 とする (例) <0. 2 mg/Lとする。 ただし、<u>シアン含有量</u>、<u>アルキル水銀</u>、<u>PCB</u>、<u>総水銀</u>は 定量下限値未満をNDと表記する。 (環境基準で検出されてはならない物質) * 上水道水源地域の場合有機リン化合物は定量下限値未満をNDとする。 * 大腸菌群数：定量下限値未満は ” 0 ” と記入する。
検出下限値	<ul style="list-style-type: none"> ・ P R T R法指定物質のみ検出下限値を設定する。 (定量下限値の1/3とする。) ・ 検出下限値が設定されている物質においては 検出下限値以上 定量下限値未満の場合 <定量下限値 とする (例) <0. 2 mg/Lとする。 検出下限値未満の場合 <数値 (検出下限値) とする (例) <0. 0 7 (検出下限値) mg/Lとする。

<p>平均値</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平均値は有効数字2桁とし、3桁目を四捨五入する。 (例) 平均の計算値 7.35 mg/Lの場合 平均値は 7.4 mg/Lとなる。 ・平均値を2桁とするために、定量下限の桁である有効桁以下となる場合は有効桁まで表示しその下の桁について数値を四捨五入する。 (例) 定量下限値 0.2 mg/L (有効桁は小数一桁) 平均の計算値 0.35 mg/Lの場合 平均値は 0.4 mg/L ・平均値が定量下限値に満たない場合 有効桁の下の桁について四捨五入を行ったうえで判断する。 (例) 定量下限値 0.1 mg/L (有効桁は小数一桁) 平均の計算値 0.06238 mg/Lの場合 平均値は 0.1 mg/L ・透視度の平均値で、100度以上のデータを含む場合 その値を100度として計算する。 ・ 定量下限値は<第4章>の表参照 定量下限値未満のデータに、“0”を代入し計算する。 <p>*ただし有効数字のただし書きで指定された項目については有効数字2桁までとする。</p>
------------	---

2. P R T R法における数値の取り扱い

<p>P R T R法における数値の取り扱い 均値</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量の算出（定量下限値未満等の場合） ・検出下限値が設定されている物質においては 1 / 2として算出すること。 ・検出下限値未満の場合は、“0mg/L”として算出すること。 ・P C B・総水銀・アルキル水銀については 定量下限値未満の場合は、“0mg/L”として算出すること。 ・放流量は総量規制で報告している量とする。 単位は m³ 整数とする。 （P R T R法届出に係る水質分析について（通知）平成14年7月29日下水道課）
------------------------------------	---

○水量データ等の取り扱いについて

月報・年報の水量データについて表示桁数については以下のとおり定める。

- | | | | | |
|------------------------------------|----|----------------|-----|-----------------------|
| ①水量・汚泥量は整数表示とする。 | 単位 | m ³ | (例) | 12,345 m ³ |
| ②率表示は小数第一位表示とする。 | 単位 | % | (例) | 33.1% |
| ③薬品使用量は整数表示とする。 | 単位 | kg | (例) | 70,721kg |
| ④薬品添加率は小数第一位表示
もしくは有効数字2桁表示とする。 | 単位 | % | (例) | 24.5%
0.67% |

(例)

水量	整数表示とする 単位 m ³ 例 ・ 総流入下水量 ・ 雨水排水量 ・ 流入下水量 ・ 放流量 ・ 簡易処理放流量 ・ 生物処理放流量 ・ ろ過放流量 ・ 定量下限値は<第4章>の表参照 ・ 高度処理水量 (生物反応槽流入水量)
返流量	整数表示 単位 m ³
返送汚泥量 (返送率比)	整数表示 単位 m ³ (小数1桁 単位 %)
送気量 (送気率)	整数表示 単位 m ³ (小数1桁 単位 %)
循環水量 (循環率)	整数表示 単位 m ³ (小数1桁 単位 %)

参考資料：数値のまとめかた

○例：カドミウム 定量下限値 0.001mg/L, 検出下限値 0.0003mg/Lの場合

定量下限値以上の場合	0.012 mg/L
定量下限値未満 検出下限値以上の場合	<0.001 mg/L
検出下限値未満の場合	<0.0003 (検出下限) mg/L

○ 平均値の計算

* 定量下限値未満のデータを含む場合

月	全リン (mg/L)	亜硝酸性窒素 (mg/L)
4	3.2	1.8
5	2.9	0.14
6	3.4	0.08
7	2.8	0.18
8	2.9	0.09
9	2.5	0.16
10	3.1	0.03
11	2.4	<0.01
12	2.8	0.04
1	3.2	<0.01
2	2.5	<0.01
3	2.7	1
合計	34.4	3.52
平均	2.9	0.29
計算例	(合計の計算) 3.2+2.9+・・・=34.4 (平均の計算) 34.4÷12=2.86666・・・ 2.86666 ≒ 2.9	(合計の計算) <0.01を0として計算 (平均の計算) 35.2÷12=0.29333333・・・ 0.29333333 ≒ 0.29

第6章 運転管理指標の計算式

指標	計算式
水処理	
最初沈殿池沈殿時間 [時間]	$= \frac{\text{最初沈殿池容量 (m}^3\text{)}}{\text{最初沈殿池流入水量 (m}^3\text{/日)}} \times 24$
最初沈殿池水面積負荷 [m ³ /m ²]	$= \frac{\text{最初沈殿池流入水量 (m}^3\text{/日)}}{\text{最初沈殿池表面積 (m}^2\text{)}}$
最初沈殿池越流負荷 [m ³ /m]	$= \frac{\text{最初沈殿池流入水量 (m}^3\text{/日)}}{\text{最初沈殿池の堰の長さ (m)}}$
反応槽反応時間 (HRT) [時間]	$= \frac{\text{反応槽容積 (m}^3\text{)}}{\text{生反流入水量 (m}^3\text{/日)}} \times 24$
送気率 [%]	$= \frac{\text{送風量 (m}^3\text{/日)}}{\text{生反流入水量 (m}^3\text{/日)}} \times 100$
返送率 [%]	$= \frac{\text{返送汚泥量 (m}^3\text{/日)}}{\text{生反流入水量 (m}^3\text{/日)}} \times 100$
循環率 [%]	$= \frac{\text{循環汚泥量 (m}^3\text{/日)}}{\text{生反流入水量 (m}^3\text{/日)}} \times 100$
循環比	$= \frac{\text{返送汚泥量 (m}^3\text{/日)} + \text{循環水量 (m}^3\text{/日)}}{\text{生反流入水量 (m}^3\text{/日)}}$
ステップ法反応槽平均MLSS [mg/L]	$= \frac{2 \text{ 段ステップ (均等容量、ステップ均等配分) 末端MLSS} \times \{1.5 \times \text{反応槽流入水量 (m}^3\text{/日)} + 2 \times \text{返送汚泥量 (m}^3\text{/日)}\} - \text{反応槽流入SS} \times 0.5 \times \text{反応槽流入水量 (m}^3\text{/日)}}{\text{生反流入水量 (m}^3\text{/日)} + 2 \times \text{返送汚泥量 (m}^3\text{/日)}}$

指標		計算式	
水処理			
BOD-SS負荷 [kg/kg・日]		$\frac{\text{生反流入下水量 (m}^3/\text{日)} \times \text{生反流入水BOD (mg/L)}}{\text{反応槽容積 (m}^3) \times \text{平均MLSS (mg/L)}}$	標準活性汚泥法：好気槽 ：好気槽 ：無酸素槽+好気槽
BOD-容積負荷 [kg/m ³ ・日]		$\frac{\text{生反流入水量 (m}^3/\text{日)} \times \text{生反流入水BOD (mg/L)}}{\text{反応槽容積 (m}^3)}}$	
反応槽 固形物滞留時間 (SRT) [日]		$\frac{\text{反応槽容積 (m}^3) \times \text{平均MLSS (mg/L)}}{\text{余剰汚泥量 (m}^3/\text{日)} \times \text{余剰汚泥SS (mg/L)} + \text{処理水量 (m}^3/\text{日)} \times \text{処理水SS (mg/L)}}$	
反応槽 固形物滞留時間 (A-SRT) [日]		$\frac{\text{反応槽容積 (m}^3) \times \text{平均MLSS (mg/L)}}{\text{硝化槽容積 (m}^3) \times \text{平均MLSS (mg/L)}}$	
PAC、硫酸バンド 注入量 [mg/L]		$\frac{\text{余剰汚泥量 (m}^3/\text{日)} \times \text{余剰汚泥SS (mg/L)} + \text{処理水量 (m}^3/\text{日)} \times \text{処理水SS (mg/L)}}{\text{薬品注入量 (L/日)} \times \text{比重} \times \text{A1}_2\text{O}_3\text{濃度 (\%)}} \times 10$	
苛性ソーダ 注入量 [mg/L]		$\frac{\text{生反流入水量 (m}^3/\text{日)}}{\text{薬品注入量 (L/日)} \times \text{比重}} \times 10^3$	
最終沈殿池 沈殿時間 [時間]		$\frac{\text{最終沈殿池容量 (m}^3)}{\text{最終沈殿池流入水量 (m}^3/\text{日)}} \times 24$	
最終沈殿池 水面積負荷 [m ² /m ³]		$\frac{\text{最終沈殿池流入水量 (m}^3/\text{日)}}{\text{最終沈殿池表面積 (m}^2)}}$	
最終沈殿池 越流負荷 [m ³ /m]		$\frac{\text{最終沈殿池流入水量 (m}^3/\text{日)}}{\text{最終沈殿池の堰の長さ (m)}}$	
砂ろ過施設 ろ過速度 (m/日)		$\frac{\text{ろ過水量 (m}^3/\text{日)}}{\text{ろ過表面積 (m}^2)}}$	
塩素注入率 [mg/L]		$\frac{\text{薬品注入量 (L/日)} \times \text{有効塩素 (\%)}}{\text{対象水量 (m}^3/\text{日)}} \times 10$	*対象水量=放流水量 又は 砂ろ過投入水量

指標	計算式
汚泥処理	
濃縮槽 固形物負荷 [kg/m ³ ・日]	$= \frac{\text{投入汚泥量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{投入汚泥SS}(\text{mg}/\text{L})}{\text{濃縮槽表面積}(\text{m}^2)} \times 10^{-3}$ <p>を基本とし、状況を考慮し、下記の式を使用してもよい</p> $= \frac{\text{引抜汚泥量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{引抜汚泥SS}(\text{mg}/\text{L}) + \text{分離液量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{分離液SS}(\text{mg}/\text{L})}{\text{濃縮槽表面積}(\text{m}^2)} \times 10^{-3}$
濃縮槽 回収率 [%]	$= \frac{\text{引抜汚泥量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{引抜汚泥SS}(\text{mg}/\text{L})}{\text{投入汚泥量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{投入汚泥SS}(\text{mg}/\text{L})} \times 100$ <p>を基本とし、状況を考慮し、下記の式を使用してもよい</p> $= \frac{\text{引抜汚泥量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{引抜汚泥SS}(\text{mg}/\text{L})}{\text{引抜汚泥量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{引抜汚泥SS}(\text{mg}/\text{L}) + \text{分離液量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{分離液SS}(\text{mg}/\text{L})} \times 100$
濃縮槽 汚泥滞留時間 [時間]	$= \frac{\text{濃縮槽容積}(\text{m}^3)}{\text{投入汚泥量}(\text{m}^3/\text{日})} \times 24$
機械濃縮機 回収率 [%]	$= \frac{\text{濃縮汚泥量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{濃縮汚泥SS}(\text{mg}/\text{L})}{\text{供給汚泥量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{供給汚泥SS}(\text{mg}/\text{L})} \times 100$
機械濃縮機 時間供給量 [m ³ /h・台]	$= \frac{\text{投入汚泥量}(\text{m}^3/\text{日})}{\text{機械運転時間}(\text{h}/\text{日})}$

指標	計算式
汚泥処理	
消化槽 消化日数 [日]	$= \frac{\text{消化槽容量}(\text{m}^3)}{\text{投入汚泥量}(\text{m}^3/\text{日})}$
消化槽 消化槽有機物負荷 [kg/m ³ ・日]	$= \frac{\text{投入汚泥量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{投入汚泥 S}(\text{mg/L}) \times \text{投入汚泥有機分}(\%)}{\text{消化槽容量}(\text{m}^3)}$
消化槽 投入有機物当りの ガス発生量 [Nm ³ /VDSkg]	$= \frac{\text{ガス発生量}(\text{Nm}^3/\text{日})}{\text{投入汚泥量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{投入汚泥 S}(\text{mg/L}) \times \text{投入汚泥有機分}(\%)} \times 10^{-5}$
消化槽 消化率 [%]	$= \frac{\text{投入汚泥有機分}(\%) - \text{消化汚泥有機分}(\%)}{\text{投入汚泥有機分}(\%)} \times 10^4$
脱水 薬注率 [%/DS]	$= \frac{\text{薬品純度}100\% \text{換算添加量}(\text{kg})}{\text{脱水供給汚泥量}(\text{m}^3) \times \text{汚泥平均 S}(\text{mg/L})} \times 10^5$ <p>ポリ鉄、塩鉄、高分子凝集剤は製品100%純度とする。(PACの場合は液重で計算を行う)</p>
遠心脱水機 脱水速度 [kg/hr・台]	$= \frac{\text{ケーギ量}(\text{t/日})}{\text{機械運転時間}(\text{hr/日})} \times 10^3$
ベルトプレス脱水機 ろ過速度 [kg/m・hr]	$= \frac{\text{投入汚泥 S}(\%) \times \text{投入汚泥量}(\text{m}^3/\text{hr})}{\text{有効ろ布幅}(\text{m})} \times 1000$

第7章 規制基準値

(放流水に係る基準)

項目	単位	排水基準を定める法令	水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例		水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量等に関する規程(大阪府告示1026号)	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則	下水道法施行令	窒素及びその化合物並びにリン及びその化合物に係る削減指導要綱
			その他地域	上水道水源地域				
pH		5.8~8.0(海城5~9)	5.8~8.8				5.8~8.8	
浮遊物質(SS)	mg/L	200(日間平均150)	日間平均70				40	
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	160(日間平均120) 河川	日間平均20				計画放流水質 ※6, ※8	
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	160(日間平均120) 海城	なわて、電筆 日間平均20 ※7		15.20 ※4		排水基準省令、条例と同値	
全窒素(T-N)	mg/L	120(日間平均60)			10.15, 25 ※4		計画放流水質 ※6	日間平均 10.20, 30 ※5
アンモニア性窒素(NH ₄ -N)	mg/L	(アンモニア性窒素 × 0.4 + 亜硝酸性窒素 + 硝酸性窒素)	(アンモニア性窒素 × 0.4 + 亜硝酸性窒素 + 硝酸性窒素)				排水基準省令、条例と同値	
亜硝酸性窒素(NO ₂ -N)	mg/L	100	20					
硝酸性窒素(NO ₃ -N)	mg/L	100	20					
全りん(T-P)	mg/L	16(日間平均8)			1.2, 3 ※4		計画放流水質 ※6	日間平均 0.5, 1.2 ※5
脂肪酸類	mg/L	5	1.2, 3 ※2, 7				排水基準省令、条例と同値	
動物性油脂類	mg/L	30	5.10 ※2, 7				排水基準省令、条例と同値	
フェノール類	mg/L	5	1.25 ※3				排水基準省令、条例と同値	
シアン含有量	mg/L	1	検出されないこと				排水基準省令、条例と同値	
アレル水質	mg/L	検出されないこと					排水基準省令、条例と同値	
有機りん	mg/L	1	検出されないこと				排水基準省令、条例と同値	
ホウ酸	mg/L	0.03	0.003				排水基準省令、条例と同値	
鉛	mg/L	0.1	0.01				排水基準省令、条例と同値	
多環化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.003	検出されないこと				排水基準省令、条例と同値	
六価クロム	mg/L	0.5	0.05				排水基準省令、条例と同値	
亜鉛	mg/L	0.1	0.01				排水基準省令、条例と同値	
総水銀	mg/L	0.005	0.0005				排水基準省令、条例と同値	
クロム	mg/L	2	2				排水基準省令、条例と同値	
銅	mg/L	3	3				排水基準省令、条例と同値	
亜鉛	mg/L	2	2				排水基準省令、条例と同値	
酸(溶解性)	mg/L	10	10				排水基準省令、条例と同値	
アルカリ(溶解性)	mg/L	10	10				排水基準省令、条例と同値	
ふっ素及びその化合物	mg/L	15(海城), 8(海城以外) ※1	0.8				排水基準省令、条例と同値	
ほう素及びその化合物	mg/L	230(海城), 10(海城以外) ※1	10(海城)				排水基準省令、条例と同値	
トクロロエチレン(TCE)	mg/L	0.1	0.01				排水基準省令、条例と同値	
ポリクロロエチレン(PCE)	mg/L	0.1	0.01				排水基準省令、条例と同値	
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.02				排水基準省令、条例と同値	
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.002				排水基準省令、条例と同値	
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.004				排水基準省令、条例と同値	
1, 1-ジクロロエタン	mg/L	1 (H23, 11.1~: 変更前0.2)	0.1 (H23, 11.1~: 変更前0.02)				排水基準省令、条例と同値	
ジス-1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.4	0.04				排水基準省令、条例と同値	
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	3	1				排水基準省令、条例と同値	
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.006				排水基準省令、条例と同値	
1, 1, 3-トリクロロプロパン	mg/L	0.02	0.002				排水基準省令、条例と同値	
チクロム	mg/L	0.06	0.006				排水基準省令、条例と同値	
ジメチル	mg/L	0.03	0.003				排水基準省令、条例と同値	
チオベンゾール	mg/L	0.2	0.02				排水基準省令、条例と同値	
ベンゼン	mg/L	0.1	0.01				排水基準省令、条例と同値	
キシレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.01				排水基準省令、条例と同値	
1, 4-ジオキサリン	mg/L	0.5 (H24, 11.25~)	0.05 (H24, 5.25~)				排水基準省令、条例と同値	
ダイオキシン類	ng-TEQ/L				10 ※9		ダイオキシン対策特別措置法施行規則	条例と同値
大腸菌数	個/100ml	3000(日間平均)	3000(日間平均)				3000以下(日間平均)	
色又は臭気			放流水で実感をきたす色、臭気(府条例等)				条例と同値	
ニッケル	mg/L		2 大阪府条例 ※7				条例と同値	

現在清水みらいセンター上水道源地域の規制対象になっている。泉州臨海造成地域は北部、中部、南部清水みらいセンターが対象となっている。
既設届出事業場とは、昭和49年11月1日において設置している特定事業場で中央、高槻、鴻池、川俣、狭山、原田清水みらいセンターが対象となっている。

※1 海域の対象は北部、中部、南部清水みらいセンターが対象となっている。

※2	区分	上水道水源、泉州臨海造成地域		それ以外一般地域
		既設届出事業場 5000m ³ /日以上	新設届出事業場 5000m ³ /日以上	
	植物油	2	3	
	動物性油脂	10	10	
	植物油	1	2	
	動物性油脂	5	5	

※3 泉州臨海造成区域にある既設事業場は2、一般地域内にある既設事業場は5

※4 水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る微量規制基準(大阪府告示1026号)によるそれぞれのC値

※5	区分	窒素		リン
		窒素又は硝酸除去を目的とした処理施設を有する	それ以外	
	既設届出事業場 (平成8年10月1日において 設置している特定事業場)	20	1	2
	新設届出事業場	30	2	1
	5000m ³ /日未満	10	1	1
	5000m ³ /日以上	10	0.5	0.5

※6	項目	清水みらいセンター	
		排水	調整
BOD	10	鴻池(第2系)、今池(2系、3系分)、狭山(社口1-2)大井、中部、南部、なわて、善垂	
	15	原田、中央、高槻、鴻池(第1系)、川俣、今池(1系分)、狭山(社口1-1-3)、北部	
T-N	20	今池(2,3系分)、狭山(社口1-2)大井、中部、南部、なわて、電筆	
	当園なし	中央、高槻、鴻池、川俣、今池(1系)、狭山(社口1-1, 1-3)、北部	
T-P	3	鴻池(2系)今池(2,3系分)、狭山(社口1-2)大井、中部、南部、なわて、電筆	
	当園なし	中央、高槻、鴻池(1系)、川俣、今池(1系)、狭山(社口1-1, 1-3)、北部	

原田清水みらいセンターは兵庫県と調整

※7 府条例で基準値日平均20設定されているが現在、なわて、電筆を除く府下流域全ての清水みらいセンターは基準日(平成6年11月1日)までの設置として未規制
※8 合流式下水道の雨天時負荷平均値40mg/L ただし川俣MCは平成36年3月31日まで、それ以外は平成26年3月31日までは 70mg/L
※9 南部MC なわてMC 電筆MC については現在対象設備及び対象事業場の流入がないため、規制対象外

水質汚濁防止法 総量規制基準値 (H29, 3末現在)

水みらいセンター 下水処理場 名	処理方式	項目	届出最大排水量 (m ³ /日)			C値			総量 規制基準 値 (kg/日)		
			全量	Q _o	Q _i	Q _j	適用 区分	C _{oo}		C _{ci}	C _{cj}
原田	標準活性汚泥法	COD	166,900	0	0	通常	20	20	20		
		窒素	166,900	0		通常	25	10			
		りん	166,900	0		通常	2	1			
	嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	188,600	0	0	高度	15	15	15		
		窒素	188,600	0		高度	15	10			
		りん	188,600	0		高度	1	1			
	凝集剤併用ステップ流入式多段脱窒法 +急速ろ過	COD	70,000	0	70,000	高度	15	15	15		
		窒素	70,000	0	70,000	高度	15	10			
		りん	70,000	0	70,000	通常	1	1			
原田水みらいセンター合計			COD	355,500	0	70,000				7,217.0	
			窒素	425,500	70,000					7,701.50	
			りん	355,500	70,000					592.40	
中央	A-2系 (4・5・6) 標準活性汚泥法+急速ろ過	COD	156,750	52,250	104,500	0	高度	15	15	15	
		窒素	156,750	0			通常	25	10		
		りん	156,750	0			通常	2	1		
	A-2系 (3) 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	73,860	0	0	73,860	高度	15	15	15	
		窒素	73,860	0			高度	15	10		
		りん	73,860	0			高度	1	1		
	A-2系 (2) 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	25,500	0	0	25,500	高度	15	15	15	
		窒素	25,500	0	25,500		高度	15	10		
		りん	25,500	0	25,500		高度	1	1		
中央水みらいセンター合計			COD	52,250	104,500	99,360				3,841.65	
			窒素	256,110	230,610	25,500				5,281.65	
			りん	230,610	25,500					412.86	
高槻	A系 標準活性汚泥法	COD	23,760	0	0	通常	20	20	20		
		窒素	23,760	0		通常	25	10			
		りん	23,760	0		通常	2	1			
	B系 標準活性汚泥法	COD	73,180	0	0	通常	20	20	20		
		窒素	73,180	0		通常	25	10			
		りん	73,180	0		通常	2	1			
	E系 (1/2) 標準活性汚泥法+急速ろ過	COD	55,435	55,435	0	高度	15	15	15		
		窒素	55,435	0		通常	25	10			
		りん	55,435	0		通常	2	1			
	E系 (1/2) 標準活性汚泥法+急速ろ過	COD	55,435	55,435	0	高度	15	15	15		
		窒素	55,435	0		通常	25	10			
		りん	55,435	0		通常	2	1			
	D系 凝集剤併用型ステップ流入多段式硝化脱窒法 +急速ろ過	COD	28,760	0	28,760	高度	15	15	15		
		窒素	28,760	0	28,760	高度	15	10			
		りん	28,760	0	28,760	高度	1	1			
高槻水みらいセンター合計 (D系含む)			COD	96,940	0	139,630				4,033.25	
			窒素	236,570	207,810	28,760				5,482.85	
			りん	207,810	28,760					444.38	
渚	A系(1-6) 標準活性汚泥法+曝気付隣接酸化池 +急速ろ過	COD	65,200	0	65,200	0	高度	15	15	15	
		窒素	65,200	0			通常	25	10		
		りん	65,200	0			通常	2	1		
	A系(7-8) 標準活性汚泥法+曝気付隣接酸化池 +急速ろ過	COD	21,800	0	0	21,800	高度	15	15	15	
		窒素	21,800	0			通常	25	10		
		りん	21,800	0			通常	2	1		
	B-1系 (1-8) 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	55,520	0	0	55,520	高度	15	15	15	
		窒素	55,520	55,520	0		高度	15	10		
		りん	55,520	0			高度	1	1		
	B-2系 (1-8) 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	55,520	0	0	55,520	高度	15	15	15	
		窒素	55,520	0	55,520		高度	15	10		
		りん	55,520	0	55,520		高度	1	1		
渚水みらいセンター合計			COD	198,040	142,520	55,520	132,840				2,970.60
			窒素	142,520	55,520					3,563.00	
			りん	142,520	55,520					285.04	
なわて	1系 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	38,000	0	0	38,000	高度	15	15	15	570.00
		窒素	38,000	0	38,000		高度	15	10		380.00
		りん	38,000	0	38,000		高度	1	1		38.00
	2系 凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法 +急速ろ過	COD	38,000	0	0	38,000	高度	15	15	15	570.00
		窒素	38,000	0	38,000		高度	15	10		380.00
		りん	38,000	0	38,000		高度	1	1		38.00
なわて水みらいセンター合計			COD	76,000	0	76,000				1,140.00	
			窒素	76,000	76,000					760.00	
			りん	76,000	76,000					76.00	
鴻池	A・B系 標準活性汚泥法	COD	161,000	0	0	通常	20	20	20		
		窒素	161,000	0		通常	25	10			
		りん	161,000	0		通常	2	1			
	C系 標準活性汚泥法	COD	75,000	0	0	通常	20	20	20		
		窒素	75,000	0		通常	25	10			
		りん	75,000	0		通常	2	1			
	D・E系 嫌気好気活性汚泥法(AO法)+急速ろ過	COD	95,000	95,000	0	0	高度	15	15	15	
		窒素	95,000	95,000	0		通常	25	10		
		りん	95,000	95,000	0		高度	1	1		
鴻池水みらいセンター合計			COD	331,000	331,000	0	0				6,145.00
			窒素	331,000	331,000	0				8,275.00	
			りん	331,000	0					567.00	
竜華	嫌気無酸素好気法+生物膜ろ過	COD	138,000	0	0	138,000	高度	15	15	15	2,070.00
		窒素	138,000	0	138,000		高度	15	10		1,380.00
		りん	138,000	0	138,000		高度	1	1		138.00

水質汚濁防止法 総量規制基準値 (H29, 3末現在)

水みらいセンター 下水処理場名	処理方式	項目	届出最大排水量 (m ³ /日)				C値			総量 規制基準 値 (kg/日)	
			全量	Qo	Qi	Qj	適用 区分	Coo	Cci		Ccj
川俣	A系-I、II ステップエアレーション法+急速ろ過	COD	110,000	110,000	0	0	高度	15	15	15	
		窒素	110,000	110,000	0	0	通常	25	10		
		りん	110,000	110,000	0	0	通常	2	1		
	A系-III ステップエアレーション法	COD	61,000	61,000	0	0	通常	20	20	20	
		窒素	61,000	61,000	0	0	通常	25	10		
		りん	61,000	61,000	0	0	通常	2	1		
	B系-IV、V ステップエアレーション法	COD	105,000	0	105,000	0	通常	20	20	20	
		窒素	105,000	105,000	0	0	通常	25	10		
		りん	105,000	105,000	0	0	通常	2	1		
	B系-VI、VII ステップエアレーション法	COD	104,000	0	0	104,000	通常	20	20	20	
		窒素	104,000	104,000	0	0	通常	25	10		
		りん	104,000	104,000	0	0	通常	2	1		
川俣水みらいセンター合計		COD	380,000	171,000	105,000	104,000					7,050.00
		窒素	380,000	380,000	0	0					9,500.00
		りん	380,000	380,000	0	0					760.00
今池	1系 標準活性汚泥法	COD	40,000	40,000	0	0	通常	20	20	20	
		窒素	40,000	40,000	0	0	通常	25	10		
		りん	40,000	40,000	0	0	通常	2	1		
	2系 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	30,000	0	30,000	0	高度	15	15	15	
		窒素	30,000	30,000	0	0	高度	15	10		
		りん	30,000	30,000	0	0	高度	1	1		
	3系 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	136,000	0	0	136,000	高度	15	15	15	
		窒素	136,000	68,000	68,000	0	高度	15	10		
		りん	136,000	68,000	68,000	0	高度	1	1		
今池水みらいセンター合計		COD	206,000	40,000	30,000	136,000					3,290.00
		窒素	206,000	138,000	68,000	0					3,150.00
		りん	206,000	138,000	68,000	0					246.00
大井	I系 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	50,000	0	0	50,000	高度	15	15	15	
		窒素	50,000	50,000	0	0	高度	15	10		
		りん	50,000	50,000	0	0	高度	1	1		
	II系 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	50,000	0	0	50,000	高度	15	15	15	
		窒素	50,000	50,000	0	0	高度	15	10		
		りん	50,000	50,000	0	0	高度	1	1		
大井水みらいセンター合計		COD	100,000	0	0	100,000					1,500.00
		窒素	100,000	100,000	0	0					1,500.00
		りん	100,000	100,000	0	0					100.00
狭山	I系 標準活性汚泥法	COD	30,000	30,000	0	0	通常	20	20	20	
		窒素	30,000	30,000	0	0	通常	25	10		
		りん	30,000	30,000	0	0	通常	2	1		
	II-1系 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	40,750	0	0	40,750	高度	15	15	15	
		窒素	40,750	40,750	0	0	高度	15	10		
		りん	40,750	40,750	0	0	高度	1	1		
	II-2系 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	40,750	0	0	40,750	高度	15	15	15	
		窒素	40,750	0	40,750	0	高度	15	10		
		りん	40,750	0	40,750	0	高度	1	1		
狭山水みらいセンター合計		COD	111,500	30,000	0	81,500					1,822.50
		窒素	111,500	70,750	40,750	0					1,768.75
		りん	111,500	70,750	40,750	0					141.50
北部	1系 標準活性汚泥法+急速ろ過	COD	45,000	0	45,000	0	高度	15	15	15	
		窒素	45,000	45,000	0	0	通常	25	10		1,125.00
		りん	45,000	45,000	0	0	高濃度	3	1		135.00
	2系・3系(1/2) 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	84,000	0	0	84,000	高度	15	15	15	1,260.00
		窒素	84,000	84,000	0	0	高度	15	10		1,260.00
		りん	84,000	84,000	0	0	高濃度	3	1		252.00
	3系(1/2)・4-1系 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	56,000	0	0	56,000	高度	15	15	15	840.00
		窒素	56,000	0	56,000	0	高度	15	10		560.00
		りん	56,000	0	56,000	0	高度	3	1		56.00
	4-2系 凝集剤併用型ステップ流入多段式硝化脱窒法+急速ろ過	COD	32,000	0	0	32,000	高度	15	15	15	480.00
窒素		32,000	0	32,000	0	高度	15	10		320.00	
りん		32,000	0	32,000	0	高度	3	1			
北部水みらいセンター合計		COD	217,000	0	45,000	172,000					3,255.00
		窒素	217,000	129,000	88,000	0					3,265.00
		りん	217,000	129,000	88,000	0					475.00
中部	1系 嫌気無酸素好気法+急速ろ過+オゾン処理	COD	15,000	0	15,000	0	高濃度	20	20	20	
		窒素	15,000	15,000	0	0	高度	15	10		
		りん	15,000	15,000	0	0	高度	1	1		
	2系 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	55,200	0	10,000	45,200	高濃度	20	20	20	
		窒素	55,200	55,200	0	0	高度	15	10		
		りん	55,200	55,200	0	0	高度	1	1		
中部水みらいセンター合計		COD	70,200	0	25,000	45,200					1,404.00
		窒素	70,200	70,200	0	0					1,053.00
		りん	70,200	70,200	0	0					70.20
南部	1系(1-4) 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	25,400	0	0	25,400	高度	15	15	15	381.00
		窒素	25,400	25,400	0	0	高度	15	10		381.00
		りん	25,400	25,400	0	0	高度	1	1		25.40

水みらいセンター別処理水有効利用用途

水みらいセンター名	利用箇所	適用用途	施設基準	対象	備考
原田	スカイランド	修景	砂ろ過	○	系統が同じであるため実質的に該当
	Q水くん	散水	砂ろ過	×	
	管理棟	水洗	砂ろ過	○	
	新豊島川	修景	砂ろ過	×	
中央	場内散水	散水	砂ろ過	×	場外利用 (豊中市)
	場内修景	修景	砂ろ過	×	
	Q水くん	散水	砂ろ過	○	一般開放なし
	ランド水路	修景	砂ろ過	×	
	元茨木川緑地	散水	砂ろ過	×	
	島地区	修景	砂ろ過	×	
	旧中西家周辺水路	修景	砂ろ過	×	
	正雀川	河川	砂ろ過	×	
高槻	せせらぎ緑地	修景	砂ろ過	○	
	自然池	修景	砂ろ過	○	
	スカイランド	修景	砂ろ過	○	
	Q水くん	散水	砂ろ過	○	
	場内散水(南系)	散水	砂ろ過	×	
	場内散水(北系)	散水	—	×	
渚	いこいの広場	散水	砂ろ過	×	特定利用
	Q水くん	散水	砂ろ過	○	
	試験田	—	砂ろ過	×	
	管理棟	水洗	砂ろ過	×	
	場内散水	散水	砂ろ過	×	
	安定池、せせらぎ	修景	砂ろ過	○	
	京阪枚方市駅及び周辺	水洗・修景	砂ろ過	×	
	ラポールひらかた	水洗	砂ろ過	×	
	場内散水	散水	砂ろ過	○	
なわて	水みらい緑地トイレ	水洗	砂ろ過	×	注意表示が必要
	せせらぎ	修景	砂ろ過	○	
	Q水くん	散水	砂ろ過	○	
	讃良川上流	—	砂ろ過	×	
	上川上流・下流	—	砂ろ過	×	
	十二水路	—	砂ろ過	×	
	十一号水路	—	砂ろ過	×	
鴻池	スカイランド	散水	砂ろ過	×	注意表示が必要
	水洗	砂ろ過	○		
	鴻池水みらい緑地	修景	砂ろ過	○	
	ふれあいプラザ	修景	砂ろ過	×	
	水洗	砂ろ過	×		
川俣	鴻池井路	親水・修景	砂ろ過	×	場外利用 (東大阪市)
	御領水路	親水・修景	砂ろ過	×	
川俣	スカイランド	修景	繊維ろ過	○	注意表示が必要
	散水	繊維ろ過	×		
竜華	Q水くん	散水	繊維ろ過	○	平成25年度供用
	竜華せせらぎ緑道	親水・散水	オゾン処理	○	
	長吉ポンプ場Q水くん	散水	生物膜ろ過	○	
	竜華地区せせらぎ等	親水・散水	オゾン処理	○	
	上部利用施設	水洗・散水	オゾン処理	○	
	長瀬川	—	生物膜ろ過	○	
	中環の森	散水	生物膜ろ過	○	
今池	楯根川	—	生物膜ろ過	○	
	八尾市内水路	修景・水洗・散水	生物膜ろ過	○	
	大正川	親水・河川維持用水	生物膜ろ過	○	
	せせらぎ	修景	砂ろ過	○	
大井	場内散水	散水	砂ろ過	×	
	Q水くん	散水	砂ろ過	○	
	管理棟	水洗	砂ろ過	×	
	風	水洗	砂ろ過	○	
	ふれあいランド	修景	砂ろ過	○	
狭山	水洗	砂ろ過	○		
	場内散水	散水	砂ろ過		×
	管理棟	水洗	砂ろ過		×
	Q水くん	散水	砂ろ過		○
湾岸北部	農業水路	—	—	×	特定利用(大阪狭山市)
	せせらぎ	修景	砂ろ過	○	
	場内散水	散水	砂ろ過	×	
湾岸中部	Q水くん	散水	砂ろ過	○	
	場内散水	散水	砂ろ過	×	
湾岸南部	管理棟	水洗	砂ろ過	×	
	めだか池	修景	砂ろ過	○	
	場内、築堤散水	散水	砂ろ過	×	
	Q水くん	散水	砂ろ過	○	
	管理棟	水洗	砂ろ過	×	
泉南市	なみはやグラウンド	散水	砂ろ過	×	泉南市に管理委託
	サザンスタジアム	散水	砂ろ過	×	
		水洗	砂ろ過	×	場外利用 (泉南市)

○は水質測定対象

平成29年4月1日時点

再利用水 水質・施設基準

	基準適用箇所	水洗用水	散水用水	修景用水	親水用水
大腸菌	再生処理施設出口	不検出 ¹⁾	不検出 ¹⁾	備考参照 ¹⁾	不検出 ¹⁾
濁度		(管理目標値) 2度以下	(管理目標値) 2度以下	(管理目標値) 2度以下	2度以下
pH		5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6
外観		不快でないこと	不快でないこと	不快でないこと	不快でないこと
色度		— ²⁾	— ²⁾	40度以下 ²⁾	40度以下 ²⁾
臭気		不快でないこと ³⁾	不快でないこと ³⁾	不快でないこと ³⁾	不快でないこと ³⁾
残留塩素		責任分界点	(管理目標値) 遊離残留塩素 0.1mg/L又は結合 残留塩素0.4mg/L 以上 ⁴⁾	(管理目標値 ⁴⁾) 遊離残留塩素 0.1mg/L又は結合 残留塩素0.4mg/L 以上 ⁵⁾	備考参照 ⁴⁾
施設基準		砂ろ過施設又は 同等以上の機能を 有する施設を 設けること	砂ろ過施設又は 同等以上の機能を 有する施設を 設けること	砂ろ過施設又は 同等以上の機能を 有する施設を 設けること	凝集沈殿+砂ろ 過施設又は同等 以上の機能を有 する施設を設け ること
備考		1) 検水量は100mLとする(特定酵素基質培地法) 2) 利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて基準値を設定 3) 利用者の意向を踏まえ、必要に応じて臭気強度を設定 4) 供給先で追加塩素注入を行う場合は個別の協定等に基づくこととしてもよい	1) 検水量は100mLとする(特定酵素基質培地法) 2) 利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて基準値を設定 3) 利用者の意向を踏まえ、必要に応じて臭気強度を設定 4) 消毒の残留効果が特に必要ない場合には適用しない 5) 供給先で追加塩素注入を行う場合は個別の協定等に基づくこととしてもよい	1) 暫定的に現行基準(大腸菌群数 1000CFU/100ml)を採用 2) 利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて基準値を設定 3) 利用者の意向を踏まえ、必要に応じて臭気強度を設定 4) 生態系保全の観点から塩素消毒以外の処理を行う場合があること及び人間が触れることを前提としない利用であるため規定しない	1) 検水量は100mLとする(特定酵素基質培地法) 2) 利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて基準値を設定 3) 利用者の意向を踏まえ、必要に応じて臭気強度を設定 4) 消毒の残留効果が特に必要ない場合には適用しない 5) 供給先で追加塩素注入を行う場合は個別の協定等に基づくこととしてもよい

○下水処理水の再利用水質基準等マニュアルの運用方針

平成18年4月3日

大阪府都市整備部下水道課

<焼却施設>

地域区分	センター名	形式	炉番号・系列	所在地	大気汚染防止法令別表1の項番号(施設の種類)	大阪府生活環境の健全等に関する条例施行規則別表第3の項(有害物質)	設置年月日(工事着手年月日)	引継年月日(試運転開始年月日)
A地域	原田	流動焼却炉	第1・2系列(汚泥) 第3系列	豊中市原田西町1-1	13	10-イ	H17	
		流動焼却炉			13	10-イ	H24	
B地域	中央	コークスベッド式溶融炉	2号	茨木市富島3丁目1-1	13	10-イ	H15.9.1	H17.4.1
		コークスベッド式溶融炉	3号		13	10-イ	H6.2.1	H7.9.1
		コークスベッド式溶融炉	4号		13	10-イ	H7.5.20	H9.4.1
		流動焼却炉(加圧炉)	1号		13	10-イ	H25.9.17	H28.3.1
		ボイラ	2号炉用		1	—	H15.9.1	H17.4.1
		小型貫流ボイラ	4号炉用		1	—	H7.5.20	H8.4.1
		小型貫流ボイラ	4号炉用		1	—	H7.6.20	H9.4.1
	高槻	流動床焼却炉	1系	高槻市香田2丁目1-1	13	10-イ	H10.10.9	H12.9.1 (H12.9.13)
		(旋回流溶融炉(灰溶融炉))	2系		13	10-イ	H7.9.12	H8.10 (H8.1.27)
		流動床焼却炉	2系		13	10-イ		
		(旋回流溶融炉(灰溶融炉))	2系		13	10-イ		
A地域	渚	コークスベッド式溶融炉	3系	枚方市渚内野4丁目10-1	13	10-イ	H10.3.1	H11.9.1
		流動床焼却炉	1系		13	10-イ	H23.10.1	H28.3.1
		流動床焼却炉	4系		13	10-イ	H20.5.1	H21.12.1
		堀池	立型流動床焼却炉	1号	東大阪市北湍池町1-18	13	10-イ	H9.12.1
立型流動床焼却炉	2号		13	10-イ		H11.3.31	H14.4.1	
		立型流動床焼却炉	3号		13	10-イ	H17.5.23	H18.4.1
		ボイラ			1	—	H9.8.27	
	川俣	流動層式焼却炉	B-I系	東大阪市川俣2丁目1-1	13	10-イ	H8.7.1	H9.4.1 (H9.5)
流動層式焼却炉		B-II系	13		10-イ	H11.11	H13.3 (H13.2)	
流動層式焼却炉		B-III系	13		10-イ	H13.9	H15.3 (H14.12)	
流動層式焼却炉		A-IV系	13		10-イ	(H24.4)	H26.4.1	
	今池	流動床焼却炉	2号	松原市天美西7丁目265-1	13	10-イ	H9.3.13	H10.3.14
流動床焼却炉		3号	13		10-イ	H18.4.28	H21.1.23	
B地域	大井	流動床焼却炉	1系	藤井寺市西大井1丁目407-1	13	10-イ	H9.3.31 変更届 H26.10.8(受理日)	H9.7.10 変更届 H26.12.18
		流動床焼却炉	No.1		大阪狭山市東池尻6丁目1647	13	10-イ	S53.8.31
		流動床焼却炉	No.2	大阪狭山市東池尻6丁目1647		13	10-イ	H13.11.1
A地域	北部	堅型回転式表面溶融炉	3系	泉北郡忠岡町新浜3丁目	13	10-イ		H7.11.1
		流動床焼却炉	4系		13	10-イ	H14.4.1	H16.11.1
		流動床焼却炉	5系		13	10-イ	H20.10.24(届出受理日)	H23.9.23
		流動床焼却炉(加圧炉)	1系		13	10-イ	H28.7.25(届出受理日)	R1.8.1
		ボイラ(炉筒煙管式)	1号補助ボイラ		1	—	H1.1.10	H2.12.1
		ボイラ(炉筒煙管式)	2号補助ボイラ		1	—	H5.8.28	H7.11.2
		ボイラ(炉筒煙管式)	3号補助ボイラ		1	—	H1.1.10	H2.12.1
		ボイラ(間接加熱式熱風発生炉)	3号空気加熱炉		1	—	H5.6.28	H7.11.3
	中部	—		貝塚市二色南町6-1				
	南部	—		泉南市りんくう南浜1番				

A地域	大気汚染防止法施行令別表第3第8号の地域
B地域	大気汚染防止法施行令別表第3第9号の地域

1 ボイラ
9 窯業製品の製造の用に供する焼成炉
13 廃棄物焼却炉

10-イ 大気汚染防止法施行令別表第1の第13の項に掲げる廃棄物焼却炉

焼却能力			届出 排出ガス量 (乾max)	伝熱面積	使用する原燃料	H ₀ (排出口の 実高さ)	h ₀ (排出口の中心か らその直下にある 敷地境界線までの 水平距離)	h ₁ (排出口の中心か らその直下にある 建築物の実高さ)	d ₀ (排出口の中心 からその直下にあ る建築物までの 水平距離)	使用状況	備考
t/日	汚泥含水率(%)	DSt/日									
90 110	78 82				下水汚泥 A重油 "						
40(110) 40(110) 20(80) 100	40(78) 40(78) 40(85) 78	24 24 12	11,302 11,305 6,535 11,643		下水汚泥 コークス " " 下水汚泥 都市ガス 灯油 灯油 灯油	24.0 23.5 22.5 25	270 110 29 150	— — — —	— — — —	H28.7休止 H28.7休止	茨木環境へ休止届提出 H28.7.14 茨木環境へ休止届提出 H28.7.14
90 4 90 4	78 78	20 20	8,817 7,239		下水汚泥 A重油 汚泥焼却灰 下水汚泥 A重油 汚泥焼却灰	27.7 27.7	84.5 84.5	18.2 18.2	81 81		1系と2系は集合排出 1系と2系は集合排出 2号炉高温化工事に伴い休止記載(H27.5.2)
max 30(75) 95 95	40(80) 79 79	15	15,023 18,422 18,422		下水汚泥 下水汚泥都市ガス 下水汚泥都市ガス	24.3 20 20	120 87 150	— — —	— — —	H28.2.15休止	
130 130 100	76 77.1 79.4	31 30 21	9,750 13,845 10,799		下水汚泥 A重油 " " A重油	20.05 20.05 20(20.05) 26.4	50 50 100 50	17.85 17.85 17.85	80 80 130		1号炉と2号炉は集合排出 稼働せず
90 90 90 70	76 76 76 76	22 22 22 17	7,316 7,242 12,556 9,877		下水汚泥 A重油 " " "	40 40 40 40	50 50 50 50	23.7 23.7 23.7 23.7	77.2 77.2 77.2 77.2		B系集合排出
85 90	80 80	17 18	10,414 17,468		下水汚泥 A重油 "	40.6 30	140 150	3 3	200 200		
65	78 75	14 16	11,774 15,347		下水汚泥 A重油	20	24.6	—	—		(L渣MAX5%) H26長寿命化工事実施
45 70	75 78	11 15	5,015 15,021		下水汚泥 A重油 下水汚泥 都市ガス	20 21	11 40	— 15	— 60	休止	(L渣MAX5%)
max 50 183 180 205	20 78	35 35	14,300.4 25,700 29,800 19,741		下水汚泥 下水汚泥 灯油 下水汚泥 都市ガス 下水汚泥 都市ガス 灯油 灯油 灯油 灯油	30 30 30 30 30 23.9(23) 23 23.9(23) 22	海射70 陸射420 90 90 80 海射160 陸射530 海射160 陸射330 海射160 陸射330 海射105 陸射380	— — — — — — — —	— — — — — — — —		1号補助ボイラ、3号補助ボイラ煙突共通

ダイオキシン類別種別 別措置法	大気汚染防止法													
	ばいじん			硫黄酸化物				有害物質			水銀等		大気汚染防止法に基づく 総量規制(*1)	
	測定回数	ばいじん (O ₂ 換算値)	標準酸素 濃度On	測定回数	硫黄酸化物排出量(q) (Kの値)		測定回数	窒素酸化物 (O ₂ 換算値)		塩化水素 (O ₂ 換算値)	測定回数	水銀等 (O ₂ 換 算値)	硫黄酸化物	窒素酸化物
					Nm ³ /h			ppm	%					
ng-TEQ/m ³ N	回以上/年	g/Nm ³	%											
5	2	0.15	12	—	K・10-3・He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
0.1	6	0.04	12	—	K・10-3・He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
5	2	0.15	12	—	K・10-3・He2	1.75	2	250	12	700	2	50	○	—
10	2	0.25	12	—	K・10-3・He2	1.75	2	250	12	700	2	50	○	—
10	2	0.25	12	—	K・10-3・He2	1.75	2	250	12	700	2	50	○	—
0.1	6	0.04	12	—	K・10-3・He2	1.75	2	250	12	700	2	50	○	—
—	—	△	△	—	K・10-3・He2	1.75	—	*	—	—	—	—	○	—
—	—	△	△	—	K・10-3・He2	1.75	—	*	—	—	—	—	○	—
—	—	△	△	—	K・10-3・He2	1.75	—	*	—	—	—	—	○	—
1	2	0.08	12	—	K・10-3・He2	1.75	2	250	12	700	2	50	○	—
5	2	0.15	12	—	K・10-3・He2	1.75	2	250	12	700	2	50	○	—
5	2	0.15	12	—	K・10-3・He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
1	2	0.08	12	—	K・10-3・He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
1	2	0.08	12	—	K・10-3・He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
0.1	6	0.08	12	—	K・10-3・He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
0.1	6	0.04	12	—	K・10-3・He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
0.1	6	0.04	12	—	K・10-3・He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
—	2	0.15	0s	—	K・10-3・He2	1.17	2	180	4	—	—	—	○	○
5	2	0.15	12	—	K・10-3・He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
1	2	0.08	12	—	K・10-3・He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
1	2	0.08	12	—	K・10-3・He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
1	2	0.08	12	—	K・10-3・He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
5	2	0.15	12	—	K・10-3・He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
1	2	0.08	12	—	K・10-3・He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
5	2	0.15	12	—	K・10-3・He2	1.75	2	250	12	700	2	50	○	—
10	2	0.25	12	—	K・10-3・He2	1.75	2	250	12	700	2	50	○	—
1	2	0.08	12	—	K・10-3・He2	1.75	2	250	12	700	2	50	○	—
5	2	0.15	12	—	K・10-3・He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
0.1	6	0.04	12	—	K・10-3・He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
0.1	6	0.04	12	—	K・10-3・He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
0.1	6	0.04	12	—	K・10-3・He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
—	2	0.15	0s	—	K・10-3・He2	1.17	2	180	4	—	—	—	○	○
—	2	0.15	0s	—	K・10-3・He2	1.17	2	180	4	—	—	—	○	○
—	2	0.15	0s	—	K・10-3・He2	1.17	2	180	4	—	—	—	○	○
—	2	0.15	0s	—	K・10-3・He2	1.17	2	180	4	—	—	—	○	○

<ダイオキシン類>
H12.1.16以降に設置されたもの(新設)

4t/h以上	0.1
2t/h~4t/h	1
2t/h未満	5

H9.12.2からH12.1.15までに設置されたもの(既設)

4t/h以上	0.1
2t/h~4t/h	1
200kg/h以上2t/h未満	5
200kg/h未満	10

H9.12.1以前に設置されたもの(既設)

4t/h以上	1
2t/h~4t/h	5
2t/h未満	10

<ばいじん>
廃棄物焼却炉

H.10.7.1以降設置	
4t/h以上	0.04
2t/h~4t/h	0.08
2t/h未満	0.15

S.46.6.24~H.10.6.30

A地域		B地域	
4t/h以上	0.08	0.08	0.08
2t/h~4t/h	0.15	0.15	0.15
2t/h未満	0.15	0.15	0.25

△: 当分の間適用除外

ボイラー

排ガス規模1万m³/h未満のボイラー(重油その他の液体燃料を燃焼させるもの及びガスと液体燃料を燃焼させるもの)

S57.6.1以降設置	
A地域	0.15
B地域	0.30

当分の間OnはO₂と同じ値

小型ボイラー(総熱面積10m²未満で燃焼能力が50L/h以上のもの)でガス、灯油又はA重油を燃焼又は蒸気させるものは適用除外。

測定回数	有害物質【 排出基準(濃度)mg/Nm ³ (Kの値)】																						
	府環境部局 打合せ 測定・届出項目									府環境部局 打合せ 測定・届出不表項目									有害物質【設備・構造の基準】				
	アンチモン及びその化合物(アンチモン)	塩素	カドミウム及びその化合物(カドミウム)	臭素	水銀及びその化合物(水銀)	銅及びその化合物(銅)	鉛及びその化合物(鉛)	バナジウム及びその化合物(五酸化バナジウム)	ベリリウム及びその化合物(ベリリウム)	ホルムアルデヒド	マンガン及びその化合物(マンガン)	アジジン	N-エチルアニリン	塩化水素	クロロベンゼン	ホスゲン	N-メチルアニリン	ニッケル化合物	砒素及びその化合物	六クロム	クロチン	ベンゼン	エチレンオキシド
周知上/年	2	5	6	9	10	11	12	14	16	19	20	1	3	4	8	18	21	13	15	22	7	17	23
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								
2	0.204	3.23	0.017	0.728	0.34	0.068	0.034	0.0034	0.456	0.136	1.87	3.68	0.34	0.751	3.26								

<窒素酸化物>
 $q=K \cdot 10^{-3} \cdot He2$
 He: 補正された排出口高さ
 Kの値

	A地域	B地域
S48.4.1以降設置	1.17	1.75

(※1) 総量規制対象工場等

窒素酸化物	定積重油換算原油燃料使用量0.8KL/時以上
窒素酸化物	定積重油換算原油燃料使用量2.0KL/時以上

 ○: 対象施設

<窒素酸化物>
 X: 適用除外
 液体燃焼(小形ボイラーのうち、伝熱面積10m²未満かつ燃料がA重油、軽油、灯油のもの)

排ガス規模1万m³/時未満の液体燃焼ボイラー
 S52.3.10以降設置 180

<水銀>
 農薬物検出率50μg/m³
 農薬物検出率50μg/m³
 新設 H30.4.1~

<測定回数>
 6回以上/年 2ヶ月に1回以上
 2回以上/年 6ヶ月に1回以上

<測定回数(窒素酸化物)>
 (硫黄酸化物排出量)

総量規制環境内の特定工場	総量規制環境以外
10m ³ /時以上	常時
10m ³ /時未満	2ヶ月に1回以上

<測定回数(塩化水素)>
 (排出ガス量)

42m ³ /時以上	2ヶ月に1回以上
42m ³ /時未満	3ヶ月に1回以上

<測定回数(窒素酸化物)>
 (排出ガス量)

42m ³ /時以上	常時
42m ³ /時未満	年2回以上

 防火型等の35mm管径圧入装置
 5年に1回以上
 上記以外のすべての施設

42m ³ /時以上	常時
42m ³ /時未満	年2回以上

<測定回数(ばいじん)>
 農薬物検出率(検出能力)

4t/h以上	2ヶ月に1回以上
4t/h未満	6ヶ月に1回以上

 満年1回以上(※1)
 農薬物検出率を減(排出ガス量)

42m ³ /時以上	2ヶ月に1回以上
42m ³ /時未満	6ヶ月に1回以上

 満年1回以上(※1)
 防火型等の35mm管径圧入装置

42m ³ /時以上	常時
42m ³ /時未満	年2回以上

<水銀> (※1) 年間6回以上継続休止の場合

水銀	排出ガス量47m ³ /時以上	4ヶ月に1回以上
	排出ガス量47m ³ /時未満	6ヶ月に1回以上

(悪臭物質に係る基準)

(1/2)

センター名		水みらいセンター名 ポンプ場名	用途	所在地	敷地境界 (1号規制)	排出口 (2号規制)	排水水 (3号規制)
原田	MC	原田		豊中市原田西町1-1	物質濃度規制(22物質)	物質濃度規制(13物質)	物質濃度規制(4物質)
中央	MC PS	中央 岸部 穂積 味舌 摂津	汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水	茨木市宮島3丁目1-1 吹田市南正雀3丁目5-1 茨木市下穂積1丁目180 摂津市正雀4丁目15-10 摂津市島飼本町2丁目13-31	臭気指数規制 臭気指数規制 臭気指数規制 物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質)	臭気指数規制 臭気指数規制 臭気指数規制 物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質)	臭気指数規制 臭気指数規制 臭気指数規制 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質)
高槻	MC PS	高槻 前島 安威川左岸	雨水 処理水放流	高槻市番田2丁目1-1 高槻市前島4丁目30-1	臭気指数規制 臭気指数規制	臭気指数規制 臭気指数規制	臭気指数規制 臭気指数規制
渚	MC PS	渚 石津中継	放流	枚方市渚内野4丁目10-1 寝屋川市石津中町29-1	物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質)	物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質)	物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質)
鴻池	MC PS	鴻池 なわて 菊水 太平 水野 森野 桑田 蓋島 深野北 枚方中継 寝屋川中継	汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 古川排水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水 汚水	東大阪市北鴻池町1-18 四條畷市大字砂12番地の1 守口市菊水通1丁目2-4 寝屋川市讃良西町7番21号 大東市大東町2-1 門真市東田町15-1 大阪市鶴見区諸口5丁目2-27 寝屋川市東神田町193-1 大東市深野北2丁目171-4 枚方市南中塚2丁目435-3 寝屋川市豊里町38-2	物質濃度規制(22物質)+ α 物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質) 臭気指数規制 物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質)	物質濃度規制(13物質)+ α 物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質) 臭気指数規制 物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質)	物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 臭気指数規制 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質)
川俣	MC PS	川俣 竜筆 小阪 川俣 新家 寺島 長吉 新池島 小阪合 深野 植付	汚水・雨水 雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水	東大阪市川俣2丁目1-1 八尾市竜筆町2丁目2番55号 東大阪市若江西新町1丁目11-21 東大阪市川俣3丁目4-37 八尾市新家町1丁目97 東大阪市西蒲池町4丁目2-20 八尾市南竜井町3丁目1-56 東大阪市新池島町4丁目3-35 八尾市南小阪合町1丁目2-7 大東市南新田1丁目4-8 東大阪市中石切町7丁目2-18	物質濃度規制(22物質)+ α 物質濃度規制(22物質)+ α 物質濃度規制(22物質)+ α 物質濃度規制(22物質)+ α 物質濃度規制(22物質)+ α 物質濃度規制(22物質)+ α 物質濃度規制(22物質)+ α 物質濃度規制(22物質)+ α 物質濃度規制(22物質)+ α 物質濃度規制(22物質)+ α	物質濃度規制(13物質)+ α 物質濃度規制(13物質)+ α 物質濃度規制(13物質)+ α 物質濃度規制(13物質)+ α 物質濃度規制(13物質)+ α 物質濃度規制(13物質)+ α 物質濃度規制(13物質)+ α 物質濃度規制(13物質)+ α 物質濃度規制(13物質)+ α 物質濃度規制(13物質)+ α	物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質)
今池	MC	今池		松原市天美西7丁目265-1	臭気指数規制	臭気指数規制	臭気指数規制
大井	MC PS	大井 川面中継 小牧台中継	汚水 汚水	藤井寺市西大井1丁目407-1 富田林市川面町2丁目3389 千早赤阪村大字子收RR番地RR	物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質)	物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質)	物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質)
狭山	MC PS	狭山 錦都中継 長野中継	汚水 汚水	大阪狭山市東池尻6丁目1647 富田林市錦織東3丁目10-4 河内長野市喜多町7番地の2	物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質)	物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質)	物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質)
北部	MC PS	北部 和泉中継	汚水	泉北郡忠岡町新浜3丁目 和泉市三林町1066	物質濃度規制(22物質) (一部岸和田市側臭気指数規制) 物質濃度規制(22物質)	物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質)	物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質)
中部	MC	中部		貝塚市二色南町6-1	臭気指数規制	臭気指数規制	臭気指数規制
南部	MC PS	南部 淡輪中継 深日中継	汚水 汚水	泉南市りんくう南浜1番 泉南郡岬町淡輪4328-1 泉南郡岬町深日773-20	臭気指数規制 臭気指数規制 臭気指数規制	臭気指数規制 臭気指数規制 臭気指数規制	臭気指数規制 臭気指数規制 臭気指数規制

↑
+ α : 指導要綱で臭気指数規制 2号規制の対象は有効は排水口高さ5m以上
各施設が対象であるか否かは未確認
脱臭性能試験は5物質が対象(設計指針)

(悪臭物質に係る基準)

(2/2)

センター名		水みらいセンター名 ポンプ場名	用途	所在地	敷地境界 (1号規制)	排出口 (2号規制)	排水 (3号規制)
南大阪広域 汚泥処理	PS (汚泥)	汐見送泥	汚泥	泉大津市汐見町98-4 (汐見下水処理場内)	物質濃度規制(22物質)+ α		
		高石送泥	汚泥	高石市高師浜丁11番 (高石下水処理場内)	臭気指数規制		
		泉北送泥	汚泥	堺市中区八田西町1丁2番1号 (泉北下水処理場内)	臭気指数規制		
		石津送泥	汚泥	堺市西区石津西町22番地 (石津下水処理場内)	臭気指数規制		
		三宝送泥	汚泥	堺市堺区松屋大和川通4丁157番地 (三宝下水処理場内)	臭気指数規制		
		磯ノ上送泥	汚泥	岸和田市磯ノ上町3丁目4-1 (磯ノ上下水処理場内)	臭気指数規制		
		中部送泥	汚泥	貝塚市二色南町6-1 (中部水みらいセンター内)	臭気指数規制		
		北部送泥	汚泥	泉北郡忠岡町新浜3丁目地内 (北部水みらいセンター内)	物質濃度規制(22物質)		

特定悪臭物質に係る規制

		敷地境界線上(1号基準)	気体排出口 (2号基準)	排水 (3号基準)
	摂津市 四條畷市 守口市 大東市 門真市 藤井寺市 富田林市 千早赤阪村 大阪狭山市 泉北郡忠岡町 泉大津市 和泉市	物質濃度規制(22物質)	物質濃度規制(13物質)	物質濃度規制(4物質)
中核市	東大阪市 豊中市 枚方市 八尾市 寝屋川市			

臭気指数に係る規制

		敷地境界線上(1号基準)	気体排出口 (2号基準)	排水 (3号基準)
	松原市 泉南市 高石市 貝塚市 泉南郡	臭気指数規制 (10)	臭気指数規制 ()	臭気指数規制 (26)
特例市	岸和田市 茨木市			
中核市	高槻市 吹田市			
政令 指定都市	大阪市 堺市			

※臭気指数規制の施行： 大阪市H18.4.1～、泉南市、泉南郡岬町H18.6.1～、堺市、松原市H20.7.1～、岸和田市H21.4.1～
吹田市H21.4.1～、高石市、貝塚市H22.4.1～、高槻市H23.4.1～、茨木市H24.4.1～

指導要綱で臭気指数適用

		敷地境界線上(1号基準)	気体排出口 (2号基準)	排水 (3号基準)
泉大津市		10	30	—
東大阪市		10	150～1000	—
八尾市	第1種地域	10	300	—
	第2種地域	20	500	—
	第3種地域	30	1000	—

(東大阪市、八尾市は臭気濃度)

廃棄物関係基準(フェニックス関連含む)

測定項目	対象項目	廃棄物及び清掃に関する法律(特別産業廃棄物となる基準)	フェニックス受入		フェニックス届出事項				
			下水汚泥(焼却灰、ばいじん)	焼却灰(ばいじん)	スラグ	下水汚泥	焼却灰(ばいじん)	陸上残土B	
1 熱しゃく濃度									
2 含水率									
3 油分									
比重									
4 pH									
5 アルカリ水銀									
6 水銀									
7 カドミウム									
8 鉛									
9 有機リン									
10 有機クロム									
11 銅素									
12 シアン									
13 PCB									
14 トリクロロエチレン									
15 テトラクロロエチレン									
16 シクロヘキサン									
17 四塩化炭素									
18 1,2-ジクロロエタン									
19 1,1-ジクロロエタン									
20 1,2-ジクロロエチレン(塩基法)									
21 1,1,1-トリクロロエタン									
22 1,1,2-トリクロロエタン									
23 1,3-ジクロロプロペン									
24 1,4-ジオキサン									
25 クロロエチレン									
26 ナフタレン									
27 シマジン									
28 1,4-ベンゼンカルブ									
29 ベンゼン									
30 セレン									
31 ダイオキシン類									
32 ふっ素									
33 ほう素									

平成29年6月9日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正する省令が定められ平成29年10月1日より施行される。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃えがら、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀を1,000mg/kg以上含有するもの
炭酸、腐アルカリ	水銀を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀を1,000mg/L以上含有するもの

1 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物
2 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物は、変更されない
3 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物は、変更されない
4 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物は、変更されない
5 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物は、変更されない
6 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物は、変更されない
7 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物は、変更されない
8 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物は、変更されない
9 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物は、変更されない
10 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物は、変更されない
11 その他、広域処理場及びその周辺の環境を悪く悪化させ又は広域処理場における作業を難しく阻害するおそれがあると判断されるもの

第8章 化学物質管理計画のモニタリング・P R T R届出

1. 化学物質管理計画のモニタリング

①流入水・放流水（公共用水域へ）

単位mg/L、pg-TEQ/L

№.	政令 番号	物質名<化管法上の対象物質> (物質名<下水道法上の対象物質>)	測定頻度		分析方法	定量 下限値	検出 下限値
			流入水	放流水			
1	1	亜鉛の水溶性化合物 (亜鉛)	月1回	月2回	JIS K 0102 53.1 他	0.01	0.003
2	48	EPN (有機リン化合物)	年4回	年4回	S49環境庁告示第64号 他	0.1	0.03
3	75	カドミウム及びその化合物 (カドミウム及びその化合物)	月1回	月2回	JIS K 0102 55.1 他	0.003	0.001
4	87	クロム及び3価クロム化合物 (クロム)	月1回	月2回	JIS K 0102 65.1.2 他	0.02	0.007
5	88	6価クロム化合物 (6価クロム化合物)	月1回	月2回	JIS K 0102 65.2.1 他	0.04	0.01
6	113	シマジン (シマジン)	月1回	月2回	S46環境庁告示第59号 他	0.0005	0.0002
7	144	無機リン化合物 (リン化合物)	月1回	月2回	JIS K 0102 38.1.2&38.3 他	0.05	0.02
8	147	チオベンカルブ (チオベンカルブ)	月1回	月2回	S46環境庁告示第59号 他	0.0003	0.0001
9	149	四塩化炭素 (四塩化炭素)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.0005	0.0002
10	150	1,4-ジオキサン (1,4-ジオキサン)	月1回	月2回	S46環境庁告示第59号	0.05	0.005
11	157	1,2-ジクロロエタン (1,2-ジクロロエタン)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.001	0.0003
12	158	1,1-ジクロロエチレン [別名塩化ビニリデン] (1,1-ジクロロエチレン)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.0005	0.0002
13	159	シス-1,2-ジクロロエチレン (シス-1,2-ジクロロエチレン)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.0005	0.0002
14	179	1,3-ジクロロプロパン [別名D-D] (1,3-ジクロロプロパン)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.001	0.0003
15	186	ジクロロメタン [別名塩化メチレン] (ジクロロメタン)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.001	0.0003
16	237	水銀及びその化合物 (水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物)	月1回	月2回	加熱酸化原子吸光法 他	0.0005	0.0002
17	242	セレン及びその化合物 (セレン及びその化合物)	月1回	月2回	JIS K 0102 67.3 他	0.001	0.0003
18	243	ダイクシン類 (ダイクシン類)	-	年1回	JIS K 0312 他	-	-
19	262	テトラクロロエチレン (テトラクロロエチレン)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.0005	0.0002
20	268	チカラム (チカラム)	月1回	月2回	S46環境庁告示第59号 他	0.0006	0.0002
21	272	銅水溶性塩（錯塩を除く） (銅及びその化合物)	月1回	月2回	JIS K 0102 52.2 他	0.02	0.007
22	279	1,1,1-トリクロロエタン (1,1,1-トリクロロエタン)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.0005	0.0002
23	280	1,1,2-トリクロロエタン (1,1,2-トリクロロエタン)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.001	0.0003
24	281	トリクロロエチレン (トリクロロエチレン)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.0005	0.0002
25	305	鉛化合物 (鉛及びその化合物)	月1回	月2回	JIS K 0102 54.2 他	0.01	0.003
26	332	砒素及びその無機化合物 (砒素及びその化合物)	月1回	月2回	JIS K 0102 61.2 他	0.001	0.0003
27	374	ふっ化水素及びその水溶性塩 (ふっ化水素及びその化合物)	月1回	月2回	JIS K 0102 34.2 他	0.1	0.03
28	400	ベンゼン (ベンゼン)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.0005	0.0002
29	405	ほう素化合物 (ほう素及びその化合物)	月1回	月2回	JIS K 0102 47.2 他	0.02	0.007
30	406	ボリ塩化ビフェニル (ボリ塩化ビフェニル)	年4回	年4回	S46環境庁告示第59号 他	0.0005	0.0002
31	412	マンガン及びその化合物 (溶解性マンガン)	月1回	月2回	JIS K 0102 56.2 他	0.1	0.03

②焼却灰 (その他廃棄物)

単位ng-TEQ/g, mg/DSkg

Nb.	政令 番号	物質名	測定頻度	分析方法	定量 下限値	検出 下限値
1	243	ダイオキシン類	年1回	H16環境省告示第80号	-	-

※その他、一部の有害項目について、含有試験、溶出試験を実施。

③焼却炉排ガス・自家発・エンジン (大気へ)

単位ng-TEQ/m³, mg/Nm³, ppm, μg/m³

Nb.	政令 番号	物質名	測定頻度	分析方法	定量 下限値	検出 下限値
1	080	キシレン	* 年1回	S47告示9号 排ガス中の多環芳香族 炭化水素の測定マニュアル	0.1	0.01
2	243	ダイオキシン類	年1回	JIS K 0311	-	-
3	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	* 年1回	S47告示9号 排ガス中の多環芳香族 炭化水素の測定マニュアル	0.1	0.01
4	438	メチルナフタレン	* 年1回	S47告示9号 排ガス中の多環芳香族 炭化水素の測定マニュアル	0.1	0.01

* 含有率から計算する場合は測定しない。

(参考) 含有率から計算する場合年間使用量の目安。

○キシレン : 灯油 約 95,000リットル/年以下の場合
PRTR対象ならない。

○1,2,4-トリメチルベンゼン : 灯油 約 80,000リットル/年以下の場合
PRTR対象ならない。

○メチルナフタレン : 重油 約 90,000リットル/年以下の場合
PRTR対象ならない。

(参考) ○臭素 (政令番号 234)

脱臭用の活性炭に含まれている場合があり、PRTRの年間排出量としての報告対象物質となる場合がある。

(参考) ○塩化第二鉄(政令番号 71)

塩化第二鉄も対象物質であるので使用している場合は報告対象となる場合がある。

2. P R T R届出対象物質の年間排出量の計算方法

下水道のP R T R届出対象化学物質について、下水処理場の特性を考慮したうえで、放流水のモニタリングに係る事項を流域間で統一する必要がある。
 ○下水道がP R T R届出を行う場合、次式で年間排出量を算出する。

①水域への排出量計算方法

$$\text{年間排出量 (kg/年)} = \text{年間平均水質 (mg/L)} \times \text{年間放流量 (m3/年)}$$

○年間平均水質の算出方法

1年間の複数回の水質測定結果			年間平均水質の算出方法			
すべて定量下限値以上			すべての水質測定結果の算術平均			
3種類の水質測定結果が混在	定量下限値以上	測定値をそのまま使用	これらのデータを用いて定量下限値以上の桁で算術平均(有効数字2桁3桁目四捨五入)	平均値が定量下限値以上	⇒	平均値をそのまま使用
	定量下限値未滿かつ検出下限値以上(tr)	【測定値への変換】 定量下限値の1/2とみなす		平均値が定量下限値未滿かつ検出下限値以上(tr)	⇒	定量下限値の1/2とする
	検出下限値未滿(N.D)	【測定値への変換】 0(ゼロ)とみなす		平均値が検出下限値未滿(N.D)	⇒	0(ゼロ)とする
すべて検出下限値未滿(N.D)			年間平均水質は0(ゼロ)とみなす			

②廃棄物(焼却灰)の排出量の算出

$$\begin{array}{l} \text{(kg/年)} \\ \text{廃棄物に含まれる量 (mg-TEQ/年)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(mg/kg)} \\ \text{廃棄物中の対象物質 (ng-TEQ/g)} \times \\ \text{廃棄物の発生量 (t/年)} \end{array}$$

③-1 大気への排出量の算出（測定している場合）

$$\begin{array}{l} \text{(kg/年)} \\ \text{大気への排出量 (mg-TEQ/年)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(kg/Nm}^3\text{)} \\ \text{排ガス中の対象物質の濃度 (ng-TEQ/Nm}^3\text{)} \times \\ \text{年間の排ガス量 (Nm}^3\text{/年)} \end{array}$$

○年間の排ガス量の算出方法

$$\begin{array}{l} \text{年間の排ガス量 (Nm}^3\text{/年)} = \text{1時間当たりの乾き排ガス量 (Nm}^3\text{/時間)} \times \\ \text{焼却炉の年間操業時間 (時間/年)} \\ \text{*1時間当たりの乾きガス量は、年平均値とする。} \end{array}$$

《留意事項》排ガス中の対象物質の濃度（ダイオキシン類）

廃棄物焼却炉から排ガス中に含まれてダイオキシン類が大気へ排出される量を算出する場合
ダイオキシン類濃度はO₂12%換算する前の濃度を用いる。
通常、分析会社等から報告されるダイオキシン類濃度はO₂12%換算された後の濃度です
ので、次式によりO₂12%換算する前の濃度に換算しなおしてください。

$$\begin{array}{c} \text{O}_2\text{12\%換算} \\ \text{する前の濃度} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \text{21} \\ \text{—} \\ \text{21} \end{array} \begin{array}{c} \text{—} \\ \text{排ガス中の} \\ \text{—} \\ \text{12} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{21} \\ \text{—} \\ \text{12} \end{array}} \times \begin{array}{c} \text{O}_2\text{12\%換算の} \\ \text{濃度} \end{array}$$

③-2 大気への排出量の算出（測定していない場合）

$$\begin{array}{l} \text{大気への排出量 (kg/年)} \\ \text{○メチルナフタレン} \end{array} = \begin{array}{l} \text{重油の使用量 (リットル/年)} \times \text{比重 (年平均)} \times \\ \text{含有率の平均 (\%)} \times (100 - \text{除去率 (99.5)}) \div 10000 \\ \text{(含有率はMSDSの数値を使用する。)} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{大気への排出量 (kg/年)} \\ \text{○1,2,4-トリメチルベンゼン} \\ \text{○キシレン} \end{array} = \begin{array}{l} \text{灯油の使用量 (リットル/年)} \times \text{比重 (年平均)} \times \\ \text{含有率の平均 (\%)} \times (100 - \text{除去率 (99.5)}) \div 10000 \\ \text{(含有率 : 1,2,4-トリメチルベンゼン 1.5\%)} \\ \text{(含有率 : キシレン 1.3\%)} \end{array}$$

参考資料

水量に関する名称の定義

名 称	定 義
① 総流入下水量	水みらいセンターに流入する下水の総量 (合流式下水の場合 ②雨水排水量+③流入汚水量)
② 雨水排水量	雨天時において雨水として排水した水量
③ 流入汚水量	②雨水排水量・⑪返流量を含まない流入下水量 (分流式下水の場合 流入汚水量 = 総流入下水量)
④ 放流量	河川等公共用水域に放流される水量 (⑤簡易処理放流量+⑥生物処理放流量+⑦ろ過放流量)
⑤ 簡易処理放流量	雨天時簡易処理を行って排水した水量 (放流量の内数)
⑥ 生物処理放流量	生物処理水をろ過しないで河川等に放流した水量 (放流量の内数)
⑦ ろ過放流量	生物処理水をろ過後河川等に放流した水量 (放流量の内数)
⑧ 晴天日数	晴天日の日数 (晴天日の定義は各水みらいセンターによる)
⑨ 晴天日流入下水量	晴天日に流入した下水量 (晴天日の定義は各水みらいセンターによる)
⑩ 降雨量	水みらいセンターの雨量計の降雨量
⑪ 返流量	沈砂池等に返流される処理場内で排水された水量
⑫ 高級・高度処理水量	高級処理水量+高度処理水量 ⑬+⑭
⑬ 高級処理水量	高級処理する水量 (高級生反流入水量) (高級処理=標準活性汚泥法)
⑭ 高度処理水量	高度処理する水量 (高度生反流入水量) (高度処理=標準活性汚泥法より高度な処理を行うもの) 但し、標準活性汚泥法で処理後、ろ過処理する場合も含む。
⑮ 砂ろ過・繊維ろ過処理水量	ろ過設備流入水量 (再利用のためのろ過設備は含まない)
⑯ 再利用率 (場内・施設利用)	場内で利用している再利用率。洗浄水等
⑰ 再利用率 (場内・環境利用)	場内で利用している再利用率。修景用水、散水用水等
⑱ 再利用率 (場外・施設利用)	場外で利用している再利用率。洗浄水等
⑲ 再利用率 (場外・環境利用)	場外で利用している再利用率。修景用水、散水用水等
⑳ 再利用率 (Q水くん)	Q水くんの水量

平成22年7月15日

昭和 6 2 年 3 月	改訂
平成 9 年 4 月	改訂
平成 2 1 年 4 月	改訂
平成 2 2 年 4 月	一部改訂
平成 2 3 年 4 月	一部改訂
平成 2 4 年 4 月	一部改訂
平成 2 5 年 4 月	一部改訂
平成 2 6 年 4 月	一部改訂
平成 2 7 年 4 月	一部改訂
平成 2 8 年 4 月	一部改訂
平成 3 0 年 4 月	一部改訂
平成 3 1 年 4 月	一部改訂
令和 2 年 4 月	一部改訂

別紙 6 水質分析業務に関する要領

1. 概要

本業務は、「下水道法」及び「水質汚濁防止法」等に定める規制項目等を測定すること。

2. 測定項目等

本業務の試料採取場所並びに測定項目、検体数及び測定頻度（以下「測定項目等」という）は次のとおりである。関係法令等の改正及び大阪府流域下水道水質試験実施要領改訂があった場合はこれによること。

測定項目等	別表－1 参照
-------	---------

3. 測定方法と定量下限値及び検出下限値

測定方法、定量下限値、及び検出下限値については、大阪府流域下水道水質試験実施要領を参考とすること。関係法令の改正等により測定方法が変更された場合は、これによること。

4. 採取時の留意点

受注者は採取及び測定時について、気象条件及び運転状況等に留意すること。

5. 異常値の取扱い

受注者は測定後、法令等基準値の超過等異常値とみられる測定値があれば、迅速に報告すること。なお、測定値に対して疑義が生じた場合は、受注者の責において根拠資料の確認、再測定等実施すること。

6. 測定結果報告

- 1) 受注者は測定毎、速やかに(1)～(3)の測定結果報告書を提出すること。
 - (1)計量証明書等（計量証明事業者の発行するもの）
 - (2)年間測定結果一覧表（測定結果と規制値が明記された表。測定毎に追記すること）
 - (3)その他発注者が指示するもの
- 2) 法令等及び測定方法により証明内容に付随するものについても提出の対象とする。

7. 業務報告書

- 1) 受注者は年度毎に、下記の内容を含む業務報告書を1部提出すること。
 - (1)計量証明書等の電子データ（PDF 形式）
 - (2)年間測定結果一覧表（最終版）及びその電子データ（Excel 形式）
 - (3)その他発注者が指示するもの
- 2) 電子データについては、書換え不可能な記録媒体（CD-R 又はDVD-R）に納めるものとする。

8. その他

本要領に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

別表-1 測定項目と検体数、測定頻度

測定項目と検体数、測定頻度					
番号	分析項目	今池水みらいセンター			
		流入水			放流水
	測定頻度	今井戸 流入水	西除 流入水	塚 流入水	No.2 放流口
	分析項目				
1	水温	○	○	○	□
2	透視度	○	○	○	□
3	色相	○	○	○	□
4	臭気	○	○	○	□
5	pH	○	○	○	□
6	導電率	○	○	○	□
7	蒸発残留物	○	○	○	□
8	強熱残留物・強熱減量	○	○	○	□
9	浮遊物質(SS)・溶解性物質	○	○	○	□
10	溶存酸素	○	○	○	□
11	生物化学的酸素要求量(BOD)	○	○	○	□
12	化学的酸素要求量(COD)	○	○	○	□
13	全窒素(T-N)・有機性窒素	○	○	○	□
14	アンモニア性窒素(NH ₄ -N)	○	○	○	□
15	亜硝酸性窒素(NO ₂ -N)	○	○	○	□
16	硝酸性窒素(NO ₃ -N)	○	○	○	□
17	全燐(T-P)	○	○	○	□
18	りん酸態りん	○	○	○	□
19	塩化物イオン	○	○	○	□
20	よう素消費量	○	○	○	□
21	ノルマルヘキサン抽出物質	○	○	○	□
22	フェノール類	○	○	○	○
23	シアン化合物	○	○	○	○
24	アルキル水銀化合物	○	○	○	□
25	有機燐化合物	▼	▼	▼	▼
26	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○
27	鉛及びその化合物	○	○	○	□
28	ポリ塩化ビフェニル	▼	▼	▼	▼
29	六価クロム化合物	○	○	○	□
30	砒素及びその化合物	○	○	○	□
31	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	○	○	○	□
32	クロム及びその化合物	○	○	○	□
33	銅及びその化合物	○	○	○	□
34	亜鉛及びその化合物	○	○	○	□
35	鉄及びその化合物(溶解性)	○	○	○	□
36	マンガン及びその化合物(溶解性)	○	○	○	□
37	ふっ素及びその化合物	○	○	○	□
38	ほう素及びその化合物	○	○	○	□
39	セレン及びその化合物	○	○	○	□
40	揮発性有機化合物(11項目) ※1	○	○	○	□
41	チウラム	▼	▼	▼	▼
42	シマジン	▼	▼	▼	▼
43	チオベンカルブ	▼	▼	▼	▼
42	1,4-ジオキサン	○	○	○	□
43	大腸菌群数	○	○	○	□
44	残留塩素	○	○	○	□
	○: 1回/月				
	□: 2回/月				
	▼: 4回/年				
	※:トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン				

別紙 7 環境分析業務に関する要領

1. 概要

本業務の概要は次のとおりである。

(1) 排ガス測定・消化ガス測定

焼却炉設備等における「大気汚染防止法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める規制項目等を測定すること。

(2) 臭気測定

「悪臭防止法」に定める規制項目等を測定すること。

(3) 水のダイオキシン類等測定

放流水等について「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める規制項目等を測定すること。

(4) 産業廃棄物等試験

焼却灰等の産業廃棄物等について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「大阪湾広域臨海環境整備センターでの産業廃棄物受入基準」に定める規制基準項目等を測定すること。

(5) 作業環境測定

「労働安全衛生法」及び「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（厚生労働省労働基準局）に基づき、焼却施設での作業環境の測定すること。

2. 測定項目等

本業務の試料採取（測定）場所並びに測定項目、検体数及び測定条件（以下「測定項目等」という）は次のとおりである。関係法令改正及び大阪府流域下水道水質試験実施要領改訂があった場合はこれによること。

	測定項目等
排ガス測定・消化ガス測定	別表－2 参照
臭気測定	別表－3 参照
水のダイオキシン類等測定	別表－4 参照
産業廃棄物等試験	別表－5 参照
作業環境測定	別表－6 参照

3. 測定方法及び定量下限値

測定方法及び定量下限値については、大阪府流域下水道水質試験実施要領を参考とすること。関係法令の改正等により測定方法が変更された場合は、これによること。

4. 採取及び測定の留意点

臭気測定について、7～9月に行うこと。

5. 異常値の取扱い

受注者は測定後、法令等基準値の超過等の異常値とみられる測定値があれば、迅速に報告すること。なお、測定値に対して疑義が生じた場合は、受注者の責において根拠資料の確認、再測定等実施すること。

6. 測定結果報告

1) 受注者は測定毎、速やかに(1)～(3)の測定結果報告書を提出すること。

(1)計量証明書等（計量証明事業者の発行するもの、ダイオキシン類の測定にあつては、認定特定計量証明事業者の発行するもの）

(2)年間測定結果一覧表（測定結果と規制値が明記された表。測定毎に追記すること）

(3)その他発注者が指示するもの

2) 法令及び測定方法により証明内容に付随するものについても提出の対象とする。

7. 業務報告書

1) 受注者は年度毎に、下記の内容を含む業務報告書を発注者に1部提出すること。

(1)計量証明書等の電子データ（PDF形式）

(2)年間測定結果一覧表（最終版）及びその電子データ（Excel形式）

(3)その他発注者が指示するもの

2) 電子データについては、書換え不可能な記録媒体（CD-R又はDVD-R）に納めるものとする。

8. その他

本要領に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

別表-2 排ガス測定・消化ガス測定

水みらいセンター名		今池水みらいセンター	
測定場所		1号炉～3号炉	消化ガス設備
測定項目			原ガス 脱硫後
		* 2	
1	排ガス量(湿ガス・乾ガス)	×	
2	水分量	×	
3	オルザットガス組成	×	
4	ばいじん	×	
5	硫黄酸化物	×	
6	窒素酸化物	×	
7	塩化水素	×	
8	大気有害物質(10項目) ※1	×	
9	ダイオキシン類(CO, O ₂ 連続測定含む)	○	
10	全水銀(ガス状+粒子状)	×	
	消化ガス組成分析(CH ₄ , CO ₂)		◎ ◎

○: 1回/年
◎: 1回/月
※: 1回/6ヶ月

※1: アンチモン及びその化合物、塩素、カドミウム及びその化合物、臭素、銅及びその化合物、鉛及びその化合物、バナジウム及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、ホルムアルデヒド、マンガン及びその化合物

※2: 測定項目・測定回数については、大気汚染防止法及び大阪府生活環境保全等に関する条例に定めるとおりとする。

別表-3 水のダイオキシン類等測定

水みらいセンター名		今池水みらいセンター
測定場所		放流水
測定項目		
	ダイオキシン類(水温、pH, SSを含む。)	○

○: 1回/年

別表-4 臭気測定

管理センター名	今池管理センター 今池水みらいセンター												
	敷地境界				焼却炉	放流水	第2水処理		第3水処理		汚泥棟	機械濃縮棟	管理棟
	敷地境界線 1 ※1	敷地境界線 2 ※1	敷地境界線 3 ※1	敷地境界線 4 ※1	1号炉~3号炉 煙突出口 ※2	No.2 放流口	初沈+ 加圧浮上 出口	生物反応槽 出口	No.1 出口	No.2 出口	汚泥棟 出口	機械(ベルト)濃 縮棟 出口	管理棟 出口
測定項目													
1 ガス流量							○	○	○	○	○	○	○
2 アンモニア							○	○	○	○	○	○	○
3 メチルメルカプタン							○	○	○	○	○	○	○
4 硫化水素							○	○	○	○	○	○	○
5 硫化メチル							○	○	○	○	○	○	○
6 二硫化メチル							○	○	○	○	○	○	○
7 臭気指数・濃度	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
1 (水)臭気濃度・指数							○						

※1:敷地境界測定では、各測定点で気象観測(天候、風向、風速、気温、湿度など)を行う。
 ※2:各焼却炉1回/年は必ず測定すること。

別表-5 作業環境測定

水みらいセンター名		今池水みらいセンター		
試料名		1号炉~3号炉		
		炉周辺 (灰搬出用防塵室)	炉内	空気予熱器など 作業環境場所
ダイオキシン類 ※		▲	▲	▲
総粉じん 検体数	A測定	×	○	○
	B測定	×	○	○
粉じん、ガス状物質及び微細粒子の併行測定を含む。				
※測定箇所、測定回数は廃棄物焼却施設内作業における暴露防止対策要綱に基づく				

別表-6 産業廃棄物等試験

		○:1回/年 ☆:1回/3年						
管理センター名		今池管理センター						
機場名		今池水みらいセンター						
試料名		脱水 ケーキ	焼却灰 1号炉、2号炉、3号炉	抜取珪砂 1号炉、2号炉、3号炉	下水沈砂	雨水沈砂 今井戸系	雨水沈砂 西除系	雨水しき
測定項目			※3	※3	※3	※3	※3	※4
性状試験	1 熱しやく減量	○	○	○	○	○	○	☆
	2 含水率	○	○	○	○	○	○	☆
	3 油分(ノルマルヘキサン抽出物質)	○	○	○	○	○	○	
	4 比重	○	○	○	○	○	○	☆
含有試験 (廃棄物処理法等に基づく分析)	1 アルキル水銀化合物	○	○					
	2 水銀又はその化合物	○	○	○				☆
	3 カドミウム又はその化合物	○	○					
	4 鉛又はその化合物	○	○					
	5 有機燐化合物	○	○					
	6 六価クロム化合物	○	○					
	7 砒素又はその化合物	○	○					
	8 シアン化合物	○	○					
	9 ポリ塩化ビフェニル	○	○					
	10 セレン又はその化合物	○	○					
	11 発熱量	○						
	12 組成分析(8項目) ※1	○	○					
	13 ニッケル又はその化合物	○						
	14 ダイオキシン類	○	○	○				
	15 元素分析(C, H, N, O)	○						
	16 硫黄	○						
	17 塩化物	○						
溶出試験 (廃棄物処理法等に基づく分析)	1 溶出試料液作成	○	○	○				☆
	2 アルキル水銀化合物	○	○	○				
	3 水銀又はその化合物	○	○	○				☆
	4 カドミウム又はその化合物	○	○	○				☆
	5 鉛又はその化合物	○	○	○				☆
	6 有機燐化合物	○	○					
	7 六価クロム化合物	○	○	○				☆
	8 砒素又はその化合物	○	○	○				☆
	9 シアン化合物	○	○					
	10 ポリ塩化ビフェニル	○	○					
	11 揮発性有機化合物(11項目) ※2	○	○					
	12 チウラム	○						
	13 シマジン	○						
	14 チオベンカルブ	○						
	15 セレン又はその化合物	○	○	○				☆
	16 1,4-ジオキサン	○	○					
	17 pH	○	○	○				
溶出試験 (土壌汚染対策法に基づく分析)	1 溶出試料液作成				○	○	○	
	2 アルキル水銀化合物				○	○	○	
	3 水銀及びその化合物				○	○	○	
	4 カドミウム及びその化合物				○	○	○	
	5 鉛及びその化合物				○	○	○	
	6 六価クロム化合物				○	○	○	
	7 砒素及びその化合物				○	○	○	
	8 シアン化合物				○	○	○	
	9 セレン及びその化合物				○	○	○	
	10 クロロエチレン				☆	☆	☆	
	11 pH				○	○	○	

※1: Al₂O₃, CaO, MgO, P₂O₅, K₂O, SiO₂, Fe₂O₃, Na₂O
 ※2: トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン
 ※3: 焼却灰・珪砂・沈砂の溶出試験・性状試験測定項目はフェニックス受入れの基準を満足するものとする。またフェニックスとの契約に支障がないように測定時期に決定すること。
 ※4: しきは処分受入業者の求める項目とする。

別紙8 日常における試験項目と頻度（参考）

(1) 水処理施設を管理するための試験・処理場からの放流先に係る河川試験・悪質下水及び不明水流入時の試験

項目	単位	流入水	放流水			河川 放流口の 上下流等	悪質下水	不明水 雨水ポンプ場	
			初沈入口	初沈出口	終沈出口			定常流入	その他
水温	°C	○	◎	◎	◎	◎	△	◇	◇
透視度	cm	○	◎	◎	◎	●	△	◇	◇
色相		○	◎	◎	◎	◎	△	◇	◇
臭気		○	◎	◎	◎	◎	△	◇	◇
pH		○	◎	◎	◎	◎	△	◇	◇
導電率	μS/cm	○	◎	◎	◎	◎	△	◇	◇
蒸発残留物	mg/L	○	○	○	○	○	△	◇	◇
強熱残留物	mg/L	■	■	■	■	■	△	◇	◇
強熱減量	mg/L	■	■	■	■	■	△	◇	◇
溶解性物質	mg/L	○	○	○	○	○	△	◇	◇
浮遊物質(SS)	mg/L	○	◎	◎	◎	◎	△	◇	◇
DO	mg/L								
BOD	mg/L	○	○	○	○	○	△	◇	◇
C-BOD	mg/L								
溶解性BOD	mg/L								
COD	mg/L	○	○	○	○	○	△	◇	◇
全窒素	mg/L	○	○	○	○	○	△	◇	◇
アンモニア性窒素	mg/L	○	○	○	○	○	△	◇	◇
亜硝酸性窒素	mg/L	○	○	○	○	○	△	◇	◇
硝酸性窒素	mg/L	○	○	○	○	○	△	◇	◇
全りん	mg/L	○	○	○	○	○	△	◇	◇
りん酸態りん		■							
塩化物イオン	mg/L	□							
ヨウ素消費量	mg/L	□							
残留塩素	mg/L				◎(●)*	○			
アルカリ度	mg/L								
大腸菌群数(テシキョール酸培地法)	個/cm ³	■							
外観						●			
色度	度					○			
濁度	度					○			
大腸菌群数(MF-エンドウ培地法)	CFU/100mL					□			
大腸菌	有無/100mL					□			
その他維持管理、調査に必要な項目		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆

※流入水については3幹線年間測定回数が均一となるようにすること。*6~10月の間

(2) 生物反応槽を管理するための試験

項目	単位	生物反応槽			全槽試験 対象項目
		嫌気槽	無酸素槽	好気槽	
水温	°C			◎	
DO	mg/L	◇	◇	◎	
pH		◇	◇	◎	(2)
MLSS	mg/L			◎	◇
MLVSS	mg/L			◎	
SV				●	○
SVI				◎	○
全窒素(溶解性)	mg/L	◇	◇	◇	□
アンモニア性窒素(溶解性)	mg/L	◇	◇	◇	□
亜硝酸性窒素(溶解性)	mg/L	◇	◇	◇	□
硝酸性窒素(溶解性)	mg/L	◇	◇	◇	□
全りん(溶解性)	mg/L	◇	◇	◇	□
りん酸態りん(溶解性)				○	□
生物相(検鏡)			□		
その他維持管理、調査に必要な項目		◇	◇	◇	◇

※返送汚泥はサンプリング時間に留意すること。
※代表池1池について、月1回以上全槽試験を行うこと。

●	毎日1回以上
◎	平日毎日1回以上
○	週1回以上(年末年始、大型連休時を除く)
②	週2回以上
■	月2回以上
□	月1回以上
△	年3回以上
◇	適時
◆	適時(簡易計測器・簡易試験キット)

※簡易計測器・簡易試験キットによる場合は、指定計測法との相関を把握しておくこと。

(3) 汚泥処理施設を管理するための試験

項目	単位	濃縮設備		消化槽		脱水設備		焼却設備	高分子	焼却灰	珪砂	沈砂
		供給汚泥	濃縮汚泥	消化汚泥	槽内水深別	供給汚泥	脱水ケーキ	投入ケーキ	溶液			貯蔵タンク(備付あり)
水温	°C	○	○	○	○	○	○					
pH		○	○	○	○	○	○					
含水率(濃度)	%	○	○	○	○	○	○	◆	■	□	◆	◇
有機分	%	○	○	○	○	○	○					◇
無機分	%	○	○	○	○	○	○					
アルカリ度	mg/L	○	○	○	○	○	○					
ケルダール窒素	mg/L	□	□	□	□	□	□					
全りん	mg/L	□	□	□	□	□	□			□	◇	
溶解性りん	mg/L			□								
揮発性有機酸	mg/L			□								
繊維状物(100メッシュ)	%		□	□								
その他維持管理、調査に必要な項目		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇

※重力濃縮槽供給汚泥(初沈引抜汚泥)の窒素、りんは不要。

項目	単位	濃縮設備分離液	消化槽分離液	脱水ろ液	焼却排水	砂ろ過液	返流水
水温	°C	○	○	○	○	○	○
pH		○	○	○	○	○	○
蒸発残留物	mg/L	○	○	○	○	○	○
強熱残留物	mg/L						
強熱減量	mg/L						
浮遊物質(SS)	mg/L	○	○	○	○	○	○
溶解性物質	mg/L		○	○	○	○	○
BOD	mg/L						
COD	mg/L						
全窒素	mg/L	□	□	□	□	□	□
アンモニア性窒素	mg/L	□	□	□	□	□	□
全りん	mg/L	□	□	□	□	□	■
アルカリ度	mg/L						
その他維持管理、調査に必要な項目		◇	◇	◇	◇	◇	◇

項目	単位	消化ガス 処理前後
硫化水素(H ₂ S)	ppm	□

別紙9 法定点検ほか業務

①クレーン施設保守点検業務

1. 遵守法令

労働安全衛生法第41条第2項及びクレーン等安全規則第34条・第38条・第40条

2. 目的

法令に基づく点検整備を実施し、性能検査を受検の上、これに合格させて検査証の有効期間を更新させる。

3. 対象箇所

	設置場所	形式	定格荷重	検査証 有効期限(予定)	製造者
1	管理棟 B1F	普通形天井 クレーン	主巻 16t 補巻 3.2t	令和元年11月12日	(株)関ヶ原 製作所
2	今井戸川系 雨水ポンプ場 1F	クラブトロリー式 天井クレーン	20t	令和元年11月6日	(株)関ヶ原 製作所
3	汚泥処理棟 3F脱水機室	クラブ式 天井クレーン	10t	令和元年11月13日	石川島クレーン(株)
4	今井戸系 雨水ポンプ場 1F	クラブトロリー式 天井クレーン	主巻 50t 補巻 10t	令和元年11月6日	高田機工(株)
5	西除系 雨水ポンプ場 1F	クラブトロリー式 天井クレーン	主巻 32t 補巻 8t	令和元年10月26日	(株)昭和起重機 製作所
6	砂ろ過棟 1F	テルハ	5t	令和元年10月26日	(株)ニッチ

4. 実施年度

	対象箇所	R5年度	R7年度	R9年度	R11年度
1	管理棟 B1F	○	○	○	○
2	今井戸川系雨水ポンプ場 1F	○	○	○	○
3	汚泥処理棟 3F 脱水機室	○	○	○	○
4	今井戸系雨水ポンプ場 1F	○	○	○	○
5	西除系雨水ポンプ場 1F	○	○	○	○
6	砂ろ過棟 1F	○	○	○	○
	計	6	6	6	6

【○：点検対象】

5. 実施内容

- 1) 作業計画書、工程表の作成
- 2) 荷重試験用のウェイトの運搬、搬入、設置、搬出
- 3) クレーン等の点検整備及び荷重試験（予備検査）
- 4) クレーン等の潤滑油等の消耗品の取替
- 5) クレーンの性能検査申請及び使用再開検査申請の手続き（検査料支払い等含む一切）
- 6) クレーンの性能検査の立会い及びクレーン運転操作
- 7) 報告書の作成

《点検整備等の対象及び内容》

- ①ランウェイ②ガーダ③横行レール④走行機械装置⑤巻き上げ機械装置⑥横行機械装置
- ⑦トロリフレーム⑧巻上下運転⑨横行走行運転⑩電気関係⑪絶縁抵抗測定⑫消耗品取替
- ⑬その他必要な項目

6. 履行条件等

- 1) 対象年度の 11 月の検査証有効期限から 2 ヶ月前までの間に性能検査が受験できるように実施
- 2) 他業務との調整：大型重機等の使用に伴い、薬品等の納入、他業務との競合等を十分勘案し工程を調整
- 3) 支給品等：【支給】作業用電源、作業用水
- 4) その他：性能検査に関しては、1 日あたり複数台受験を行うこと。

②地下タンク設備点検業務

1. 遵守法令

消防法 14 条の 3 の 2 及び危険物の規制に関する規則第 62 条の 5 の 2 及び 3

2. 目的

法令に基づく漏れの点検を実施し、地下タンク及び配管の異常の有無を確認し、所定の様式にて報告を行うものである。

3. 対象箇所

	設置場所	許可年月日	タンク容量	前回点検実施日
1	本館管理棟 重油地下タンク及び配管	昭和 56 年 11 月 19 日	20kL	平成 30 年 12 月 12 日
2	今井戸系雨水ポンプ場 No. 1 重油地下タンク及び配管	平成 7 年 6 月 21 日	35kL	平成 30 年 12 月 12 日
3	今井戸系雨水ポンプ場 No. 2 重油地下タンク及び配管	平成 10 年 11 月 5 日	35kL	平成 30 年 12 月 12 日
4	西除系雨水ポンプ場 重油地下タンク及び配管	平成 18 年 4 月 11 日	30kL	平成 28 年 12 月 21 日
5	自家発棟 No. 1 重油地下タンク及び配管	平成 6 年 9 月 26 日	20kL	平成 30 年 12 月 10 日
6	自家発棟 No. 2 重油地下タンク及び配管	平成 6 年 9 月 26 日	20kL	平成 30 年 12 月 10 日
7	今井戸川系雨水ポンプ場 重油地下タンク及び配管	昭和 60 年 8 月 12 日	25kL	平成 30 年 12 月 11 日
8	2号流動焼却炉棟 重油地下タンク及び配管	昭和 56 年 8 月 1 日	50KL	平成 30 年 12 月 10 日
9	3号流動焼却炉棟 重油地下タンク及び配管	平成 19 年 9 月 28 日	30KL	平成 30 年 12 月 11 日

4. 実施年度

	対象箇所	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1	本館管理棟	○	○	○	○	○	○	○	○
2	今井戸系雨水ポンプ場 (No. 1)	○	○	○	○	○	○	○	○
3	今井戸系雨水ポンプ場 (No. 2)	○	○	○	○	○	○	○	○
4	西除系雨水ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	○
5	自家発棟 (NO. 1)	○	○	○	○	○	○	○	○
6	自家発棟 (NO. 2)	○	○	○	○	○	○	○	○
7	今井戸川系雨水ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	○
8	2号流動焼却炉棟	○	○	○	○	○	○	○	○
9	3号流動焼却炉棟	○	○	○	○	○	○	○	○
	計	9	9	9	9	9	9	9	9

【○：点数対象】

5. 履行条件等

- 1) 実施時期：上記点検年度に点検を行うこと。
- 2) 他業務との調整：大型重機等の使用に伴い、薬品等の納入、他業務との競合等を十分勘案し工程を調整
- 3) 注意事項：異常が認められた場合は、再度同様の方法で検査を行い最終的に異常が確認された場合は、異常個所を明確にし、異常発生時の調査報告書を提出すること。
- 4) 支給品等：【支給】作業用電源、作業用水

6. 実施内容

- 1) 作業計画書、工程表の作成
- 2) 点検用の機材搬入、設置、搬出
- 3) 気相部点検においては微加圧法または微減圧法で点検し、圧力値は2 kPa を標準、10kPa を上限とする。
- 4) 液相部については重油の抜取りを伴わない方法で、(財)全国危険物安全協会の性能評価を受けた点検方法・機器等により実施すること。
- 5) 報告書の作成

③特殊建築物定期点検業務

1. 遵守法令

建築基準法第12条第2項

2. 目的

今池水みらいセンターの建築物について建築基準法による定期点検を実施するものである。

3. 対象箇所

今池水みらいセンター管理棟（11, 343 m²） 1式（別紙図面参照）

4. 実施年度

令和6年度、令和9年度、令和12年度

5. 実施内容

- 1) 作業計画書、工程表の作成
- 2) 建築物について法令に基づく検査及び損傷、腐食その他の劣化状況の点検
- 3) 報告書の作成

6. 履行条件等

- 1) 点検者は法第12条第2項に規定されているものとする。
- 2) 支給品等：【支給】作業用電源、作業用水

④貯水槽設備保守点検業務

1. 遵守法令

大阪府小規模貯水槽水道衛生管理指導要領（水道法第 34 条の 2 簡易専用水道の管理内容に準ずる。）

2. 目的

今池水みらいセンターの「水道設備」について定期点検を実施するものとする。法令に準じ点検、清掃を実施し、飲料水の水質を良好に保つこと。

3. 対象箇所

	設置場所	形式・規格等	基数
1	本館管理棟 受水槽	有効容量 4.5m ³ 1.5m×2.0m×1.5m FRP 製	1
2	本館管理棟 高架水槽	有効容量 1.5m ³ 1.0m×1.0m×1.5m FRP 製	1
3	汚泥処理棟 受水槽	有効容量 3.4m ³ 1.5m×1.5m×1.5m FRP 製	1
4	汚泥処理棟 高架水槽	有効容量 1.5m ³ 1.0m×1.0m×1.5m FRP 製	1
5	第一水処理棟 受水槽	有効容量 3.7m ³ 1.56m×1.56m×1.56m FRP 製	1
6	第一水処理棟 高架水槽	有効容量 1.0m ³ 1.0m×1.0m×1.2m FRP 製	1
7	第二水処理棟 受水槽	有効容量 1.0m ³ 1.06m×1.06m×1.265m FRP 製	1

4. 実施年度

	対象箇所	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1	本館管理棟 受水槽	○	○	○	○	○	○	○	○
2	本館管理棟 高架水槽	○	○	○	○	○	○	○	○
3	汚泥処理棟 受水槽	○	○	○	○	○	○	○	○
4	汚泥処理棟 高架水槽	○	○	○	○	○	○	○	○
5	第一水処理棟 受水槽	○	○	○	○	○	○	○	○
6	第一水処理棟 高架水槽	○	○	○	○	○	○	○	○
7	第二水処理棟 受水槽	○	○	○	○	○	○	○	○
	計	7	7	7	7	7	7	7	7

【○：点数対象】

5. 実施内容（点検項目）

- 1) 作業計画書、工程表の作成
- 2) 水槽基礎：亀裂・沈下等の有無、固定金具の劣化及び緩みの有無及び架台の腐食・たわみ・隙間の有無
- 3) 水槽本体：水槽内の清掃、水漏れ・腐食・損傷等の有無及び接合金具の腐食及び緩み等、マンホールの密閉状態
- 4) ボールタップ及び定水位弁：水漏れ・変形・劣化・損傷等の有無、作動状態
- 5) 水面制御装置及び警報装置：腐食・損傷等の有無、作動状態
- 6) 配管：変形・腐食・損傷等の有無
- 7) 水質検査：槽内水張り終了後、各棟給水栓の水の水質検査
①色度②濁度③臭気④味⑤残留塩素濃度
- 8) 報告書の作成

6. 履行条件等

- 1) 作業条件：作業者は、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者又は飲水の貯水槽の清掃に関する講習の課程を修了した者とする。
：作業前6ヶ月以内に消化器系伝染病等の健康診断を受検し異常のない者であること。なお、作業の前日及び当日に健康を害している者（下痢等の症状や外傷等のある者）は作業を行わないこと。
- 2) 清掃方法：厚生労働省告示第119号(H15.3.25)による
- 3) 他業務との調整：清掃作業のため断水が生じる場合は他業務との調整を図ること。
- 4) 支給品等：【支給】作業用電源、作業用水

⑤エレベーター保守点検業務

1. 遵守法令

建築基準法第12条第4項

2. 目的

エレベーターの能力を常に発揮させるとともに、安全で良好な運転状態を維持させるため、法令に基づく年次点検（定期点検）、毎月の保守点検（フルメンテナンス）を行う。

3. 対象箇所

「エレベーター仕様一覧表」のとおり

4. 実施年度

	対象箇所	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1	本館管理棟 A階段横	○	○	○	○	○	○	○	○
2	本館管理棟 C階段横	○	○	○	○	○	○	○	○
3	消化タンク棟	○	○	○	○	○	○	○	○
4	今井戸系雨水ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	○
5	流動焼却炉棟	○	○	○	○	○	○	○	○
6	汚泥処理棟	○	○	○	○	○	○	○	○
7	今池水みらい緑地	○	○	○	○	○	○	○	○
	計	7	7	7	7	7	7	7	7

【○：点数対象】

5. 実施内容

- 1) 作業計画書（年度毎）、工程表の作成（年度毎）
- 2) 機器の保守点検(毎月1回、または3月毎1回以上(リモート監視併用))
- 3) 異常箇所発見時、修理等の迅速な処置（フルメンテナンス）
- 4) 故障、事故、閉じ込め等発生時対応（24時間出勤体制を整え、要請があれば速やかにこれに対応する。）
- 5) 法令に基づく年次点検（定期点検）
- 6) 保守点検報告書及び定期検査成績書の作成
《点検、調整、補修等の対象及び内容》
 - ①かごの運転状態
 - ②機械室
 - ・ 機械室環境状況・受電盤、制御盤
 - ・ 電動機、巻上機・調速機
 - ・ ブレーキ
 - ③かご関係
 - ・ 機械室環境状況・受電盤、制御盤
 - ・ かご上環境状況・安全スイッチ
 - ・ かご戸スイッチ・戸開閉機構
 - ・ 非常止め及リング機構
 - ④昇降路
 - ・ ガイドレール・巻上ロープ、調速機ロープ
 - ・ リミットスイッチ・つりあいおもり
 - ・ 昇降路、ピット環境状態・緩衝器
 - ⑤出入口関係
 - ・ 乗り場戸・乗り場戸インターロックスイッチ
 - ・ 乗り場ボタン、乗り場位置表示灯

⑥かご室

- ・かご戸・戸閉め安全装置
- ・かご内装・照明、ファン
- ・停電灯・連絡装置
- ・操作盤、かご内位置表示灯・床レベル

⑦付加装置

- ・停電時自動着床装置・地震時管制運転装置
- ・オートアナウンス装置・冠水時管制運転装置
- ・火災管制運転装置・リモート監視装置

⑧ブレーキ関係に関する重点点検項目（国住昇11号に準ずる点検）

【1回/年保守点検時と同時点検可】

- ・ブレーキプランジヤー電磁ソレノイドの抵抗値の測定
- ・ブレーキ作動電圧・電流の測定
- ・ブレーキスイッチ（ブレーキの解放を確認するスイッチ）の確認（※今池水みらい緑地のみ）
- ・ブレーキソレノイドの交換履歴の確認
- ・ブレーキパットの交換履歴の確認

⑨制御装置・ドア関係に関する重点点検項目（国住昇11号に準ずる点検）

【1回/年保守点検時と同時点検可】

- ・制御電源の回路電圧の測定
- ・ブレーキコイル励磁用接触器の接点の確認（※今池水みらい緑地は除く）
- ・ドアスイッチリレーの溶着確認
- ・乗り場戸スイッチの作動の状況
- ・床合せ補正装置の状況の確認（※今池水みらい緑地のみ）

6. 履行条件等

- 1) 作業条件：対象設備に精通した専門技術者であること。なお、定期点検においては、法で定める有資格者であること。
- 2) 支給品等：【支給】作業用電源、作業用水

エレベーター仕様一覧表

別紙

設置箇所	本館管理棟 A階段機	本館管理棟 C階段機	潜化カノン棟	今井戸系雨水ポンプ場
用途形式	乗用 (P6-2S45) 車椅子仕様	乗用 (P6-C045)	乗用 (P6-C045)	乗用 (P6-C045)
台数	1台	1台	1台	1台
積載量	450kg (定員6名)	450kg (定員6名)	450kg (定員6名)	450kg (定員6名)
速度	4.5m/min	4.5m/min	4.5m/min	4.5m/min
制御方法	交流可変周波数制御方式 (VVVF)	可変電圧可変周波数制御方式 (VVVF)	可変電圧可変周波数制御方式 (VVVF)	交流ギヤードインバータ制御方式
運転方法	(方向性) 乗合、全自動式	(方向性) 乗合、全自動式	(方向性) 乗合、全自動式	(方向性) 乗合、全自動式
停止箇所	7箇所	4箇所	5箇所、(2箇所通過)	4箇所
出入口方向	1方向	1方向	1方向	1方向
付加装置	停電時自動着床装置 地震時管制運転装置 オートブランチ装置	停電時自動着床装置 地震時管制運転装置	停電時自動着床装置 地震時管制運転装置	停電時自動着床装置 地震時管制運転装置
昇降行程	34,100mm	17,000mm	27,800mm	13,800mm
かご内法	間口1,050mm×奥行1,150mm	間口1,400mm×奥行850mm	間口1,400mm×奥行850mm	間口1,400mm×奥行850mm
出入口	有効開800mm×高さ2,000mm	有効開800mm×高さ2,100mm	有効開800mm×高さ2,100mm	有効開800mm×高さ2,100mm
戸開閉方法	2枚戸、片開き(電動式)	2枚戸、中央開き(電動式)	2枚戸、中央開き(電動式)	2枚戸、中央開き(電動式)
電動機容量	3.7kW	3.7kW	4.5kW	2.7kW
動力	3相3線 AC200V 60Hz	3相3線 AC200V 60Hz	3相3線 AC200V 60Hz	3相3線 AC200V 60Hz
電灯及び制御	AC100V 60Hz	AC100V 60Hz	AC100V 60Hz	AC100V 60Hz
機器番号	5581612 LB01	5581612 LB02	5581726	BG04217
メーカー	(株)東芝	(株)東芝	(株)東芝	(株)東芝
設置箇所	流動席卸卸棟	汚泥処理棟	今池水みらい緑地	
用途形式	乗用 (P6-C045)	乗用 (P6-C045)	乗用 (P11-C0-45) 車椅子仕様(機械室レス)	
台数	1台	1台	1台	
積載量	450kg (定員6名)	450kg (定員6名)	750kg (定員11名)	
速度	4.5m/min	4.5m/min	4.5m/min	
制御方法	可変電圧可変周波数制御方式 (VVVF)	交流インバータ制御方式	可変電圧可変周波数制御方式	
運転方法	(方向性) 乗合、全自動式	(方向性) 乗合、全自動式	(方向性) 乗合全自動方式	
停止箇所	5箇所	6箇所	2箇所	
出入口方向	1方向	1方向	1方向	
付加装置	停電時自動着床装置 地震時管制運転装置	地震時管制運転装置	停電時自動着床装置 地震時管制運転装置 洪水時管制運転装置 オートブランチ装置	地震時管制運転装置 火災管制運転装置 リモート監視装置
昇降行程	23,700mm	23,450mm	8,700mm	
かご内法	間口1,400mm×奥行850mm	間口1,400mm×奥行850mm	間口1,400mm×奥行1,350mm	
出入口	有効開800mm×高さ2,100mm	有効開800mm×高さ2,100mm	有効開900mm×高さ2,100mm	
戸開閉方法	2枚戸、中央開き(電動式)	2枚戸、中央開き(電動式)	2枚両開き戸	
電動機容量	2.7kW	2.7kW	3.5kW	
動力	3相3線 AC200V 60Hz	3相3線 AC200V 60Hz	3相3線 AC200V 60Hz	
電灯及び制御	AC100V 60Hz	AC100V 60Hz	AC100V 60Hz	
機器番号	BG05083	0-21131	E4367A	
メーカー	(株)東芝	(株)東芝エレベーター	三精輸送機(株)	

⑥脱臭用吸着剤取替業務

1. 目的

脱臭設備の機能維持を目的として、活性炭の取替を実施する

2. 対象箇所

	設置場所	形式	仕 様	
			詳細は 4 活性炭仕様による)	
1	2号流動焼却炉棟	カートリッジ式 (酸性3個, 中性6個, アルカリ性3個)	円柱状ペレット活性炭【酸性】	573
			円柱状ペレット活性炭【中性】	717
			円柱状ペレット活性炭【アルカリ性】	1,152
2	3号流動焼却炉棟	カートリッジ式 (酸性6個, 中性6個)	円柱状ペレット活性炭(ヤシガラ)【酸性】	1,052
			円柱状ペレット活性炭(ヤシガラ)【中性】	1,448
3	汚泥処理棟	カートリッジ式 (酸性3個, 中性3個)	粒状活性炭(ヤシガラ破砕炭)【酸性】	846
			粒状活性炭(ヤシガラ破砕炭)【中性】	846
4	機械濃縮棟 (ベルト濃縮)	カートリッジ式 (酸性1個, 中性1個)	粒状活性炭(ヤシガラ破砕炭)【酸性】	305
			粒状活性炭(ヤシガラ破砕炭)【中性】	305
5	沈砂池	角型立置式	粒状活性炭(ヤシガラ破砕炭)【中性】	3,000

3. 活性炭仕様(試験方法は JIS-K1474による)

1) 2号流動焼却炉棟

	【酸性】	【中性】	【アルカリ性】
形 状	円柱状ペレット活性炭	円柱状ペレット活性炭	円柱状ペレット活性炭
粒 度	4~8メッシュ、95%以上	4~8メッシュ、94%以上	4~8メッシュ、95%以上
充 填 密 度	400~550kg/m ³	400~550kg/m ³	550~660kg/m ³
硬 さ	90%以上	90%以上	90%以上
乾 燥 減 量	5%以下	5%以下	5%以下
硫化水素吸着力	5ppm18%以上	—	—
硫化メチル吸着力	—	5ppm4%以上	—
アンモニア吸着力	—	—	5ppm7%以上

2) 3号流動焼却炉棟

	【酸性】	【中性】
形 状	円柱状ペレット活性炭 (ヤシガラ)	円柱状ペレット活性炭 (ヤシガラ)
粒 度	4~6メッシュ、95%以上	4~6メッシュ、95%以上
充 填 密 度	390~435kg/m ³	460~520kg/m ³
硬 さ	95%以上	95%以上
乾 燥 減 量	5%以下	5%以下
硫化水素吸着力	5ppm24%以上	—
硫化メチル吸着力	—	5ppm4%以上

3) 汚泥処理棟

	【酸性】	【中性】
形 状	粒状活性炭 (ヤシガラ破砕炭)	粒状活性炭 (ヤシガラ破砕炭)
粒 度	4~8メッシュ、95%以上	4~8メッシュ、95%以上
充 填 密 度	450~550kg/m ³	450~550kg/m ³
硬 さ	90%以上	90%以上
乾 燥 減 量	5%以下	5%以下
硫化水素吸着力	5ppm18%以上	—
硫化メチル吸着力	—	5ppm4%以上

4) 機械濃縮棟 (ベルト濃縮)

	【酸性】	【中性】
形 状	粒状活性炭 (ヤシガラ破砕炭)	粒状活性炭 (ヤシガラ破砕炭)
粒 度	4~8メッシュ、95%以上	4~8メッシュ、95%以上
充 填 密 度	450~550kg/m ³	450~550kg/m ³
硬 さ	90%以上	90%以上
乾 燥 減 量	5%以下	5%以下
硫化水素吸着力	5ppm18%以上	—
硫化メチル吸着力	—	5ppm4%以上

5) 沈砂池

【中性】	
形 状	粒状活性炭（ヤシガラ破碎炭）
粒 度	4～8メッシュ、90%以上
充 填 密 度	400～550kg/m ³
硬 さ	90%以上
乾 燥 減 量	5%以下
ベンゼン吸着力	30%以上

5. 実施年度

	対象箇所	R5年度	R7年度	R9年度	R10年度
1	2号流動焼却炉棟	—	○	—	—
2	3号流動焼却炉棟	—	○	—	—
3	汚泥処理棟	○	—	—	○
4	機械濃縮棟（ベルト濃縮）	○	—	—	○
5	沈砂池	—	—	○	—
計		2	2	1	2

【○：取替対象／—：取替対象外】

6. 実施内容

- 1) 作業計画書、工程表の作成
- 2) 活性炭の納入
- 3) 活性炭の取り出し、充填作業
- 4) 取り出した活性炭は適正な処理を行うものとする
- 5) 計量証明書、品質分析結果表等必要書類の提出及び報告書の作成

7. 履行条件等

- 1) 注意事項：取り出しは吸引車及びクレーン付トラックにて抜き取り可能
- 2) 他業務との調整：重機等の使用に伴い、薬品等の納入、他業務との競合等を十分勘案し工程を調整
- 3) 支給品等：【支給】作業用電源、作業用水

⑦消防設備点検業務

1. 遵守法令

消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6

2. 目的

今池水みらいセンターに設置されている消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び誘導灯設備等について、機器点検、総合点検及び試験・調整等一切を行うものである。

3. 対象箇所

「点検対象設備一覧表」及び「機能点検対象消火器一覧表」のとおり

4. 実施年度

毎年度各2回(8月、2月を予定)とし、実施時期については発注者と十分な打合せを行い、発注者の定めた期間内に完了すること。

5. 実施内容

- 1)点検の結果、不良箇所が発見された場合は、速やかに発注者に報告し、協議の上、措置すること。
- 2)誘導灯(蛍光灯)取替等の軽微な修繕作業は本業務に含むものとする。なお、交換用管球類については、本府の支給とする。
- 3)加圧式消火器については、放射能力点検後、薬剤等の詰替えを規定通り行うものとする。なお、薬剤等の詰替えに代えて消火器本体を取替えることも可とする。
蓄圧式消火器については、機能点検(放射能力点検含む)後は消火器本体を取替えるものとする。
- 4)電気系統のある設備については、総合点検時に絶縁抵抗測定等の配線点検を実施すること。
- 5)点検により生じた取替部品や詰替えに際し発生する薬剤等については、センター内指定場所に移動すること。
- 6)点検結果報告書(写真集含む)は、点検が1回完了する毎に提出するものとする。提出部数は、8月分2部、2月分2部とする。

6. 履行条件等

- 1)本業務に使用する工具、検査器具等は全て受注者において準備すること。ただし、作業用電源、作業用水については発注者より支給するので使用条件について、予め協議すること。
- 2)作業中は管理技術者を常駐させ、業務を円滑迅速に処理すること。
- 3)作業員は、点検実施中、名札等を着用すること。また、管理技術者は常に腕章等をつけ、現場の責任者であることを明らかにすること。なお、点検を行おうとする際は、事前に発注者から作業員名簿と名札等に基づき、届出をされた作業員であることの確認を受けること。

- 4) 本業務において施設・機器等に損傷を与えた場合は速やかに発注者に報告し、受注者の責において応急処置、本復旧等必要な措置を講ずるものとする。

区分	分類	単位	数量															
			本館管理棟	第1水処理棟	第2水処理棟	電磁流量計室	第二水処理棟	送風機棟	第3水処理棟	汚泥処理棟	算盤消化槽 弁操作室	コンプレッサ室 ガス	ボイラー棟	今井戸川系 雨水ポンプ場	濃縮タンク棟	消化タンク棟		
消火器	粉末消火器 加圧式	10型	本	65	19	4			9		43	1					1	
		内機能点検対象	本	8	2				1		4							
		内放射点検対象	本	8	2				1		3							
		20型	本															
	" 車載式(加圧式)	50型	本		1	5			1									
		内機能点検対象	本															
	" 車載式(加圧式)	100型	本	6														
		内機能点検対象	本															
	" 蓄圧式	4型	本	1		1											2	
		10型	本	16	3	2	2	1	4	5	10	6	1	6	9	8	16	
" 車載式(蓄圧式)	20型	本														2		
	50型	本							1		1			1				
屋内消火栓設備 又は屋外消火栓設備	加圧送水装置	組	1	1							1							
	(設備概要)	-	5.5kW	11kW							7.5kW							
	制御盤(旧操作盤)	面	1	1							1							
	消火栓	組	8	3							7							
	起動用スイッチ	個	8	3							7							
	表示灯	灯	8	3							7							
	音響装置	組	5	3							7							
	水源(貯水槽、給水装置、バルブ類等)	組	1	1							1							
	呼水装置	組																
	放水試験	式	1	1							1							
自動火災 報知設備	受信機 P型1級	10回線(6回線使用)	面														1	
		10回線(9回線使用)	面															
		20回線(13回線使用)	面		1													
		20回線(17回線使用)	面															
		50回線(33回線使用)	面								1							
		50回線(39回線使用)	面															
		220回線(122回線使用)	面	1														
	副受信機	面																
	差動式分布型感知器	個	10									1				3		
	差動式スポット型感知器	個	113	74							201	62				6		
	定温式スポット型感知器	個	20	5						2	8			1		2		
	定温式スポット型感知器(防爆形)	個							2		16							
	煙感知器	個	160	43	18	1	3	45	13	28	2		17	3	3	25		
	P型1級発信機	個	11	7	15	2	2	6	23	12	4	1	1	6	5	2		
	表示灯	灯	11	7	15	2	2	6	23	12	4	1	1	6	5	2		
音響装置	個	15	7	26	2	2	6	23	14	4	1	4	6	5	2			
常用電源	組	1	1						1				1					
予備電源(受信機のみ)	組	1	1						1				1					
誘導灯及び 誘導標識	誘導灯(B級)	灯		1				5	50	8								
	誘導灯(C級)	灯	72	51	81	3	6	13	5	17	8		1	9	17	11		
	誘導標識	枚	14															
	誘導標識	枚																
排煙設備 (防火戸、防火ダン パー等を含む)	制御盤	7回線	面	1														
		6回線	面								1							
	ダンパー	FD以外	個								8							
		FD	個										4					
	排煙口		個	4														
	防火戸	ドア式S型	枚	4							5							
	手動式シャッター		枚	2														
	自然排煙口		組		3						2							
排煙装置	モーターエンジン駆動	台	4															
	起動盤	面	4															
連結散水設備	ヘッド	個			6													
	送水口	組			2													
配線	絶縁抵抗測定及び配線点検	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

区分	分類	単位	数量										合計	備考		
			雨水 今井戸系 ポンプ場	特高棟	自家発棟	2号流動焼却炉棟	砂ろ過棟	雨水 西除系 ポンプ場	3号流動焼却炉棟	機械濃縮棟	開閉所棟	管廊			屋外	
消火器	粉末消火器 加圧式	10型 内機能点検対象	本	2			1								145	
		内放射点検対象	本												15	
		20型	本	1											14	
		内放射点検対象	本	1											1	
	" 車載式(加圧式)	50型	本												7	
		内機能点検対象 内放射点検対象	本 本												0 1	
	" 車載式(加圧式)	100型	本												6	
		内機能点検対象 内放射点検対象	本 本												0 1	
	" 蓄圧式	4型	本												3	
		10型	本	36	6	13	23	13	23	21	8				232	
20型		本	3	2										7		
" 車載式(蓄圧式)	50型	本	6	2	3	4		3	2					23		
		組	1											4		
屋内消火栓設備 又は屋外消火栓設備	加圧送水装置 (設備概要)	-	組	7.5kW												
	制御盤(旧操作盤)	面	1											4		
	消火栓	組	4						3				3	28		
	起動用スイッチ	個	4						3					25		
	表示灯	灯	4						3					25		
	音響装置	組	4						3					22		
	水源(貯水槽、給水装置、バルブ類等)	組	1											4		
	呼水装置	組	1											1		
	放水試験	式	1											3	7 後期のみ	
	自動火災 報知設備	受信機 P型1級	10回線(6回線使用)	面											1	
10回線(9回線使用)			面				1							1		
20回線(13回線使用)			面											1		
20回線(17回線使用)			面						1					1		
50回線(33回線使用)			面											1		
50回線(39回線使用)			面	1										1		
220回線(122回線使用)			面											1		
副受信機		面					1						1			
差動式分布型感知器		個	11						10					35		
差動式スポット型感知器		個												456		
定温式スポット型感知器		個	3		16		14							71		
定温式スポット型感知器(防爆形)		個							2					20		
煙感知器		個	60	19	15	39	26	44	49	5				618	管理棟防火戸5台 防火シャッター2台 汚泥棟防火戸、ダンパー6台分含む	
P型1級発信機		個	19	3	4	5	4	9	5	2				148		
表示灯		灯	19	3	4	5	4	9	5	2				148		
音響装置	個	23	3	4	6	7	10	5	2				177			
常用電源	組	1			1		1						7			
予備電源(受信機のみ)	組	1			1		1						7			
誘導灯及び 誘導標識	誘導灯(B級)	灯	1					3	18	7		9		102		
	誘導灯(C級)	灯	84	9	12	20	10	44	17	8	1	59		558		
	誘導標識	枚				12								26		
排煙設備 (防火戸、防火ダンパー等を含む)	制御盤	7回線 6回線	面											1		
	ダンパー	FD以外 FD	個											8		
	排煙口		個											4		
	防火戸	ドア式S型	枚											4		
	手動式シャッター		枚											9		
	自然排煙口		組											2		
	排煙装置	モーターエンジン駆動 起動盤	台											5		
	ヘッド		面											4	7.5kW	
連結散水設備	送水口	組												4	スターデルタ式	
	配線	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1			23		

⑧防災管理点検業務

1. 業務概要

消防法第 36 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 2 第 1 項に基づく防災管理状況の点検及び報告の実施。

なお、所轄消防本部への報告書提出は発注者が行うが、提出時には同行すること。

- ・消防法施行規則第 51 条の 14 に基づく点検の実施
- ・「防災管理点検報告書」の作成

2. 点検資格者

消防法施行規則第 51 条の 12 第 3 項に定める防災管理点検資格者が点検を実施すること。また、資格を有することを証する免状等の写しを提出すること。

3. 提出書類

防災管理点検報告書（2 部）

4. 実施年度

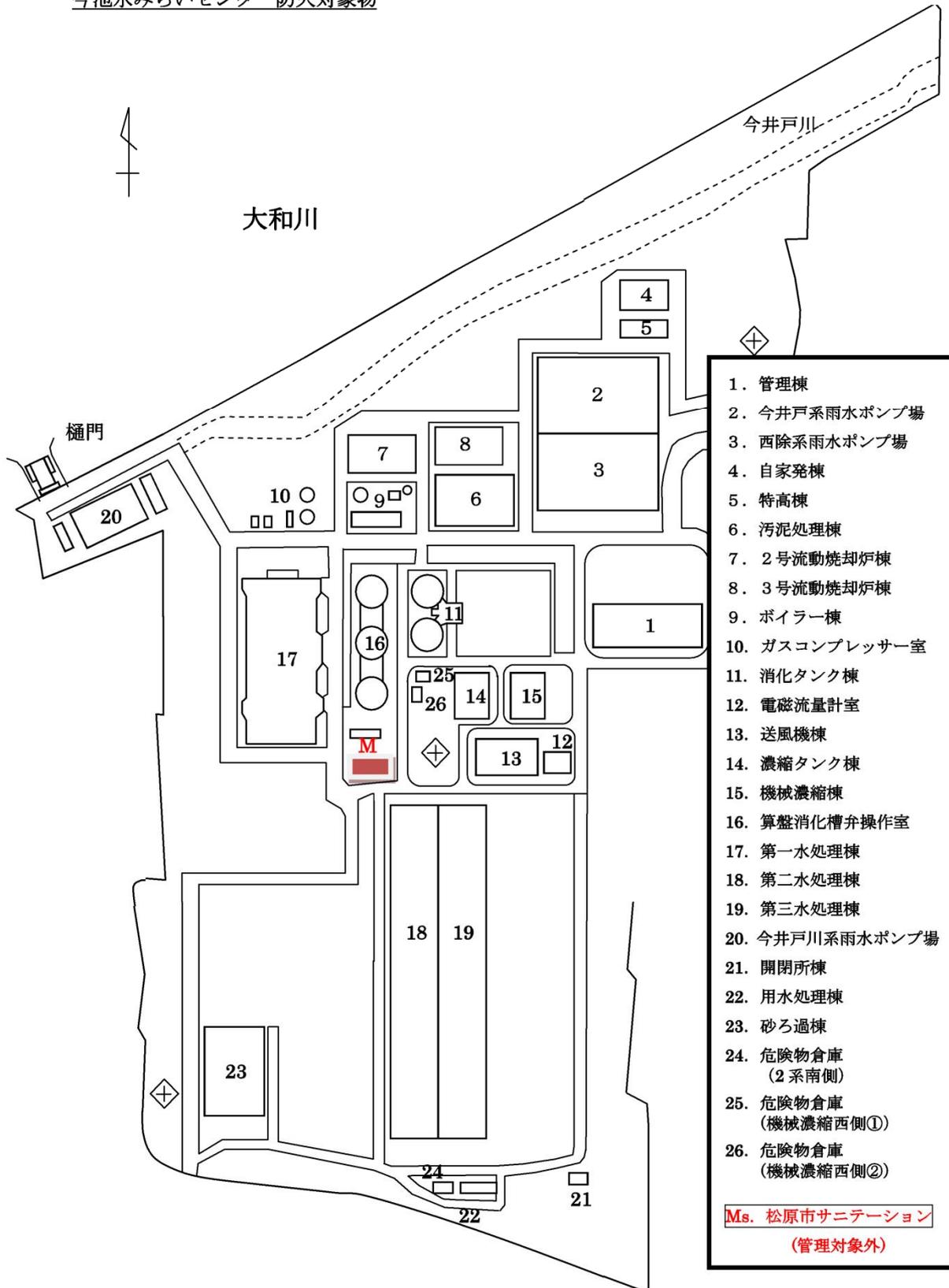
毎年度

5. 対象箇所

次ページに示すとおり。

今池水みらいセンター防火対象物

(別添)



1. 管理棟
2. 今井戸系雨水ポンプ場
3. 西除系雨水ポンプ場
4. 自家発棟
5. 特高棟
6. 汚泥処理棟
7. 2号流動焼却炉棟
8. 3号流動焼却炉棟
9. ボイラー棟
10. ガスコンプレッサー室
11. 消化タンク棟
12. 電磁流量計室
13. 送風機棟
14. 濃縮タンク棟
15. 機械濃縮棟
16. 算盤消化槽弁操作室
17. 第一水処理棟
18. 第二水処理棟
19. 第三水処理棟
20. 今井戸川系雨水ポンプ場
21. 開閉所棟
22. 用水処理棟
23. 砂ろ過棟
24. 危険物倉庫 (2系南側)
25. 危険物倉庫 (機械濃縮西側①)
26. 危険物倉庫 (機械濃縮西側②)

今池水みらいセンター防火対象物一覧（防災管理を要する防火対象物）

	建物名称	構造概要	建築面積	延床面積	用途	点検床面積
1	管理棟	地上3階地下4階	1,507.47	11,390.18	管理従事者常駐	11,390.18
2	今井戸系雨水ポンプ場	地上2階地下3階	2,187.93	8,991.46		8,991.46
3	西除系雨水ポンプ場	地上2階地下2階	2,461.48	4,460.22		4,460.22
4	自家発棟	地上3階地下1階	639.34	1,468.15		1,468.15
5	特高棟	地上2階地下1階	324.19	614.86		614.86
6	汚泥処理棟	地上4階地下1階	1,722.28	6,474.31	管理従事者常駐	6,474.31
7	2号焼却炉棟	地上3階地下2階	483.72	2,066.38		2,066.38
8	3号焼却炉棟	地上3階地下2階	591.82	1,602.17		1,602.17
9	ボイラー棟	地上1階地下1階	432.00	627.42	休止中	627.42
10	ガスコンプレッサー室	地上1階	104.16	104.16		104.16
11	消化タンク棟	地上7階地下1階	434.89	1,386.55		1,386.55
12	電磁流量計室	地上1階地下1階	34.21	261.97		261.97
13	送風機棟	地上2階地下1階	988.14	2,234.98		2,234.98
14	濃縮タンク棟	地上1階地下1階	1,802.26	2,857.47		2,857.47
15	機械濃縮棟					
16	算盤消化槽弁操作室	地上2階地下1階	391.21	454.90	休止中	454.90
17	第1水処理棟	地上2階地下1階	7,955.46	12,920.20	管理従事者常駐	12,920.20
18	第2水処理棟	地上2階地下1階	9,495.46	12,099.61		12,099.61
19	第3水処理棟	地上2階地下1階	11,717.89	14,673.64		14,673.64
20	今井戸川系雨水ポンプ場	地上2階地下1階	912.14	1,634.12		1,634.12
21	開閉所棟	地上1階	69.63	69.63		69.63
22	用水処理棟	地上1階地下1階	73.30	261.89		261.89
23	砂ろ過棟	地上2階地下1階	1,114.18	1,809.13		1,809.13
24	危険物倉庫(第2水処理棟南側)	地上1階	32.00	32.00		32.00
25	危険物倉庫 (機械濃縮棟西側①)	地上1階	36.00	36.00		36.00
26	危険物倉庫 (機械濃縮棟西側②)	地上1階	25.01	25.01		25.01
			延床面積合計(m2)			88,556

⑨業務用空調機設備定期点検業務

1. 遵守法令

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）

2. 目的

法令に基づく専門的な点検を行うものである。

3. 対象箇所

点検対象空調機器一覧表のとおり

4. 実施年度

令和 5 年度、令和 8 年度、令和 11 年度

5. 実施内容

- 1) 関係法令に基づき冷媒フロン類取扱技術者等によるフロン検知器を使った検査、計器の指示値を確認する方法で、フロン類の漏えいを検査する。
- 2) 作業計画書、工程表の作成
- 3) 報告書の作成

6. 履行条件等

- 1) 施設・機器等に損傷を与えた場合は速やかに発注者に報告し、受注者の責において応急処置、本復旧等必要な措置を講ずるものとする。

点検対象空調機器一覧

管理番号	設置場所	名称	メーカー	形式		圧縮機	冷媒	数量
今池2	管理棟 3F	CPU室系統空調機	東洋キャリア工業(株)	空冷式パッケージエアコン	50BL020	7.5kw × 2	R-22	6.8kg(3.4kg × 2)
今池12	第三水処理棟	電気室系統(1)	ダイキン	空冷ヒートポンプエアコン	SZVCP450PR	11.7 kw	R-410A	12.4 kg
今池13	第三水処理棟	電気室系統(2)	ダイキン	空冷ヒートポンプエアコン	SZVCP450PR	11.7 kw	R-410A	12.4 kg
今池14	第三水処理棟	電気室系統(3)	ダイキン	空冷ヒートポンプエアコン	SZVCP450PR	11.7 kw	R-410A	12.4 kg
今池15	第三水処理棟	電気室系統(4)	ダイキン	空冷ヒートポンプエアコン	SZVCP450PR	11.7 kw	R-410A	12.4 kg
今池18	砂ろ過棟	低圧電気室(1)	日立	空冷式パッケージエアコン	RP-J280A2BB3	7.5 kw	R-22	10.8 kg
今池19	砂ろ過棟	低圧電気室(2)	日立	空冷式パッケージエアコン	RP-J280A2BB3	7.5 kw	R-22	10.8 kg
今池20	砂ろ過棟	低圧電気室(3)	日立	空冷式パッケージエアコン	RP-J280A2BB3	7.5 kw	R-22	10.8 kg
今池21	砂ろ過棟	高圧電気室(1)	日立	空冷式パッケージエアコン	RP-J280A2BB3	7.5 kw	R-22	10.8 kg
今池22	砂ろ過棟	高圧電気室(2)	日立	空冷式パッケージエアコン	RP-J280A2BB3	7.5 kw	R-22	10.8 kg
今池57	汚泥処理棟	電気室系統(1)	日立	パッケージエアコン	RP-AP560HVP	12.8 kw	R-410A	17.6 kg

⑩管渠マンホール等点検業務

1. 目的

歩行者、車両等の安全を確保することを目的として、下水管渠用マンホール等の点検を実施する。

2. 実施年度

(1) マンホール蓋点検

各年度毎に1回とし、各年の10月～12月までの間に点検を実施する。

(2) スクリーン点検

各年度毎に2回(雨期前6月頃、雨期後11月頃)点検を実施する。

3. 点検対象箇所

幹線名	延長(m)	(1) マンホール蓋点検	(2)スクリーン点検
		箇所数	箇所数
今井戸東除川幹線	13,777	46	—
西除川右岸幹線	5,634	15	—
西除川左岸幹線	8,271	25	—
堺狭山幹線	9,241	49	—
今井戸東除川雨水幹線	4,832	27	—
西除川左岸雨水A幹線	3,651	20	—
西除川右岸雨水A幹線	1,000	2	—
西除川右岸雨水B幹線	1,404	4	1

4. 点検内容

(1) マンホール蓋点検

マンホール等の点検方法は外観目視点検とし、マンホールの開閉については行わないこと。

マンホールが車道にあり、点検にあたり交通規制が必要な箇所については、歩道上等の安全な箇所からの遠方からの点検とし、下記(2)に示す鉄蓋の表面磨耗等当該マンホール設置場所でしか確認、計測できないものは省略とする。尚、異常個所を発見した場合は速やかに発注者に連絡を行うこと。

別添点検記録表に記載の判定項目について、マンホール蓋の状態の点検を行い、同記録表に基づき判定を行うこと。

※参考

点検及び報告書作成に要する日数は以下を見込んでいる。

作業名	作業日数
点検	4日
報告書作成	4.5日

(2) スクリーン点検

以下仕様のスクリーンについて、下表の項目の点検を実施し、異常の有無等の確認を行うこと。

形 式 フロート式スクリーン(1基)

形状	W 2800mm × H 3430mm
材質	スクリーンバー SUS304(6×50) スクリーン枠 SUS304(65×65×6) フロート SUS304((400/700)×888×500×2.5)
目幅	141mm
付属品	ウインチ SPW-500(捲揚荷重500kg) ワイヤーロープ SUS304 φ8 その他部品一式

点検項目	点検内容
スクリーン全般	現況、発錆、腐食、損傷、変形
フロート	破損、損傷、変形
ヒンジ金具	摩耗、損傷、給油状態、作動状態
緩衝材	損傷、変形、緩衝ゴムの摩耗・亀裂・劣化
ウインチ	損傷、変形、作動状態
ワイヤーロープ	現状、油切れ、素線断線、損傷
シープ	摩耗、損傷、回転状態
構造全体	作動、振動、異常音、片吊り
部品等	ボルト・ナット等の緩み、変形、脱落
その他	必要と認められるもの

- ・点検により不具合箇所等を確認した場合は、速やかに監督職員に報告し、原因及びその対策を検討すること。なお、軽微なものについては受注者の負担にて修繕、調整を行うこと。
- ・点検には機能維持のための整備を含み、各可動部、駆動部等への給脂を実施すること。
- ・スクリーン施設全般の清掃を入念に実施し、ゴミ等が現場に残らないようにすること。また、清掃により集めたゴミは、監督職員の指示に従い、今池水みらいセンターに搬入すること。
- ・河川内の工事のため、事前に作業日と作業人数について報告すること。また、雨天時には作業を行わないこと。

5. 点検報告書

(1) マンホール蓋点検

別添点検記録書に点検結果を記入した業務報告書を提出すること。

(2) スクリーン点検

下記を記録した業務報告書を提出すること。

1) 点検業務報告書

- 点検結果概要(所見)
- 点検記録(点検項目、判定、処置方法、整備内容等)
- 計測記録、運転記録等
- 交換部品等一覧表
- 要検討箇所報告(要検討箇所一覧、要検討箇所是正提案)
- 実施工程表

6. 点検記録写真

(1) マンホール蓋点検

写真撮影は、マンホール蓋毎の状況がわかるように撮る(遠景、近景各1枚)こと。また、施設に損傷がある場合は詳細に撮ること。

(2) スクリーン点検

着手前から完了後までの各工程の写真

7. 安全管理

(1)受注者は、労働安全衛生法、道路交通法及びその他関係法令を遵守し、作業時には、警察等の協議により交通誘導警備員を適切に配置すること。

(2)受注者は、速やかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

8. その他

当該業務の実施にあたっては、下水道管理技術認定試験(管路施設)の有資格者等の下にて行うこと。

⑪マンホール蓋清掃点検業務

1. 目的

出水期におけるマンホール蓋飛散事故等を防止するためにマンホール蓋の清掃点検を実施する。

2. 実施年度

令和 8 年度

3. 清掃点検対象箇所

幹線名	蓋(箇所)	
	φ 600	φ 900
今井戸東除川雨水幹線	22	9
西除川左岸雨水A幹線	9	11
西除川右岸雨水A幹線	2	0
計	33	19
合計	53	

4. 清掃点検内容

(1)流域幹線マンホールにおいて、大阪府都市基盤施設長寿命化計画の「下水道施設長寿命化計画」より下記の内容で点検を行いランク付けすること。

点検項目	点検内容
損傷劣化による判定	外観 ガタツキ 表面摩耗 腐食(蓋表面または裏面表示の亡失等)の有無 機能(浮上防止、かぎ構造、転落防止等)の作動不良の有無 その他(高さ調整部の損傷、蓋・枠間の段差 縁コンクリートの破損、埋没、ズレ等)

⑫管理棟外清掃業務

1. 目的

今池水みらいセンター管理棟及び汚泥処理棟内の汚れを除去することにより、各棟内の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な環境を維持することを目的とする。

2. 用語の定義

- (1) 「日常清掃」とは、1日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。
- (2) 「定期清掃」とは、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。

3. 業務内容

本業務の内容は下記のとおりとする。

(1) 業務概要

① 日常清掃

管理棟 1, 373.9㎡

② 定期清掃（ワックス塗布）

管理棟 1, 642.5㎡

汚泥処理棟 409.1㎡

(2) 日常清掃

日常清掃作業は原則として、開庁日の午前8時から午後4時までに実施するものとし、執務及び来庁者の支障とならないよう実施すること。なお、閉庁日は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12/29～1/3）とする。また、日常清掃は、開庁日毎日行う箇所と月1日行う箇所がある。但し、月1日行う箇所については月末最終開庁日に行うこと。

(3) 定期清掃

床面のワックス塗布については、管理棟については年2回（9月、3月）、汚泥処理棟については年1回（3月）実施するものとする。なお、作業日時は原則として、閉庁日に実施するものとし、詳細の日時については発注者と協議の上決定すること。

(4) 経費の負担

業務に必要な資機材は受注者が負担し、品質良好、清潔かつ最適なものを使用すること。

業務で使用する控室等は、発注者の業務に支障がない範囲で、業務期間中、管理棟2階清掃作業員控室（図面参照）を使用できるものとするが清掃等の使用上の管理及び毀損、汚損等の弁償は、受注者の責任とする。

なお、控室使用料等は平成23年3月22日付財活第2557号に基づき、下記に記す。

使用場所 : 管理棟2階清掃作業員控室 (図面参照)

使用面積 : 約11m²

控室使用料 : 免除

光熱水費 : 控室には電源はあるが、ガス、水道はない。電源についても作業に必要な理由以外には使用しないものとし、経費の徴収は行わない。

また、収集用のごみ袋は発注者が支給する松原市指定の袋を使用すること。

4. 注意事項

受注者は、日常及び定期清掃作業において、次の事項に留意し作業を実施するものとする。

(1) 業務責任者は、業務の実施に先立ち、常に以下のことを行うこととする。

①業務を行う上で、発注者と協議した事項及び指示事項の確認

②業務に関する記録の確認及び検討

③業務を行う作業員に対する業務計画書に基づいた作業指示

④業務を行う作業員に対する業務上の安全対策等の周知徹底

(2) 作業に必要な資機材等を常備するものとする。

(3) 作業に直接使用する資機材等以外の物品を施設内へ搬入してはならない。

(4) 施設内において、書類の閲覧、複写等の行為をしてはならない。また、机の引出し、書類保管庫等を開閉してはならない。

(5) 作業の実施にあたっては、事務に支障のないよう注意し、作業上での衛生及び特に火気取締りを厳重に行うこと。

5. 作業項目及び作業内容

作業項目、頻度及び作業内容については下記及び別紙「清掃作業基準表」を基準とする。

(1) 床の清掃

作業項目	作業内容
除塵	○真空掃除機、フロアダスター又は自在ぼうきで丁寧に掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
水拭き	○床全面又は汚れが目立つ部分をモップで水拭きする。
表面洗浄	○椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 ○床面の除塵を行う。 ○床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。 ○洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 ○吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ○2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。 ○樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥する。 ○樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として1回（格子塗り）とする。 ○移動した椅子等軽微な什器をもとの位置に戻す。

(2) 床以外の清掃

作業項目	作業内容
フロアマット	除塵 洗浄 ○真空掃除機で吸塵する。 ○適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。
扉ガラス	部分拭き ○汚れが目立つ部分はタオルで水拭き又は乾拭きする。
什器備品	除塵 拭き ○タオル、ダストクロス等でほこりを取る。 ○タオルで水拭きする。汚れは適正洗剤を用いて除去する。
ごみ箱	ごみ収集 ○ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
金属部分	除塵 ○タオル、ダストクロス等でほこりを取る。
壁	部分拭き ○汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。
窓台	除塵 拭き ○タオル、ダストクロス等でほこりを取る。 ○タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。
便所面台のへだて及び扉	部分拭き ○汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。
洗面台・水栓	拭き ○スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。
鏡	拭き ○適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。
衛生器具	洗浄 ○適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。
衛生消耗品	補充 ○トイレットペーパー、水石鹼等を補充する。
汚物容器	汚物収集 ○内容物を収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。

作業項目		作業内容
流し台	洗浄	○中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。
厨芥容器	厨芥収集	○厨芥を収集する。 ○容器を中性洗剤で洗浄し、タオルで拭く。
エレベーター壁・扉・操作盤	部分拭き	○汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。
エレベーター扉溝	除塵	○真空掃除機で吸塵する。
階段手すり	拭き	○タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

(3) ごみ収集

作業項目	作業内容
運搬	各場所で集められたごみは、区別して集積所まで運搬する。
分別	集められたごみは、種類ごとに分別する。
梱包	集められたごみは、適当な分量に梱包する。

⑬場内緑地除草外業務

1. 目的

本業務は、今池水みらいセンター（一般開放区域「虹の広場」及び「風の広場」を除く）において除草、樹木管理（刈り込み、剪定、薬剤散布等）を行うとともに、日常管理（美化維持等）を行うことにより、対象区域内の美化及び良好な環境を維持することを目的とする。

2. 業務概要

本業務の概要は下記のとおりである。（回数等詳細内容は作業数量集計表による）

（1）除草工

人力除草	3, 6 6 9 m ²
機械除草（肩掛式）	1 8, 9 3 1 m ²
芝刈り	4, 1 6 1 m ²

（2）樹木管理工

樹木整枝（剪定）	7 0 7 本
刈り込み（中低木群植地）	3, 5 2 6 m ²
殺虫剤散布 （中低木群植地）	1, 1 8 8 本 3, 5 2 6 m ²
施肥	2 7 5 本
施肥（中低木群植地）	3, 5 2 6 m ²

（3）日常管理（一般開放区域を除く）

美化維持	2 0, 2 9 5 m ²
------	---------------------------

（4）刈草等処分工

処分	1 4. 2 t
----	----------

3. 業務内容

本業務の内容は下記のとおりである。

（1）除草業務

①人力除草

群生地等、機械除草ができない場所に繁茂した雑草類を人力により除草するものである。

②機械除草

植え込み地等に繁茂している雑草類を草刈り機等の用具で地際より刈り取るものである。

③芝刈り

芝刈り機等により芝を芝高7 cm以下に保つよう刈り込むものである。なお、刈込高は3～

5 cm程度とし、繁茂した雑草類を引き抜くこと。

④集草、積込運搬

刈り取った雑草類を速やかに収集運搬するものである。ただし、芝刈り後はこれによらない。

(2) 樹木管理業務

①樹木整枝（剪定）

木々の形を整え見栄えをよくするものである。

②施肥

高木（3 m以上）、中低木（3 m未満）、群生地及び芝生の緑化効果の増進のため、施肥を行うものである。なお、肥料については発注者から支給するものとする。

③殺虫剤散布

高木（3 m以上）、中低木（3 m未満）、群生地に発生する病害虫を駆除するため殺虫剤を散布するものである。なお、殺虫剤については発注者から支給するものとする。

殺虫剤散布に当っては、事前に散布日時を発注者に通知するとともに所定の場所に掲示するものとする。散布作業においては必ず周囲に人がいないことを確認して実施するものとし、一般開放区域内での作業においては、作業区域を明示するなどより一層の注意を払うこと。

(3) 日常管理業務（一般開放区域を除く）

①美化維持

場内、及び周辺のゴミ、空き缶、落ち葉等の簡易な収集作業及び、清掃を行うものである。

(4) 刈り草（除草屑）及び剪定枝等の収集・運搬

収集した刈り草及び剪定枝等は、速やかに次条に規定する処分施設へ運搬すること。なお、運搬途中に積載物が飛散しないように十分な対策を施すこと。

4. 刈り草等処分

各作業において発生する刈り草等については、作業後すみやかに処分場へ運搬するものとする。ただし、適正に管理できる場合は、減容化を行った上で運搬すること。処分先は下記の処分場とし、その規定に従い搬入するものとする。

なお、事前手続きについては受注者において行うものとし、処分の際には処分場の計量票（写し）等の処分が確認できる書類を提出すること。

処分先：堺グリーンリサイクルセンター

所在地：堺市美原区菅生9 2 3 番地

5. 注意事項

(1) 除草及び樹木管理業務

①作業時には、必要に応じて全体または一部の立入禁止等、周辺の安全確保に留意すること。

②使用する機器等は全て受注者が持参し、当該機器の使用にあたっては、発注者の許可を受

けること。

- ③各作業の時期については、緑化効果を十分に発揮できるものとし、発注者と打ち合わせを行うこと。
- ④火気を使用する作業等がある場合については、予め消防計画を定め、業務計画書に記載し提出すること。

(2) その他の事項

- ①処分量が設計数量を上回る恐れがあるときは、事前に発注者へ報告し協議を行うものとする。なお、発注者の協議及び承諾なく処分（搬入）を行った結果、設計数量を上回ったときは、業務の対象外とし、受注者の責任において自己処理するものとする。
- ②粗大ごみ（自転車、廃タイヤ等）、家電リサイクル対象物（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）等は、随時、発注者に報告を行い、その対処方法について発注者と協議すること。
- ③本業務において、施設等に損傷を与えた場合は速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任により応急措置、本復旧等必要な措置を講ずるものとする。
- ④作業終了後、発注者が不適と判断した場合は、その部分について手直しを行うこと。

6. 経費の負担

- 1)本業務に必要なものは全て受注者において準備するものとする。但し、次のものについては発注者の負担とする。
 - (1)作業用電源
 - (2)作業用水（センター内に設置している下水処理水供給水栓より）
 - (3)樹木管理用肥料
 - (4)樹木散布用殺虫剤
- 2)業務処理に必要な作業場所、除草用具置場は、業務期間中、発注者が指定する場所を使用できるものとするが、清掃等使用上の毀損、汚損等の弁償は受注者の責とする。
- 3)その他の場所を使用したい場合は、発注者と協議すること。なお、使用料については免除する。
- 4)受注者は、上記作業場所等について、配置図面（面積・期間）等、管理に必要な書類を整え、事前に発注者に提出するものとする。

7. 提出書類

作業終了後は、作業の実施内容等を記載した業務日報、作業図面及び業務月報、写真、その他必要な書類を提出すること。

8. 疑義

本業務に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

保 安 規 程

作成年月日
届出年月日

令和 2 年 8 月 20 日
令和 2 年 8 月 31 日

内 容

業 種	水道業 (下水道業)	事業場の名称	大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター		
		所在地	大阪府松原市天美西 7 丁目 2 6 5 番地の 1		
総括管理者	氏名	役職名 所長			
施設管理者	氏名	役職名 今池管理センター長			
電気主任技術者	氏名	資格 第 2 種	選任の種別及び年月日 選任 平成 31 年 4 月 15 日		
保安業務組織	添付組織図のとおり				
供給変電所名	関西電力株式会社 天美変電所				
受電設備	受電電圧	77,000 V	受電用遮断器	真空遮断器	
	契約電力	4,100 kW		84kV 800A 25kA	
	最大電力	4,100 kW	受電設備形態	屋内設置キュービクル型	
発電設備	電 圧	6,600 V	原 動 機	種 類	ディーゼル機関
	出 力	(NO.1) 1,600 kW (NO.2) 2,400 kW		燃料消費量	(NO.1) 446.5 L/h (NO.2) 711.6 L/h
			常用・予備の別	予備	
保安上の責任分界点	構内設備に関する協定書 (第 2 条から第 4 条) のとおり				
財産上の分界点	構内設備に関する協定書 (第 2 条から第 4 条) のとおり				
備 考					

※ 発電設備、原動機の燃料使用量については、重油換算で記載すること。

主要な変更事項

年 月 日	記 事	記 事
平成20年 4月 1日		大和川下流流域下水道組合解散に伴う事務継承
平成26年 7月 1日		処理施設増設に伴う需要設備新設等
平成30年 1月19日		需要設備の構内縮小（堺市緊急復旧工事関連）
平成30年 2月28日		保安業務組織見直しに伴う条文改定等
平成30年 6月26日		需要設備の構内拡張（堺市緊急復旧工事関連）
令和 元年 8月28日		需要設備の構内縮小（阪神高速大和川線関連工事） 第2章第5条の二 保安業務組織の見直しに伴う条文改定
令和 2年 8月20日		管理棟需要設備の更新に伴う単線結線図の変更 施設管理者の変更 組織図の変更

第1章 総則

【目的】

第 1 条 大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター（以下「当事業場」という。）における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づきこの規程を定める。

【効力】

第 2 条 当事業場の管理者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を順守するものとする。

【細則の制定】

第 3 条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

【規程等の改正】

第 4 条 この規程の改正または前条に定める細則の制定あるいは改正にあたっては、電気主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

【保安業務の組織】

第 5 条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在を明確にし、並びに指揮命令系統及び連絡系統を明確にするため、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を遂行する組織構成は次に定めるところによるものとする。

- 一 南部流域下水道事務所長（以下「総括管理者」という。）は保安業務を総括管理し、今池管理センター長（以下「施設管理者」という。）はこれを補佐する。
- 二 法令及びこの規程に基づく保安監督の職務を的確に遂行するため、総括管理者は電気主任技術者を選任する。
- 三 保安業務の分掌及び関連する職位階層の職名及び担当業務区分並びに職務権限は添付組織図のとおりとする。

四 保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は添付組織図のとおりとする。

【設置者の義務】

第 6 条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定又は行おうとするときは、電気主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 電気主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。
- 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係のある場合には、電気主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気主任技術者を立ち合わせるものとする。

【電気主任技術者の義務】

第 7 条 電気主任技術者は、総括管理者及び施設管理者を補佐し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を総括しなければならない。

- 2 電気主任技術者は、法令及びこの規程を順守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。
- 3 電気主任技術者の執務は次の各号に定めるところにより行うものとする。
 - 一 当事業場に常時勤務するものとする。
 - 二 電気主任技術者の連絡方法については、受電室その他見やすい箇所に掲示しておくとともに、電気主任技術者との連絡責任者を選任しておくものとする。

【従事者の義務】

第 8 条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

【電気主任技術者不在時の措置】

第 9 条 電気主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

- 2 代務者は、電気主任技術者の不在時には、電気主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

【電気主任技術者の解任】

第 10 条 電気主任技術者が次の各号に該当する場合は、解任することができるものとする。

- 一 電気主任技術者が病気等により欠勤が長期にわたり、保安の確保上不相当と認

- められたとき。
- 二 電気主任技術者が法令又はこの規程の定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不相当と認められたとき。

第3章 保安教育

【保安教育】

第11条 電気主任技術者は電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関し必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない。

【保安に関する訓練】

第12条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、事故その他非常災害が発生したときの措置について少なくとも年1回以上実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

【工事計画】

- 第13条 電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、電気主任技術者の意見を求めるものとする。
- 2 電気主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「補修工事」という。）の年度計画を立案し、総括管理者の承認を求めなければならない。
 - 3 前項の計画は、当事業場の各部門との連絡を緊密にし、その意見を聴いて行わなければならない。

【工事の実施】

- 第14条 電気工作物に関する工事計画の実施にあたっては、当事業場の事業活動等と調整を図り、総括管理者の承認を経てこれを実行するものとする。
- 2 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を選任し、電気主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。
 - 3 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、電気主任技術者においてこれを検査し、保安上支障が無

いことを確認した上で引き取るものとする。

- 4 工事の実施にあたっては、その保安を確保するために別に定める作業心得によって行わなければならない。
- 5 作業心得は、次の各号について定めるものとする。
 - 一 停電範囲と時間、作業用器具等の準備状況の電気主任技術者による確認。
 - 二 作業時間、停電時間及び危険区域の表示。
 - 三 停電中の遮断器、開閉器の誤操作の防止措置。
 - 四 作業責任者の氏名とその責任。
 - 五 作業終了時の点検及び測定。
 - 六 その他必要な事項。

第5章 保守

【巡視、点検、測定】

- 第15条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第1に定める基準により行わなければならない。
 - 2 電気主任技術者は、別表第1に定める基準により電気工作物の保守業務の指導監督を行うにあたっては、当事業場の事業活動等と調整を図り年度実施計画を作成し、施設管理者の承認を経てこれを実施しなければならない。
 - 3 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

【法定事業者検査の体制】

- 第16条 法定事業者検査は、電気主任技術者の監督の下、別途定める必要な事項をあらかじめ決定した上で行うものとする。

【事故の再発防止】

- 第17条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

第6章 運転又は操作

【運転又は操作等】

- 第18条 電気工作物の運転又は操作の基準は、別に定める細則によるものとする。
- 2 前項の細則は、次の各号について定めるものとする。但し、遮断器、断路器の開閉その他必要な事項については、関西電力株式会社（以下「電気事業者」という。）との間に締結している「給電申合書」によるものとする。
- 一 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統。
 - 二 電気工作物の軽微な事故を修理し又は使用を停止し、若しくは使用を制限する等の応急措置並びに報告又は連絡要領。
 - 三 電気事業者の供給変電所又は所轄営業所との連絡事項。
 - 四 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示。

第7章 災害対策

【防災体制】

- 第19条 台風、洪水、地震、火災その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想を従業者に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する体制をあらかじめ整備し、並びに当事業場外関係機関との協力体制及び連携体制を整備しておくものとする。
- 2 電気主任技術者は、非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。
 - 3 電気主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

第8章 記録

【記録等】

- 第20条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、別表第2に定めるところにより記録し、これを必要な期間保存するものとする。
- 2 主要電気機器の補修記録は別表第3に定める設備台帳により記録し、必要な期間保

存するものとする。

- 3 法定事業者検査の記録は、別表第4に定めるところにより記録し、必要な期間保存するものとする。

第9章 責任の分界

【責任の分界点】

第21条 電気事業者との保安上の責任及び財産分界点は、平成28年12月6日付で関西電力株式会社と締結した「構内設備に関する協定書」第2条から第4条に基づくものとする。

【需要設備の構内】

第22条 当事業場の需要設備の構内は添付構内図（需要設備の構内図）に示すとおりとする。

第10章 整備その他

【危険の表示】

第23条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険の恐れのあるところには、人の注意を喚起する表示を設けなければならない。

【測定器具類の整備】

第24条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管しなければならない。

【図面、書類の整備】

第25条 電気工作物に関する結線図、系統図、配線図、主要機器関係図、設計図、仕様書、取扱説明書等については整備し、必要な期間保存しなければならない。

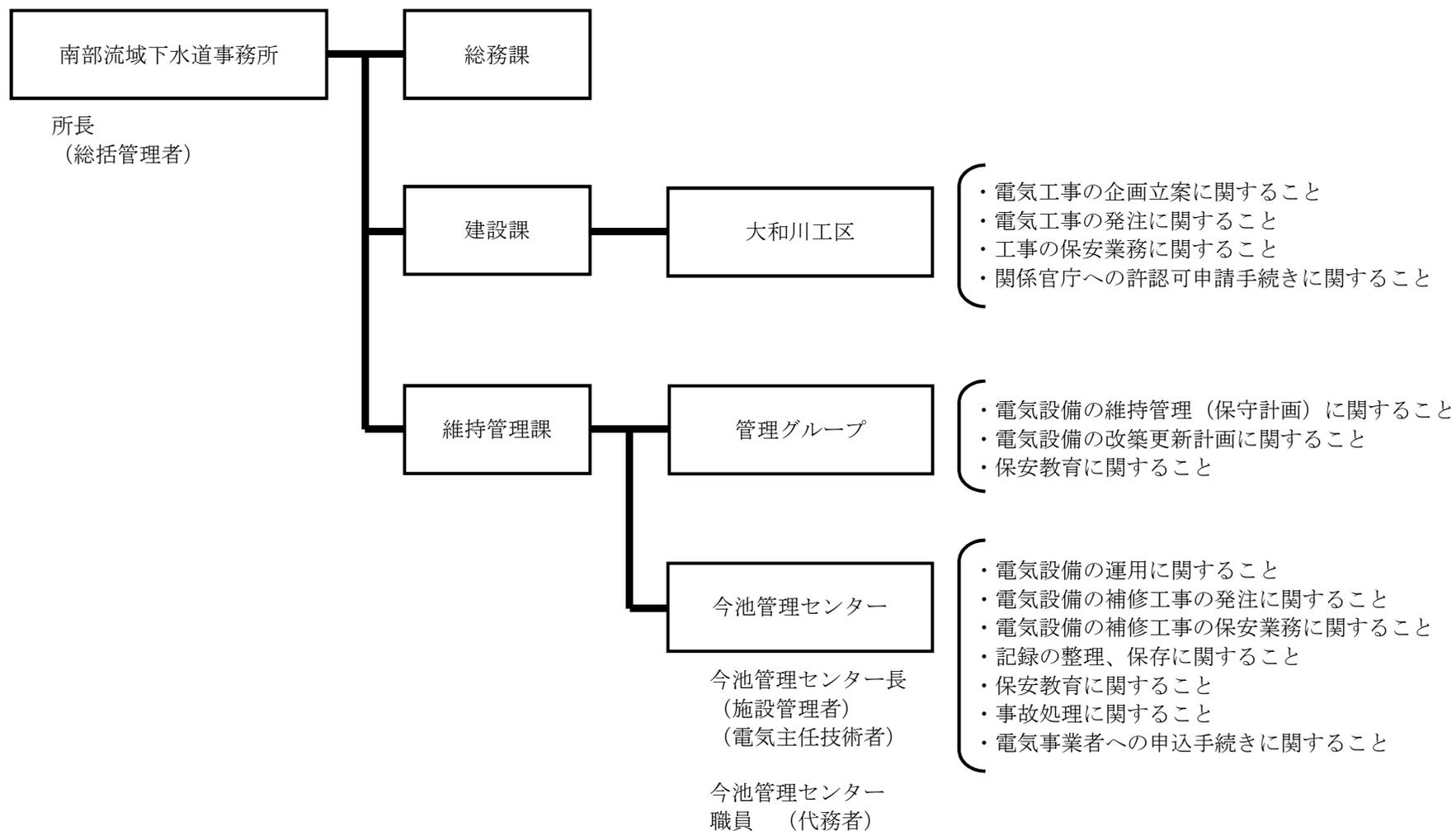
【手続き書類等の整備】

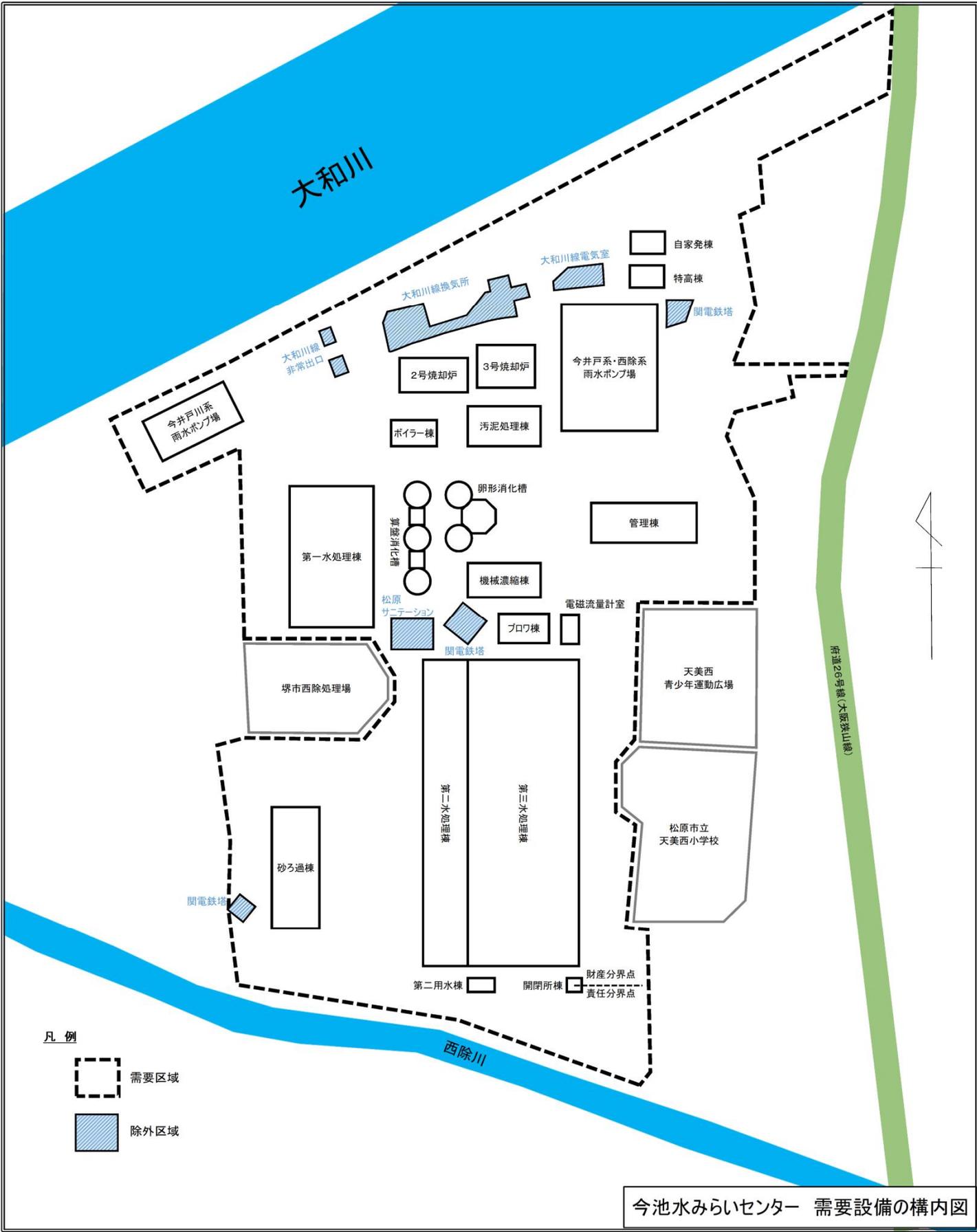
第26条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要な文書については、その写しを必要な期間保存しなければならない。

付則

1. この規程は、平成26年7月 1日から施行する。
2. この規程は、平成30年2月28日から施行する。
3. この規定は、令和 元年8月15日から施行する。
4. この規定は、令和 2年8月20日から施行する。

組織図（今池水みらいセンター）





別表第1

巡視点検測定及び手入基準

項目	項	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
		No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目
受 変	電線及び支持物	1	1ヶ月	電線の高さ及び他の工作物樹木との離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷腐食	1	3年 ～5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	標識保護さくの状態	2	1年	電線取付状態、弛度						
		3	1年	その他必要事項									
	ケーブル	1	1ヶ月	ヘッド、接続箱、分岐箱など接続部の加熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ	1	1年	ケーブル腐食、きれつ、損傷	1	5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	布設部の無断掘削	2	1年	その他必要事項	2	3年 ～5年	地盤沈下の影響	2	1年	接地抵抗測定
		3	1ヶ月	標識、他物との離隔距離									
電 設	断 路 器	1	1ヶ月	受けと刃の接触、過熱、変色、ゆるみ	1	1年	停止して受けと刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	汚損、異物付着	2	1年	汚損、きれつ						
		3	1ヶ月	その他必要事項	3	1年	フレ止め装置の機能						
		4	1年	その他必要事項	4	1年	その他必要事項						
	遮断器 開閉器類	1	1ヶ月	外観点検、汚損、油洩れ、きれつ、過熱、発錆、損傷	1	1年	停止して外部の損傷、腐食、過熱、油量、発錆、変形、ゆるみ	1	2年又は一定の遮断回数による	停止して内部について接触子の荒れ具合、ゆるみ、変形、焼損、損傷	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	指示、点灯	2	1年	操作具合、機構	2	"	操作機構及び付属装置の各点検	2	1年	接地抵抗測定
3		1ヶ月	その他必要事項	3	1年	付属装置の状態	3	"	遮断速度測定(開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む)	3	3年	絶縁油試験	
				4	1年	油の汚れ、必要によりその特性調査	4	"	その他必要事項	4	不定期	必要により動作特性	
				5	1年	接地線接続部							
				6	1年	その他必要事項							
備	母 線	1	1ヶ月	必要により特定部位のものについて行う(点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜粋)	1	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷過熱	1	3年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1年	接続部分、クランプ類の腐食、損傷過熱、ゆるみ	2	1年	がいし類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみ						
		3	1年	その他必要事項	3	1年	その他必要事項						
		4	1年	その他必要事項	4	1年	その他必要事項						

目	項	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
		No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目
受	受電用 変圧器	1	1ヶ月	本体の外部点検、漏油、損傷、汚損、変形、ゆるみ、発錆、腐食	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、油量	1	5年 ～10年	停止して内部について点検(コイル)	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 必要により絶縁油試験
		2	1ヶ月	振動、音響、油量 温度 付属装置の点検、動作状態、取付状態	2	1年	付属装置各部の点検(機能及び状態)	2	5年	付属装置及び機器の内部点検	2	1年	
		3	1ヶ月	その他必要事項	3	1年	油の汚れ、必要により特性調査	3	5年	その他必要事項	3	3年	
変	計器用 変成器	1	1ヶ月	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、油洩れ、油量、温度、音響、ヒューズの異常	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、接触、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、油洩れ、ヒューズの異常	1	3年	油入式について、停止して内部の点検	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
		2	1ヶ月	その他必要事項	2	1年	接地線接続部	2	2年	必要により油の汚れ及び特性調査	2	1年	
					3	1年	その他必要事項	3	3年	その他必要事項			
電	避雷器	1	1ヶ月	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損	1	1年	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常				1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
		2	1ヶ月	その他必要事項	2	1年	接地線接続部				2	1年	
					3	1年	その他必要事項						
設	配電盤	1	1ヶ月	計器の異常、表示札表示灯の異常	1	1年	裏面配線の塵埃汚損、損傷、過熱	1	2年	停止して各部の損傷、過熱、ゆるみ	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作特性
		2	1ヶ月	操作、切換開閉器などの異常	2	1年	ゆるみ、断線	2	2年	断線、接触、脱落	2	1年	
		3	1ヶ月	その他必要事項	2	1年	接地線接続部	3	2年	端子、配線符号	3	2年	
備	電力用 コンデンサ	1	1ヶ月	本体外部点検、漏油、汚損、音響、振動	1	1年	外部の損傷、腐食				1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
					2	1年	接地線接続部				2	1年	
配電設備 (屋外電線を含む)	断路器 遮断器 開閉器類	1	1ヶ月	受変電設備用と同じ	1	1年	受変電設備用と同じ	1	2年又は一定の遮断回数による	受変電設備用と同じ	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油試験 必要により動作特性
											2	1年	
											3	3年	
配電用 変圧器	配電用 変圧器	1	1ヶ月	必要により特定範囲のものについて行う(点検箇所、ねらいは受変電設備用と同じ)	1	1年	受変電設備用と同じ	1	5年 ～10年	受変電設備用と同じ	1	1年	受変電設備用と同じ
その他 付属設備	その他 付属設備	1	1ヶ月	必要により特定範囲のものについて行う	1	1年	母線、がいし、クランプ、支持物などは受変電設備用に準じて行う(停止せず)	1	3年	必要により特定対象を定めて行う(この場合停止して点検する)	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
											2	1年	
											2	3年	

目	項	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定		
		No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目
配 電 設 備	電線及び 支持物	1	1ヶ月	電線の高さ及び他の の工作物樹木との 離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がい し、支線、支柱、 保護網などの損傷	1	3年 ～5年	必要により特定対 象を定めて行う（ 点検箇所、部位は 定期巡視点検より 抜粋）	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	標識保護さくの様 況	2	1年	腐食 電線取付状態、弛 度						
		3	1年	その他必要事項									
	ケーブル	1	1ヶ月	ヘッド、接続箱、 分岐箱など接続部 の加熱、損傷、腐 食及びコンパウン ド油漏れ	1	1年	ケーブル腐食、き れつ、損傷	1	5年	必要により特定対 象を定めて行う（ 点検箇所、部位は 定期巡視点検より 抜粋）	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	布設部の無断掘削	2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定
		3	1ヶ月	標識、他物との離 隔距離				2	3年 ～5年	地盤沈下の影響			
負 荷 設 備	電動機 その他 回転機	1	1日	運転者が音響、回 転、過熱、異臭、 給油状況などに ついて注意する	1	3ヶ月	音響、振動、温度 停止して各部の汚 損、ゆるみ、損傷	1	3年	必要により特定対 象を定めて行う 温度上昇等を考慮 し内部分解点検、 コイル、軸受、通 風、付属装置など の手入	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	必要により特定範 囲のものについて 電気担当者が行う	2	1年	伝達装置の異常な ど外部点検を行う				2	1年	接地抵抗測定
					3	1年	制御装置点検				3	1年	必要により特 性試験
					4	1年	接地線接続部	2	3年	温度上昇等を考慮 し、回転子引出掃 除			
					5	1年	その他必要事項	3	3年	その他必要事項			
電熱乾燥 装置	1	1日	運転者が温度、変 形、損傷などに ついて注意する	1	1年	停止して各部の変 形、損傷、ゆるみ 可燃物との離隔状 況	1	3年	必要により特定対 象を定めて行う（ 点検箇所、部位は 定期に準じて内部 点検を行う）	1	1年	絶縁抵抗測定	
	2	1ヶ月	接続部変色、過熱、 熱線の腐食、取付 点検	2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定	
	3	1ヶ月	必要により特定範 囲のものについて 電気担当者が行う										
照 明 設 備	照明設備	1	1日	使用者が異音、汚 損、不点、温度、 臭気過熱などに注 意する	1	1年	照明効果、汚損、 音響、温度、コン パウンド洩れ				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1年	その他必要事項	2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定
配 線 及 び 配 線 器 具	配線及び 配線器具	1	1ヶ月	開閉器の点検、湿 気、じんあい等に 注意	1	1年	開閉器、器具との 接続	1	2年	許容電流と負荷電 流との確認	1	1年	絶縁抵抗測定
				器具の損傷、腐食、 分電盤スイッチ、 ヒューズの適正及 びゆるみ、過熱							2	1年	接地抵抗測定
											3	1年	必要により配 線用遮断器及 び漏電遮断器 の特性試験

項 目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定			
	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目	
発 電 設 備	原動機 関係	1 2 3	1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月	燃料系統からの油 漏及び貯油 機関の始動、停止 始動用空気タンクの 圧力 その他必要事項は 細則による	1	1年	機関主要部分の分 解、点検	1	3年又 は一定 の運転 時間による	内燃機関の分解 点検、測定			
	発電機 関係	1	1ヶ月	電動機その他回転 機と同じ	1	1年	電動機その他回転 機と同じ	1	3年	電動機その他回転 機と同じ	1 2 3	1年 1年 3年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 継電器試験
	蓄電池	1 2 3	1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月	液面、沈殿物、色 相、極板彎曲、隔 離板、端子のゆる み、損傷 充電装置の動作状 態 電池の電圧	1 2 3	1年 1年 1年	木台、がいしの腐 食、損傷、耐酸塗 料のはくり 床面の腐食、損傷 その他必要事項	1 2	3年 3年	充電装置の内部点 検 必要により対象を 定めて行う	1 2 3 4	1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月 1年	比重測定 液温測定 電圧測定 絶縁抵抗測定 (充電装置)

日常巡視点検手入記録

事業場名

年実施

点検対象設備		項目	巡視点検手入結果			
			実施月日 点検者	実施月日 点検者	実施月日 点検者	実施月日 点検者
受変電設備	電線及び支持物					
	ケーブル					
	断路器					
	遮断器 開閉器類					
	母線					
	受電用変圧器					
	計器用変成器					
	避雷器					
	配電盤					
	電力用 コンデンサ					
配電設備 (屋外電線路含む)	断路器 遮断器					
	配電用変圧器					
	その他 付属設備					
	電線及び 支持物					
	ケーブル					
負荷設備	電動機その他 回転機					
	電熱乾燥装置					
	照明設備					
	配線					
発電設備	原動機関係					
	発電機関係					
	蓄電池					
その他						
記事						

定期 精密 巡視点検手入記録

事業場名

点検対象設備		項目	実施年月日	年	月	日	天候	気温	湿度
				巡視点検手入結果				点検責任者	
受変電設備		電線及び支持物							
		ケーブル							
		断路器							
		遮断器、開閉器類							
		母線							
		受電用変圧器							
		計器用変成器							
		避雷器							
		配電器							
		電力用コンデンサ							
配電設備 (屋外電線路含む)		断路器、遮断器							
		配電用変圧器							
		その他付属設備							
		電線及び支持物							
		ケーブル							
負荷設備		電動機その他回転機							
		電熱乾燥装置							
		照明設備							
		配線							
発電設備		原動機関係							
		発電機関係							
	蓄電池								
その他									
記事									

主任技術者確認印

機器精密点検測定記録

年 月 日 実施
点検責任者
事業場名

機器名	製造者 型式番号	定格	動作及び特性試験		絶縁油試験		その他	点検測定結果 及び適要(処置)
			動作状態	特性	耐電圧	酸価		

記 事

電気事故記録

軽 重
(何れか抹消)

年 月 日

記録作成者

速報提出	年月日時	詳報提出	年月日	事業場名
提出方法		提出方法		備考
提出先		提出先		

件名						
事故発生の日時		天候				
事故発生の場所						
事故発生の電気工作物		使用電圧				
事故の状況						
事故の原因						
保護装置の種類及び動作の適否						
被害電気工作物の概要						
他に及ぼした障害						
供給支障電力及び供給支障時間		発電支障電力及び発電支障時間				
復旧の日時		復旧に要する費用				
事故再発の防止対策						
被害者	所属	氏名	性別	年齢	作業経験年数	被害の内容
自家用電気工作物の概要	業種	発電電力	kW		発電電圧	V
		受電電力	kW		受電電圧	kV

受電日誌

(1) 電力使用記録

年 月 日 曜日

天候 気温 ℃ 湿度 パーセント

検印				
勤務者				

時刻	受電盤											配電盤							
	電圧(ボルト)			電流(アンペア)			力率 (パーセント)	電力 (キロワット)	電力量 (キロワットアワー)			記事	線		線		線		記事
	R・S	S・T	T・R	R	S	T			読み	差×200	電力量		電流(アンペア)	電力(キロワット)	電流(アンペア)	電力(キロワット)	電流(アンペア)	電力(キロワット)	
2																			
4																			
6																			
8																			
10																			
12																			
14																			
16																			
18																			
20																			
22																			
24																			
電力 量	受電						(キロワットアワー)	記事											
	月累計						(キロワットアワー)												
	最大						(キロワット)												
	平均						(キロワット)												
負荷率						(パーセント)													

設備台帳(補修記録)

台帳作成者

機器名		設置場所		事業場名	
		使用種別		整理番号	

定 格	(銘板写し)	所 定 略 図		
		年月日	主要記事(移動・修理・その他)	
製 作 者				
製 作 番 号				
製作年月日				

年月日	負荷明細	年月日	主要記事(移動・修理・その他)

記 事

--

法定事業者検査記録

- ① 検査年月日
- ② 検査の対象
- ③ 検査の方法
- ④ 検査の結果
- ⑤ 検査を実施したものの氏名
- ⑥ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- ⑦ 検査の実施に係る組織
- ⑧ 検査の実施に係る工程管理
- ⑨ 検査協力会社の管理に関する事項
- ⑩ 検査記録の管理に関する事項
- ⑪ 検査に係る教育訓練に関する事項

記録の保存年限は上記①～⑥は5年間、⑦～⑪は法定事業者検査を行った後最初に安全管理審査の結果の通知を受けるまでの間とする。

別紙 1 1 小規模補修業務実施要領

小規模補修業務は、「小規模補修施工業務」と「補修部品等購入業務」からなる。

1. 小規模補修施工業務について

1.1 対象業務の定義等

- 1) 小規模補修施工業務とは、施設（管路施設含む）に不具合（小規模な破損、故障）が生じた場合、外観、機能、形状等を元に回復させ、施設の正常な運転を担保するものであり、専門業者でなければ取外し分解取付作業等が困難である場合や、実施にあたって比較的高度な専門技術を要する補修をいう。また、小規模な材質変更、機能向上や改良を伴う補修を含むものとする。ただし、軽易な修理及び造作、部品交換作業等は含まない。
- 2) 上記1)に示す軽易な修理及び造作とは、通常のメンテナンス作業において簡単に取外し、分解等が可能であり、高度な専門技術を要さない修理作業又は現場で実施する簡易な補修塗装作業をいう。
- 3) ただし、この小規模補修施工業務を行うにあたっては予め、補修施工の目的、箇所、関係図面、補修内容、補修期間、施工業者名、見積価格等を記載した打合せ記録簿を発注者に提出し発注者の承諾を得ること。補修費用は、発注者が承諾した受注者の見積価格によるものとする。

1.2 小規模補修施工業務対象外業務の具体的事例

以下に小規模補修施工業務対象外の具体的事例を示す。

- ・ 手工具（溶接を含む）、支給材料等を用いて簡易に取替え、修理可能な破損
- ・ 重機を使用せず作業可能な配管補修。
- ・ 重機の使用を伴わないバルブ、ストレーナ、水中ポンプ等の交換、ポンプ類のグランドパッキン、Vベルトの交換調整等。
- ・ ベルトコンベア類の塩化ビニルローラ部分の交換、スクレーパ交換調整、ベルトクリーナの交換、スカート類の補修
- ・ 電気設備の部品交換で、リレーマグネット、ブレーカ、リミットスイッチ、電流計、温度計、照明器具、表示灯、その他スイッチ類
- ・ 計装機器の調整で、指示計、変換器、演算器類で簡易なもの。
- ・ 機器、配管等の錆、腐食等による剥離、錆防止等の局所的な塗装。

1.3 小規模補修施工業務の実施についての協議

当該業務において発生し、小規模補修施工業務に関する事案に関して、当該案件が、小規模補修施工業務の対象となるか否かをはじめ、補修目的、補修箇所、補修内容、補修期間、施工業者名、見積価格等について、必ず事前に発注者、受注者協議を行い合意の上、実施するものとする。

2. 補修部品等購入業務について

2.1 対象業務の定義等

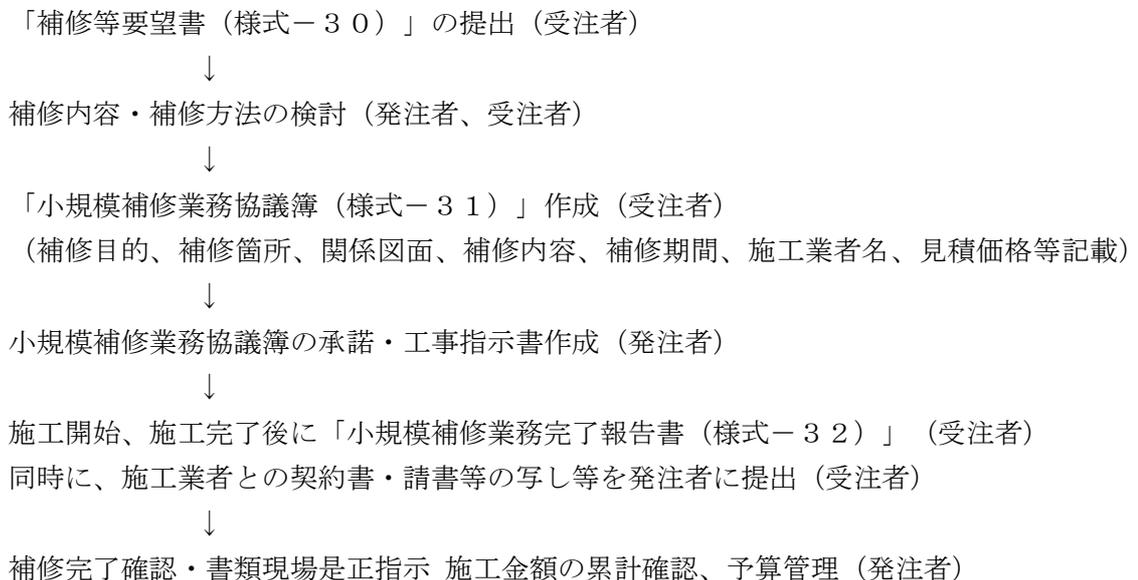
補修部品等購入業務は、当該業務において、各種プラント機器、配管、配線、ダクト類等の取替補修等に必要な部品、及び管路施設の補修に必要な材料で、小規模なものの購入を行うものである。ただし、この補修部品購入業務を行うにあたっては、予め部品の使用目的、使用箇所、全体個数、仕様、見積価格、入手が必要な年月日等を記載した打合せ記録簿を発注者に提出し、発注者の承諾を得ること。購入費用は、発注者が承諾した受注者の見積価格によるものとする。

2.2 補修部品等購入業務の実施についての協議

当該業務において発生した補修部品等購入業務に関する事案に関して、当該案件が、補修部品等購入業務の対象となるか否かをはじめ、購入目的、図面、仕様、使用箇所、購入時期、購入業者名、見積価格等について、必ず事前に発注者、受注者協議を行い合意の上、実施するものとする。

3. 小規模補修施工業務及び補修部品等購入業務のフロー

小規模補修施工業務



補修部品等購入業務

「補修等要望書（様式－３０）」の提出（受注者）

（購入目的、図面、仕様、使用箇所、購入時期、購入業者名、見積価格等を記載）



小規模補修業務協議簿の承諾・購入指示書作成（発注者）



補修部品購入後に「小規模補修業務完了報告書（様式－３２）」提出（受注者）

部品購入先からの納品書等の写しを発注者に提出



報告書確認及び部品現物、個数確認、予算管理（発注者）

別紙 1 2 規制基準値（放流水及び排ガスに係る基準）

項目	排水基準を定める省令	水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例	水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る総量規制基準 (大阪府公示361号)	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則	下水道法施行令	放流基準	
						No.1放流口	No.2放流口
pH	5.8~8.6(海域5.0~9.0)	5.8~8.6			5.8~8.6	5.8~8.6	
浮遊物質(SS)	mg/ℓ 200(日間平均150)	日間平均70			40	40	
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/ℓ 160(日間平均120) 河川	日間平均20			計画放流水質 15,10	計画放流水質 15	計画放流水質 10
化学的酸素要求量(COD)	mg/ℓ		C値 20,15			3290(kg/日)=40000m ³ ×20mg/L+(30000+68000+68000)m ³ ×15mg/L	
全窒素(T-N)	mg/ℓ 120(日間平均60)		C値 25,15,10		計画放流水質 一, 20	120(日間平均60)	計画放流水質 20
アンモニア性窒素(NH ₄ -N)	(アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素)	100			排水基準省令、条例と同値	(アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素) 100	
亜硝酸性窒素(NO ₂ -N)							
硝酸性窒素(NO ₃ -N)							
全りん(T-P)	mg/ℓ 16(日間平均8)		C値 2,1		計画放流水質 一, 3	16(日間平均8)	計画放流水質 3
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類	5	2		排水基準省令、条例と同値	2	
	動植物油脂類	30	5		排水基準省令、条例と同値	5	
フェノール類	mg/ℓ 5	1			排水基準省令、条例と同値	1	
シアン含有量	mg/ℓ 1				排水基準省令、条例と同値	1	
アルキル水銀	mg/ℓ	検出されないこと			排水基準省令、条例と同値	検出されないこと	
有機りん	mg/ℓ 1				排水基準省令、条例と同値	1	
カドミウム	mg/ℓ 0.03				排水基準省令、条例と同値	0.03	
鉛	mg/ℓ 0.1				排水基準省令、条例と同値	0.1	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/ℓ 0.003				排水基準省令、条例と同値	0.003	
六価クロム	mg/ℓ 0.5				排水基準省令、条例と同値	0.5	
砒素	mg/ℓ 0.1				排水基準省令、条例と同値	0.1	
総水銀	mg/ℓ 0.005				排水基準省令、条例と同値	0.005	
クロム	mg/ℓ 2	2			排水基準省令、条例と同値	2	
銅	mg/ℓ 3	3			排水基準省令、条例と同値	3	
亜鉛	mg/ℓ 2	2			排水基準省令、条例と同値	2	
鉄(溶解性)	mg/ℓ 10	10			排水基準省令、条例と同値	10	
マンガン(溶解性)	mg/ℓ 10	10			排水基準省令、条例と同値	10	
ふっ素及びその化合物	mg/ℓ 8(海域以外)				排水基準省令、条例と同値	8	
ほう素及びその化合物	mg/ℓ 10(海域以外)				排水基準省令、条例と同値	10	
トリクロロエチレン(TCE)	mg/ℓ 0.1				排水基準省令、条例と同値	0.1	
ポリクロロエチレン(PCE)	mg/ℓ 0.1				排水基準省令、条例と同値	0.1	
ジクロロメタン	mg/ℓ 0.2				排水基準省令、条例と同値	0.2	
四塩化炭素	mg/ℓ 0.02				排水基準省令、条例と同値	0.02	
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ 0.04				排水基準省令、条例と同値	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ 1				排水基準省令、条例と同値	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ 0.4				排水基準省令、条例と同値	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ 3				排水基準省令、条例と同値	3	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ 0.06				排水基準省令、条例と同値	0.06	
1,1,1-トリクロロフルオロエタン	mg/ℓ 0.02				排水基準省令、条例と同値	0.02	
テトラム	mg/ℓ 0.06				排水基準省令、条例と同値	0.06	
シマジン	mg/ℓ 0.03				排水基準省令、条例と同値	0.03	
チオベンカルブ	mg/ℓ 0.2				排水基準省令、条例と同値	0.2	
ベンゼン	mg/ℓ 0.1				排水基準省令、条例と同値	0.1	
セレン及びその化合物	mg/ℓ 0.1				排水基準省令、条例と同値	0.1	
1,4-ジオキサン	mg/L 0.5				排水基準省令、条例と同値	0.5	
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ			10	ダイオキシン対策特別、条例と同値	10	
大腸菌群数	個/cm ³ 3000(日間平均)	3000(日間平均)			3000以下	3000	
色又は臭気			放流先で支障をきたす色、臭気(府条例等)		条例と同値	放流先で支障をきたす色、臭気	
ニッケル	mg/ℓ						

(焼却炉からの排ガスに係る基準)

今池水みらいセンター

			単位	基準値			(Kの値)			
				新1号炉	2号炉	3号炉				
大気汚染防止法	ばいじん	O ₂ 12%換算値	g/m ³ N	0.08	0.15	0.08	—			
	硫酸酸化物	排出量	m ³ N/h	q(*1)	q(*1)	q(*1)	1.17			
	窒素酸化物	O ₂ 12%換算値	ppm	250	250	250	—			
	塩化水素	O ₂ 12%換算値	mg/m ³ N	700	700	700	—			
	水銀等	O ₂ 12%換算値	μg/m ³ N	30	50	50	—			
大阪府生活環境の保全に関する条例	アンチモン及びその化合物	【排出口基準】	mg/m ³ N	C (*2)	C (*2)	C (*2)	0.204			
	塩素						3.23			
	カドミウム及びその化合物						0.0170			
	臭素						0.728			
	銅及びその化合物						0.340			
	鉛及びその化合物						0.0680			
	バナジウム及びその化合物						0.0340			
	ベリリウム及びその化合物						0.00340			
	ホルムアルデヒド						0.456			
	マンガン及びその化合物						0.136			
	ニッケル化合物						【設備・構造の基準】	—	汚染防止装置を設け適正に管理すること	—
	砒素及びその化合物									
	六価クロム									
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類	O ₂ 12%換算値	ng-TEQ/m ³ N	1	5	1	—			

(*1) $q = K \cdot 10^{-3} \cdot H_e^2$

q: いう酸化物の量(単位 温度0°C、圧力1気圧の状態に換算したm³毎時)
 K: 政令で定める地域ごとの定数
 H_e: 補正された排出口高さ(m)

(*2) $C = K \cdot S / Q$

C: 規制基準値(mg/m³N)
 K: 有害物質の種類ごとの定数
 S: 付表第二に掲げる場合ごとに定めた算式により算出される値
 Q: 温度が摂氏0度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス量(単位 m³毎分)

付表第二の計算式

Ho < 6の場合	$S = b^2$
$Ho \geq 6$ かつ $4.7(Ho - 6) \leq b < 4.7Ho$ の場合	$S = (Ho - 6)^2 + b^2$
$Ho \geq 6$ かつ $b \geq 4.7Ho$ の場合	$S = (Ho - 6)^2 + 22.1Ho^2$
$Ho \geq 6$ かつ $b < 4.7(Ho - 6)$ であって、排出口の中心から、 $4.7(Ho - 6)$ の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面が俯角12度をなす円錐すい面から上部に突出する他人の所有する建築物(倉庫等は除く)がある場合	$h < Ho$ の場合 $S = (Ho - h)^2 + d^2$
	$h \geq Ho$ の場合 $S = d^2$
前各項に掲げる場合以外の場合	$23.1(Ho - 6)^2$

Ho: 排出口の実高さ(m)
 b: 排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離(m)
 h: 排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ(m)
 d: 排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離(m)

	2号炉	3号炉
Ho	40.6	30
b	140	150
h	3	3
d	200	200

別紙 1 3 雨天時マニュアル

今池水みらいセンターにおける雨天時マニュアルを以下に示す。雨天時には、本マニュアルに基づき、適切な運転を行うこととする。

(1) 運転方法

水量、水位等	運転操作状況	備考
汚水送水量 > 7,500m ³ /h ※砂ろ過への揚水量を 7,500m ³ /h (構造物の制約による (逆洗排水槽へのオーバーフロー)) に制限	ろ過バイパス	※水防要領レベル 1 相当
汚水送水量 > 11,000 m ³ /h: 水処理能力 (高級処理) ①1 系簡易放流実施 ②2、3 系簡易放流実施	生物反応槽 バイパス	※水防要領レベル 2 相当 事務所幹部へ連絡
汚水送水量 > 25,000m ³ /h (水処理流下能力) かつポンプ井水位 < TP - 5.0m を維持できない場合 ①流入ゲート等による流入制限実施 (ただし着水井前水位が TP + 1.0m を超える場合は着水井ゲートによる制限に切り替え)	ゲート操作による流入制限	※水防要領レベル 3 相当 事務所幹部へ連絡 市町村へ連絡

(2) 着水井水位と想定管内貯留量

管内貯留量 (m ³)	着水井前水位 (TP)	流入制限	ポンプ井水位 (TP)
15,000	+2m	↑	
14,300	+1m	着水井ゲートで制限へ切替	注 1
12,300	0m	↑	
3,800	-3m	沈砂池流入ゲートで制限	注 2
	-5m	↑	-5m 維持

注 1 : TP+3.0m で沈砂池流入ゲート上部より汚水越流するため切替

注 2 : 沈砂池スラブ=TP-2.9m

別紙 1 4 雨水ポンプ場運転操作要領

1. 今井戸系雨水ポンプ場の運転操作方法

1.1 雨水ポンプ場吐出ゲートの操作

雨水ポンプ場No.1・2吐出ゲートは、今井戸系雨水ポンプ場、西除系雨水ポンプ場の共用の吐出ゲートであり、点検その他、特に必要とする時以外は常に「全開」状態とする。

1.2 流入ゲートの操作

今井戸系雨水ポンプ場流入ゲートは、次の各号の一に該当する場合以外は常に「全開」状態とする。

- 1) 設備故障等で緊急閉操作を行う必要があるとき。
- 2) 流入ゲート開度調整操作による流入量調整の必要があるとき。
- 3) 今井戸系雨水ポンプ場の試運転を行うとき。
- 4) 晴天時における滞留水を防止する必要があるとき。

1.3 ポンプ設備の操作

- 1) 降雨の影響によりポンプ井水位が T.P-5.5mに達したときは、1台目のポンプを起動し、排水を開始すること。

なおもポンプ井水位が上昇する場合は、別表1のとおり運転を行うこと。

別表 1 今井戸系雨水ポンプ場の運転操作基準

ポンプ井水位	ポンプ運転台数
T.P-5.5mに達したとき	No. 1～No. 5のうち1台
水位変化の状況により	No. 1～No. 5のうち1台～全台
T.P-2.75mを超えるおそれがあるとき	No. 1～No. 5 全台

- 2) 別表1によるポンプの運転範囲内であれば、水位変化の状況により運転操作台数の増減ができるものとする。
- 3) 降雨による雨水の流入がなく、ポンプ井水位の上昇がなくなった時は、順次、ポンプを停止することができる。
- 4) 関係機関の指令がある場合は、指令に基づき適切な措置を講ずるものとする。

1.4 ポンプ井排水ポンプの操作

- 1) ポンプ井排水ポンプは通常、水位自動運転とし、少降雨時の流入雨水もしくは、晴天時における湧水等を河川放流するものとする。

- 2) 汚水の流入等が認められたとき、また吐出井での長期滞留水がある場合は、状況により自動運転もしくは手動運転にて、処理場沈砂池へ送水することができる。

1.5 一般への周知

今井戸系雨水ポンプ場の運転操作を行うときは、あらかじめ近傍の一般に周知させるために必要な措置をとるものとする。

2. 今井戸川系雨水ポンプ場の運転操作方法

2.1 今井戸川樋門の操作

今井戸川樋門は、今井戸川からの自然流下による排水及び今井戸川系雨水ポンプ場運転による今井戸川内水排除時に使用する吐出ゲートであり、点検その他、特に必要とする時以外は常に「全開」状態とする。

2.2 流入ゲートの操作

今井戸川系雨水ポンプ場流入ゲートは、点検その他、特に必要とする時以外は常に「全開」状態とする。

2.3 バイパスゲートの操作

バイパスゲートは、次の各号の一に該当する場合以外は常に「全開」状態とする。

- 1) 大和川水位の影響を遮断し、今井戸川系雨水ポンプ場の運転を行うとき。
- 2) バイパスゲートの点検等を行うとき。

2.4 ポンプ設備の操作

今井戸川水位が T. P+6.00m を超える恐れのあるときは、バイパスゲートとの関連操作のもとに、以下に定めるところにより、今井戸川系雨水ポンプ場の運転操作を行うものとする。

- 1) 今井戸川水位が上昇をつづけ、T. P+6.00m に達したときは、1 台目のポンプを起動し、内水排除を開始すること。
- 2) 以上の操作をつづけても、なお今井戸川水位の上昇が認められるときは別表 2 のとおり運転を行うこと。

別表 2 今井戸川系雨水ポンプ場の運転操作基準

今井戸川水位	ポンプ運転台数
T. P+6.00m に達したとき	No. 1～No. 4 のうち 1 台
水位変化の状況により	No. 1～No. 4 のうち 1 台～4 台
T. P+6.50m に達したとき	No. 1～No. 4 全台

- 3) 別表 2 によるポンプの運転範囲内であれば、水位変化の状況により運転操作台数の増減ができるものとする。
- 4) 降雨による大和川水位及び今井戸川水位の上昇の恐れがなく且つ、今井戸川水位がT. P+6. 00mより低くなり自然流下による内水排除が可能と見込まれるときは、順次、ポンプを停止することができる。
- 5) 関係機関の指令がある場合は、指令に基づき適切な措置を講ずるものとする。

2.5 一般への周知

今井戸川系雨水ポンプ場の運転操作を行うときは、あらかじめ近傍の一般に周知させるために必要な措置をとるものとする。

3. 西除系雨水ポンプ場の運転操作方法

3.1 雨水ポンプ場吐出ゲートの操作

雨水ポンプ場No. 1、2吐出ゲートは、今井戸系雨水ポンプ場、西除系雨水ポンプ場の共用の吐出ゲートであり、点検その他、特に必要とする時以外は常に「全開」状態とする。

3.2 流入ゲートの操作

西除系雨水ポンプ場流入ゲートは、以下の事項に該当する場合以外は常に「全開」状態とする。

- 1) 設備故障等で緊急閉操作を行う必要があるとき。
- 2) 流入ゲート開度調整操作による流入量調整の必要があるとき。
- 3) 西除系雨水ポンプ場の試運転を行うとき。
- 4) 晴天時における滞留水を防止する必要があるとき。

3.3 連絡ゲートの操作

西除系雨水ポンプ場連絡ゲートは、以下の事項に該当する場合以外は常に「全閉」状態とする。

- 1) 設備故障等で開操作を行う必要があるとき。
- 2) 連絡ゲート開度調整操作による今井戸系雨水ポンプ場との流入量調整の必要があるとき。
- 3) 晴天時における滞留水を今井戸系雨水ポンプ場に流入させる必要があるとき。

3.4 ポンプ設備の操作

- 1) 降雨の影響によりポンプ井水位がT. P+1. 2mに達したときは、1台目のポンプを起動し排水を開始すること。

なおもポンプ井水位が上昇する場合は、別表 3 のとおり運転を行うこと。

別表3 西除系雨水ポンプ場の運転操作基準

ポンプ井水位	ポンプ運転台数
T. P+1. 2mに達したとき	No. 1～No. 4のうち1台
水位変化の状況により	No. 1～No. 4のうち1台～全台
T. P+3. 75mを超えるおそれがあるとき	No. 1～No. 4 全台

- 2) 別表3によるポンプの運転範囲内であれば、水位変化の状況により運転操作台数の増減ができるものとする。
- 3) 降雨による雨水の流入がなく、ポンプ井水位の上昇がなくなった時は、順次、ポンプを停止することができる。
- 4) 関係機関の指令がある場合は、指令に基づき適切な措置を講ずるものとする。

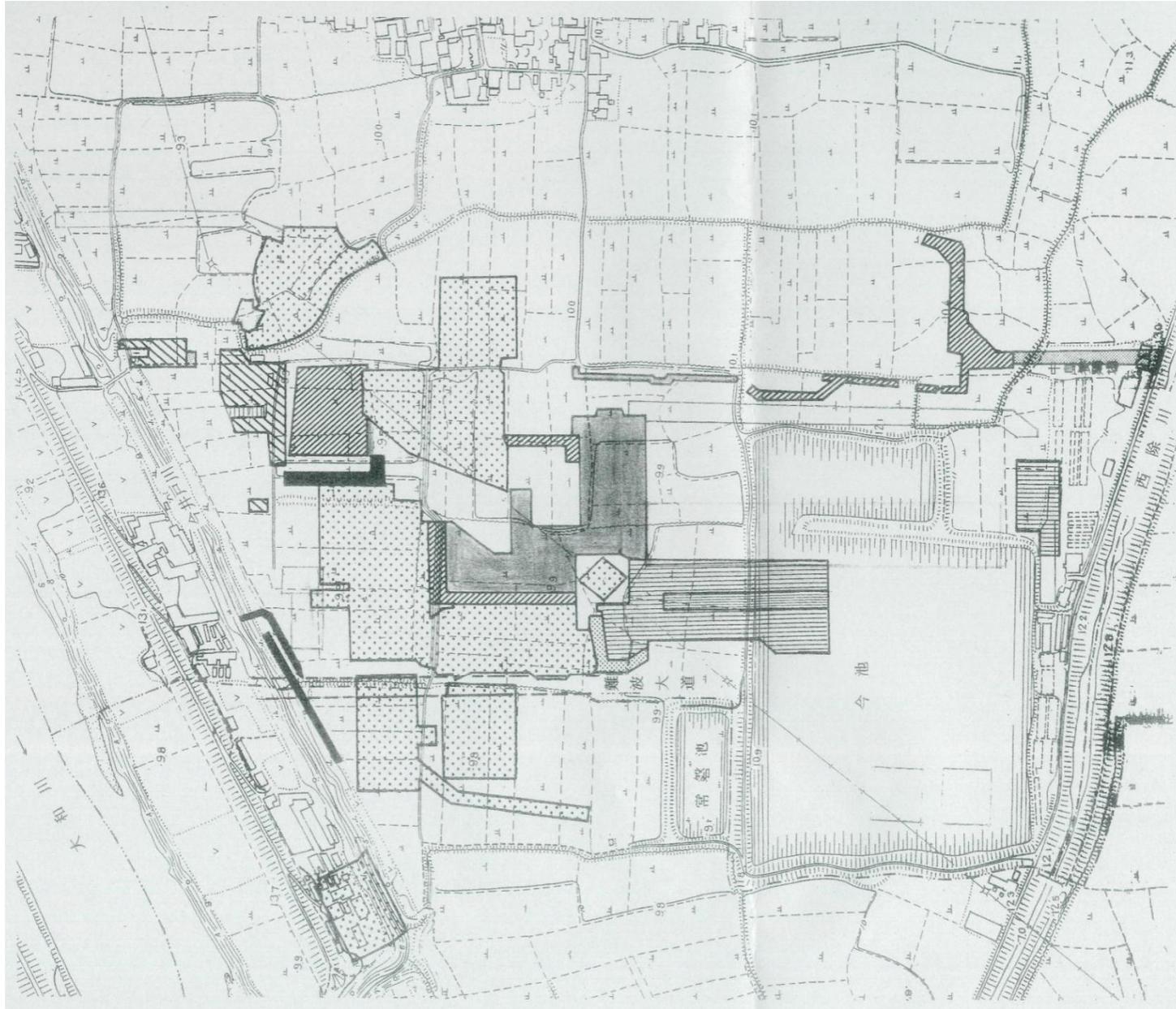
3.5 ポンプ井排水ポンプの操作

- 1) ポンプ井排水ポンプは通常、水位自動運転とし、少降雨時の流入雨水もしくは、晴天時における湧水等を河川放流するものとする。
- 2) 汚水の流入等が認められたとき、また吐出井での長期滞留水がある場合は、状況により自動運転もしくは手動運転にて、処理場沈砂池へ送水することができる。

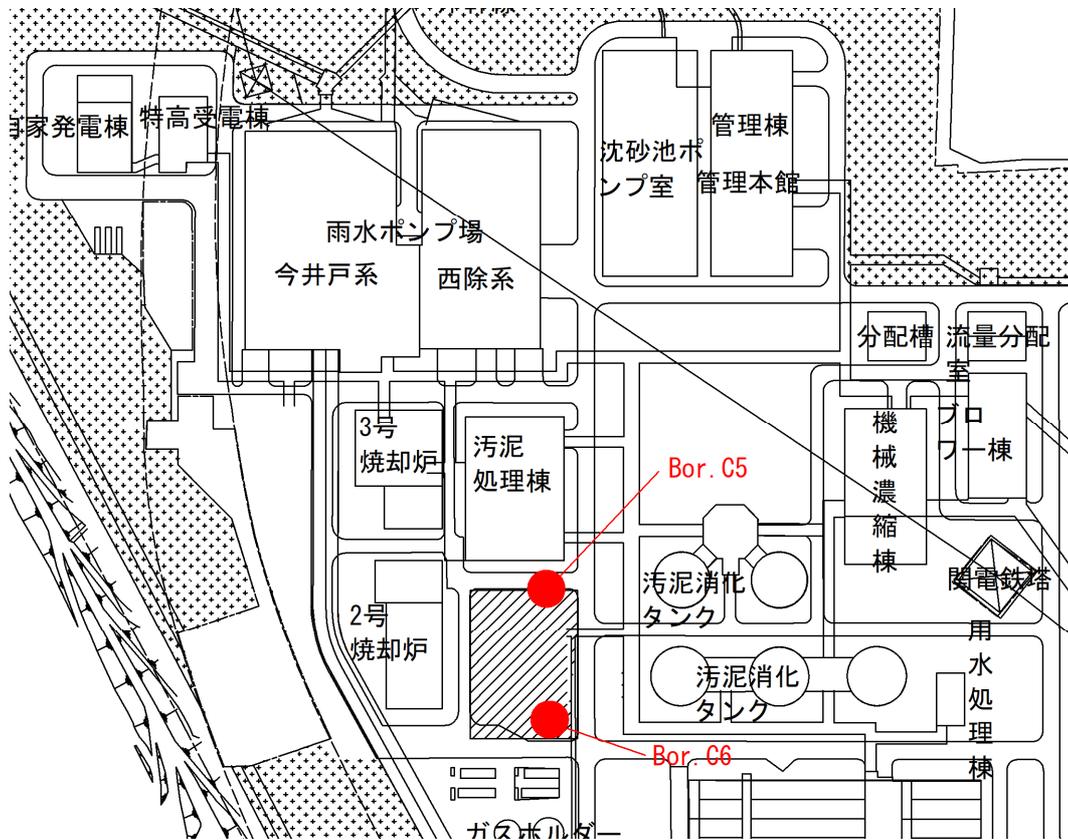
3.6 一般への周知

西除系雨水ポンプ場の運転操作を行うときは、あらかじめ近傍の一般に周知させるために必要な措置をとるものとする。

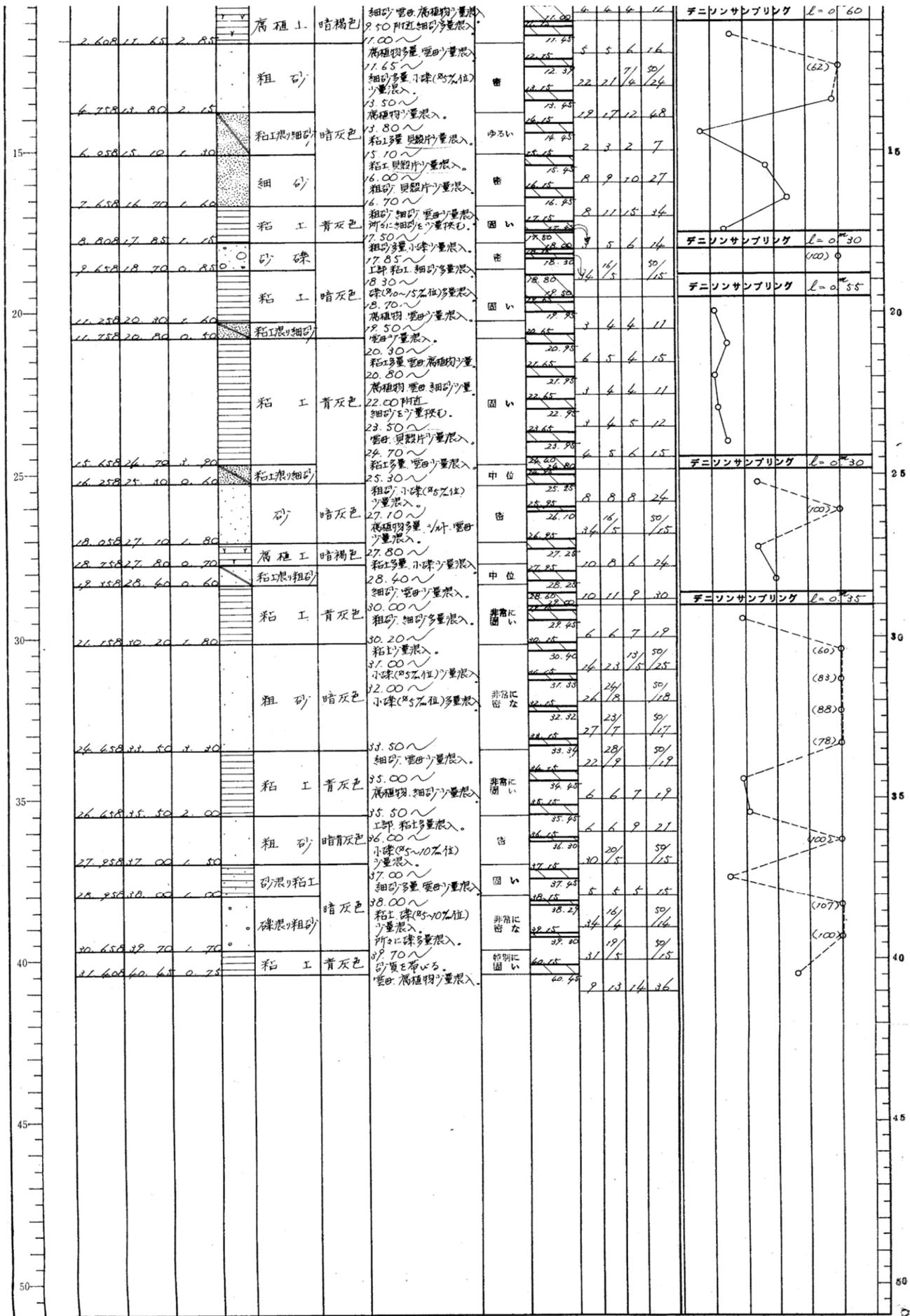
別紙 1 5 既存埋蔵文化財調査



別紙16 既存土質調査



【土質調査位置図】



N値 50/1.9 とは、1.9 cm貫入するのに打撃数 50回であった事を示す。

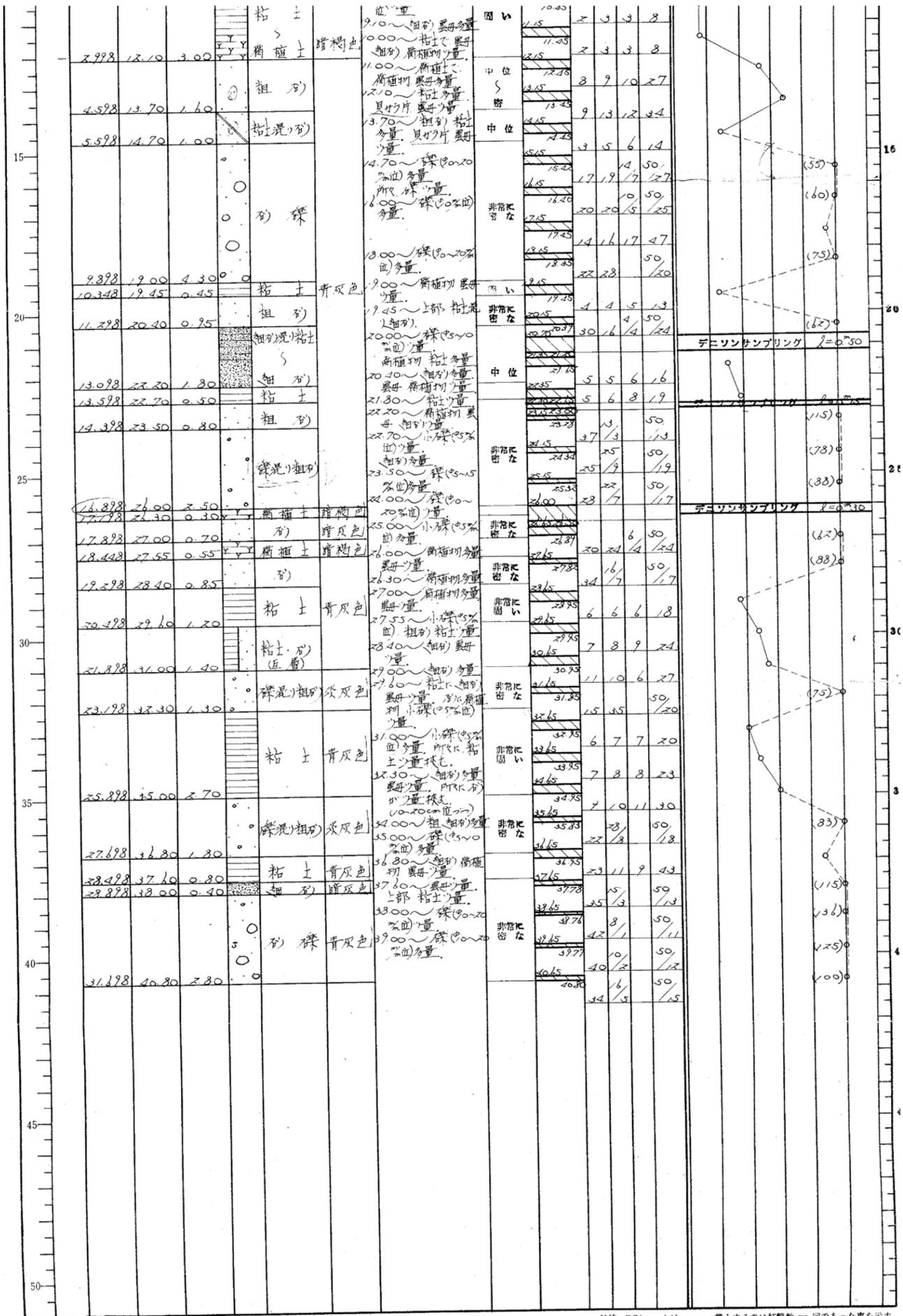
【土質柱状図 No. C6】

今池処理場沈泥調査委託(初) 土質柱状図(No. C6)

調査場所 堺市落盤町〜 枚原町(美田池) 調査期間 昭和51年 9月16日〜 9月21日 地盤高 T.P 9.102

ボーリング工法 ロータリー式ボーリング工法 施工業者名 大阪基礎工事株式会社 調査技士

標高 (m)	孔内水位 (m)	標高 (m)	深 (m)	層厚 (m)	土質記号	土質名	色調	観察事項	相対コンシステンシー 度I	採取深度 (m)	標準貫入試験成績表											
											打撃数明細			N 値								
											10	20	30		0	10	20	30	40	50	60	
0	0.85	7.702	0.40	0.40		表土	暗灰色	0.00~ 草根 腐植物 少量、細砂少量		0.30	1.15	1.15	1.20	3.5								
		7.052	0.05			粘土	暗褐色	0.40~ 草根 腐植物 少量	軟弱	1.47	1.1	1.1	1.3	3								
		6.302	0.80	0.40		腐植土	青灰色	1.00~ 腐植物少量、 腐植物腐植物少量	軟弱	2.43	1.1	1.2	1.4	3.7								
		5.602	0.50	0.70	Y Y	腐植土	暗褐色	2.00~ 腐植物少量	軟弱	3.65	1.2	1.3	1.4	4.3								
		5.102	0.00	0.50		細砂		2.30~ 腐植物少量	軟弱	4.00	2	1.5	1.5	4.5								
		4.302	0.80	0.80		粘土		3.50~ 粘土少量、 腐植物少量	軟弱	4.45	2	4	4	10								
		3.602	0.50	0.70		粗砂		4.00~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	5.65	2.3	2.3	1.3	4.9								
		3.002	0.60	0.60		粗砂		4.80~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	6.45	4	11	6	21								
		2.202	0.80	0.80		粗砂		5.50~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	7.25	10	13	14	37								
		1.402	0.80	0.80		粗砂		6.30~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	8.05	13	14	12	39								
		0.602	0.80	0.80		粗砂		7.10~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	8.85	4	5	6	15								
5		0.002	0.80	0.80		粗砂		7.90~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	9.65	2	3	3	8								
		0.802	0.80	0.80		粗砂		8.70~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	10.45	8	9	10	27								
		0.002	0.80	0.80		粗砂		9.50~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	11.25	8	9	10	27								
		0.802	0.80	0.80		粗砂		10.30~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	12.05	9	13	12	34								
		0.002	0.80	0.80		粗砂		11.10~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	12.85	3	5	6	14								
		0.802	0.80	0.80		粗砂		11.90~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	13.65	17	19	17	57								
		0.002	0.80	0.80		粗砂		12.70~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	14.45	20	20	15	65								
		0.802	0.80	0.80		粗砂		13.50~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	15.25	14	16	17	47								
		0.002	0.80	0.80		粗砂		14.30~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	16.05	22	23		50								
		0.802	0.80	0.80		粗砂		15.10~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	16.85	2	4	5	13								
		0.002	0.80	0.80		粗砂		15.90~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	17.65	30	16	14	64								
		0.802	0.80	0.80		粗砂		16.70~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	18.45	5	5	6	16								
		0.002	0.80	0.80		粗砂		17.50~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	19.25	5	6	8	19								
		0.802	0.80	0.80		粗砂		18.30~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	20.05	13			50								
		0.002	0.80	0.80		粗砂		19.10~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	20.85	25	19		19								
		0.802	0.80	0.80		粗砂		19.90~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	21.65	25	19		19								
		0.002	0.80	0.80		粗砂		20.70~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	22.45	25	19		19								
		0.802	0.80	0.80		粗砂		21.50~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	23.25	25	19		19								
		0.002	0.80	0.80		粗砂		22.30~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	24.05	25	19		19								
		0.802	0.80	0.80		粗砂		23.10~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	24.85	25	19		19								
		0.002	0.80	0.80		粗砂		23.90~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	25.65	25	19		19								
		0.802	0.80	0.80		粗砂		24.70~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	26.45	25	19		19								
		0.002	0.80	0.80		粗砂		25.50~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	27.25	20	21	14	50								
		0.802	0.80	0.80		粗砂		26.30~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	28.05	34	17		17								
		0.002	0.80	0.80		粗砂		27.10~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	28.85	6	6	6	18								
		0.802	0.80	0.80		粗砂		27.90~ 粗砂少量、 腐植物少量	軟弱	29.65	6	6	6	18								



N値 50/1.5 とは、1.5cm貫入するのに打撃数50回であった事を示す。

別紙 17 既存設備との取合い

1. 脱水汚泥供給設備

以下の既設 2 号炉用ケーキ移送ポンプを新 1 号炉用に更新する。

表 既設脱水ケーキ搬送設備

		既設 2 号炉	既設 3 号炉
ケーキ受入 ホッパ (共通設備)	形式	鋼製ケーキホッパ下部スクルー式	
	仕様	30 m ³ × (6t/h × 2 か所)	
	台数	1	
	設置年度	2009 年度	
ケーキ移送 ポンプ	形式	フィーダ付一軸ねじ式	フィーダ付一軸ねじ式
	仕様	6 m ³ /h × 1.6MPa	6 m ³ × 2.4MPa
	台数	ポンプ 2 台(予備 1 台) フィーダ 1 台	ポンプ 2 台(予備 1 台) フィーダ 2 台
	設置年度	1999 年度(2009 年移設)	2009 年度

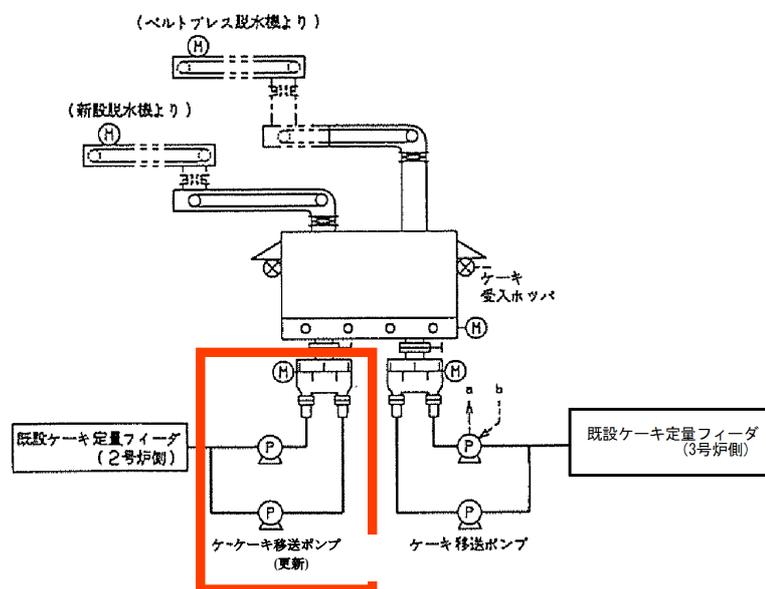


図 脱水ケーキ搬送設備概略フロー

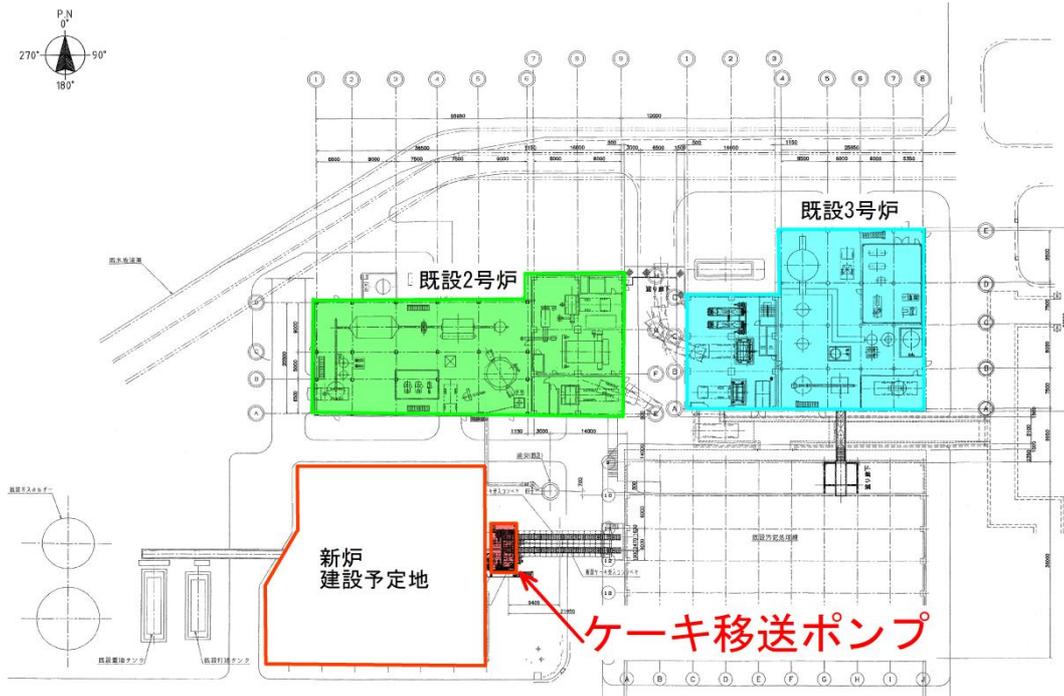


図 ケーキ移送ポンプ位置図

2. 再利用水（ろ過水）

新炉建設にあたり、管廊内のろ過水供給配管より分岐とする。

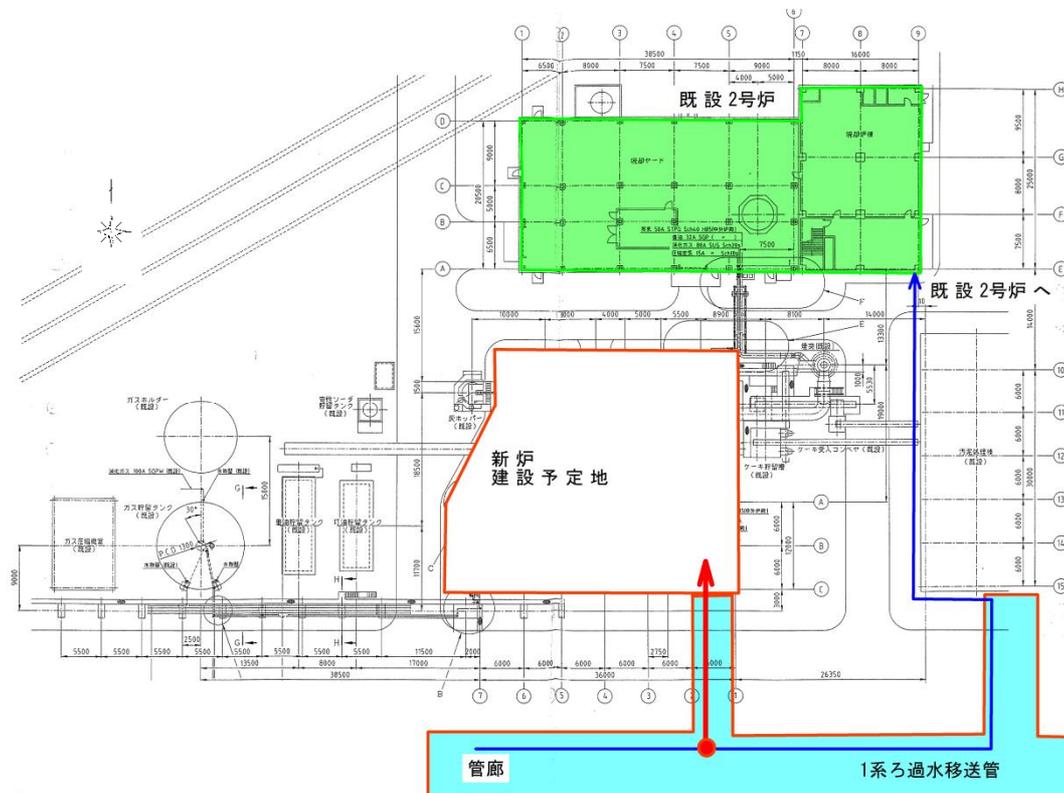


図 ろ過水移送配管位置図

3. 上水供給管

上水供給管は、既設の上水供給配管より新炉へ供給する。

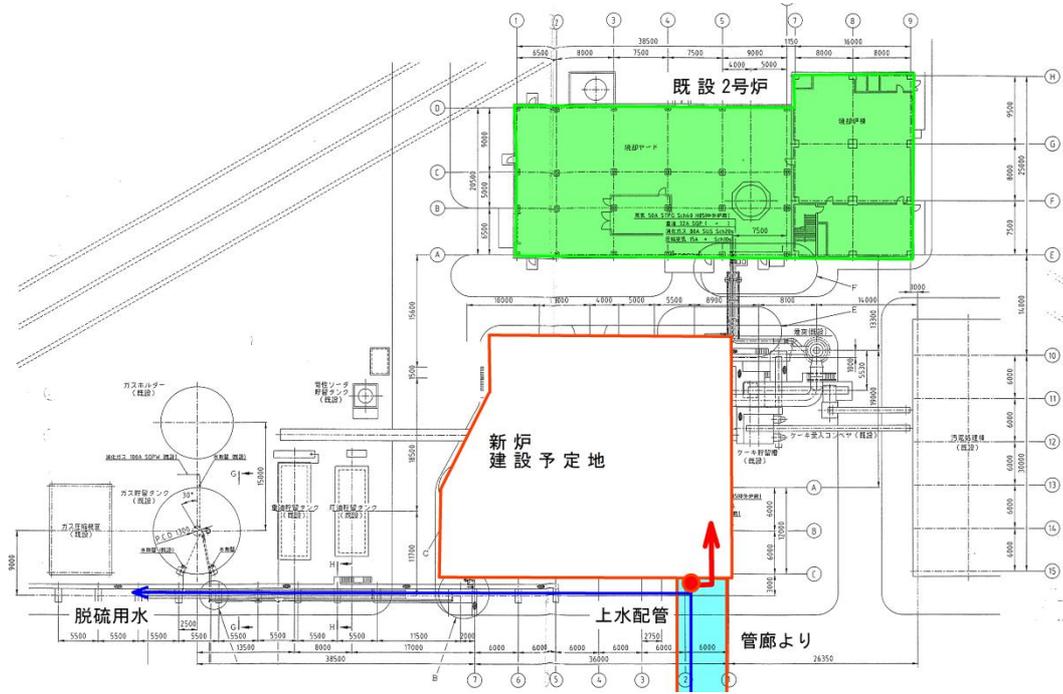


図 上水給水配管位置図

4. 消化ガス

消化ガス配管は、既設ガスホルダより新炉へ供給する。

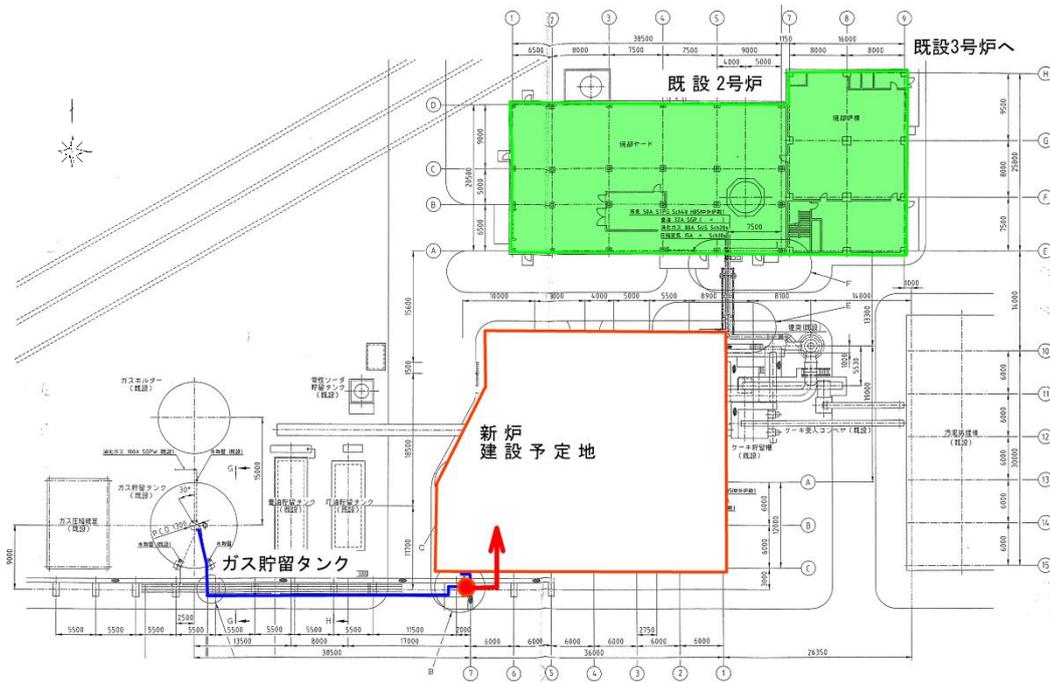


図 消化ガス配管位置図

5. 排水

排水は、施設内に新たに排水ポンプを設置し、既設 3 号炉と同様に管理棟地下の沈砂池ポンプ井に圧送とする。

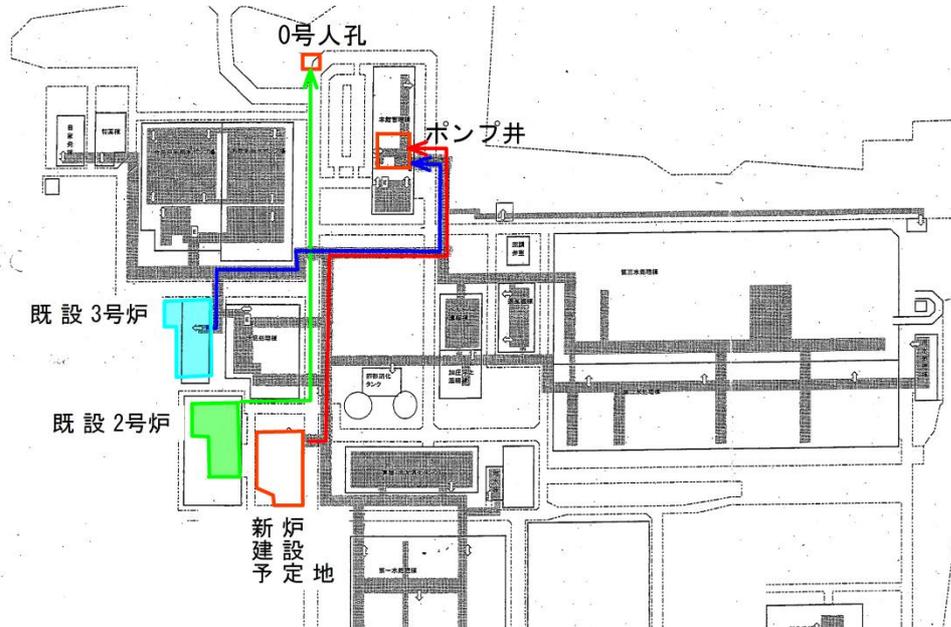


図 排水配管位置図

6. 脱臭ダクト

臭気は、焼却炉運転時は、炉内燃焼するものとし、焼却炉停止時は脱臭装置で脱臭する。また、バックアップとして既設 3 号炉と相互融通可能とするように、既設 2 号炉と同様に脱臭ダクトを既設 3 号炉と接続する。

なお、ケーキ受入れホップの臭気も既設 3 号炉に接続されており、今後近接する新炉にもケーキ受入れホップの臭気を誘引できるように脱臭ダクトを設置する。

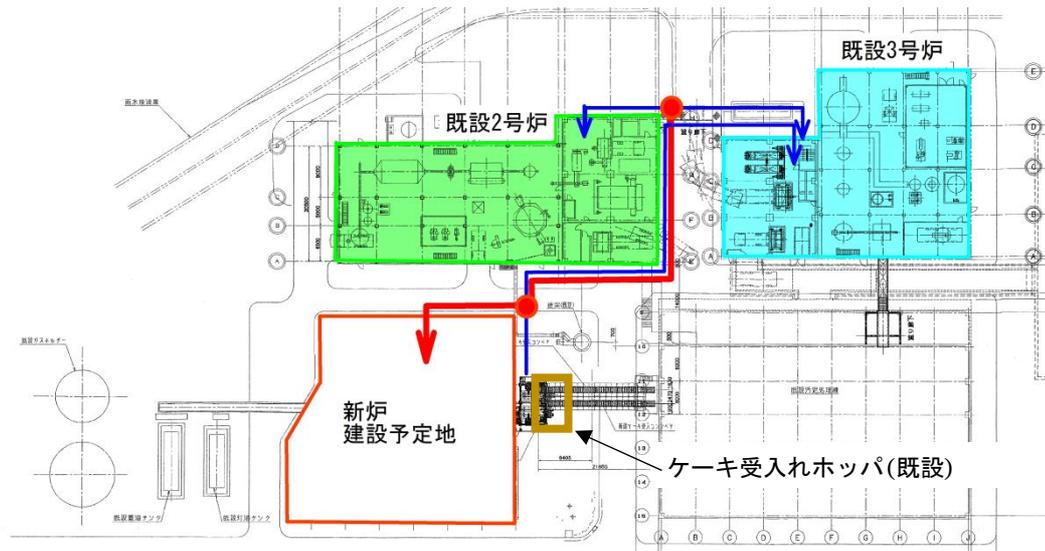


図 脱臭ダクト位置図

7. 電気設備

既設負荷との取り合いが必要な機器とその取り合いは下記とする。なお、既設電気設備の改造が発生する場合、改造に係る設計は受注者が実施するが、改造工事については、受注者の設計内容に基づき発注者が別途実施する。

7.1 2号焼却炉棟横（1階）

- ・ ケーキ移送ポンプ
- ・ ケーキ移送ポンプフィーダ

既設2号焼却炉棟のコントロールセンタ、補助継電器盤およびコントローラにて回路構成され、焼却炉ケーキ移送系（定量フィーダ重量）との連動・自動運転を行っている。

更新後は、新焼却炉のコントロールセンタ、補助継電器盤およびコントローラにおいて回路を構成し、新焼却設備ケーキ移送系との連動・自動回路を構築する。

7.2 今井戸雨水ポンプ棟（地下2階）

- ・ 高度処理水移送ポンプ

現状は、既設2号焼却炉棟のコントロールセンタ、補助継電器盤およびコントローラにて回路構成され、焼却炉棟砂ろ過水槽水位により連動・自動運転を行っている。

更新後は、新焼却炉のコントロールセンタ、補助継電器盤およびコントローラにおいて回路を構成し、新焼却炉棟砂ろ過水槽水位との連動・自動回路を構築する。

7.3 砂ろ過棟（地下1階）

- ・ ろ過水移送ポンプ

ろ過水移送ポンプは焼却炉棟移送弁に連動しており、焼却炉棟移送弁は焼却炉棟砂ろ過

水槽水位(電極信号)による自動運転を行っている。

砂ろ過設備は、砂ろ過設備シーケンスコントローラにて自動制御を行っているため、更新後は新焼却炉棟コントローラから、砂ろ過設備シーケンスコントローラへ新焼却炉棟砂ろ過水槽水位信号の伝送を行う。

8. 受変電設備

今池水みらいセンター汚泥処理棟電気室の高圧配電盤より、低圧電源供給を行う。1号炉焼却棟電気室に低圧配電盤を新設し、必要となる設備へ配電を行う。

今回範囲は次頁に示す参考図を対象とし、上位側の別途工事範囲は大阪府にて設計・施工を行う範囲である。参考図に記載されている対象負荷は参考とし、受注者にて検討した結果により必要な負荷を出すこと。必要負荷の中に更新・補修工事や維持管理で必要な作業用電源も見込み、必要箇所に作業用電源箱を設けるものとする。

9. 自家発電設備

非常用電源は、既設自家発電設備より施設内の最低限の保安電力、炉等を安全に停止するための必要な負荷のみ供給できるようにする。

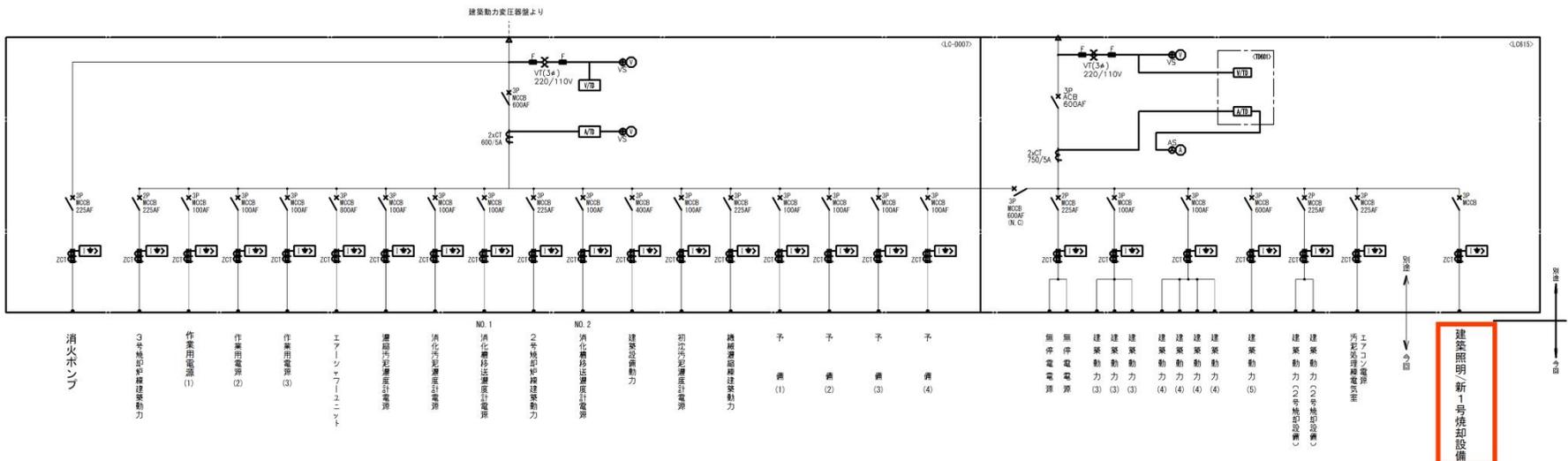
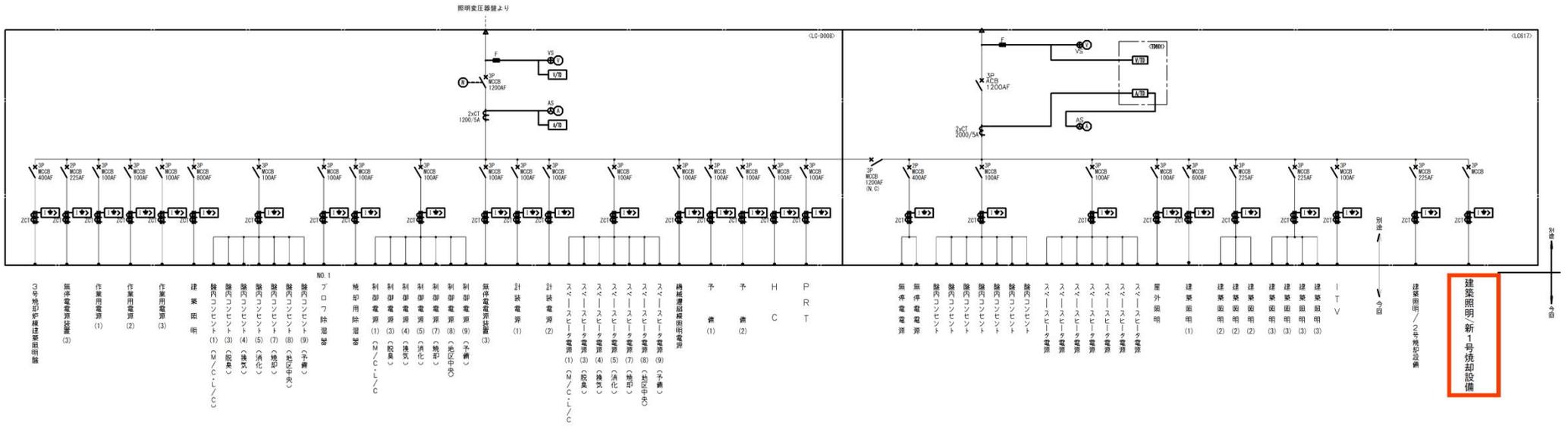


図 汚泥処理棟単線結線図 (2/2)

今回 :

別紙 1 8 新炉建設予定地 撤去後用地図 (参考図)

